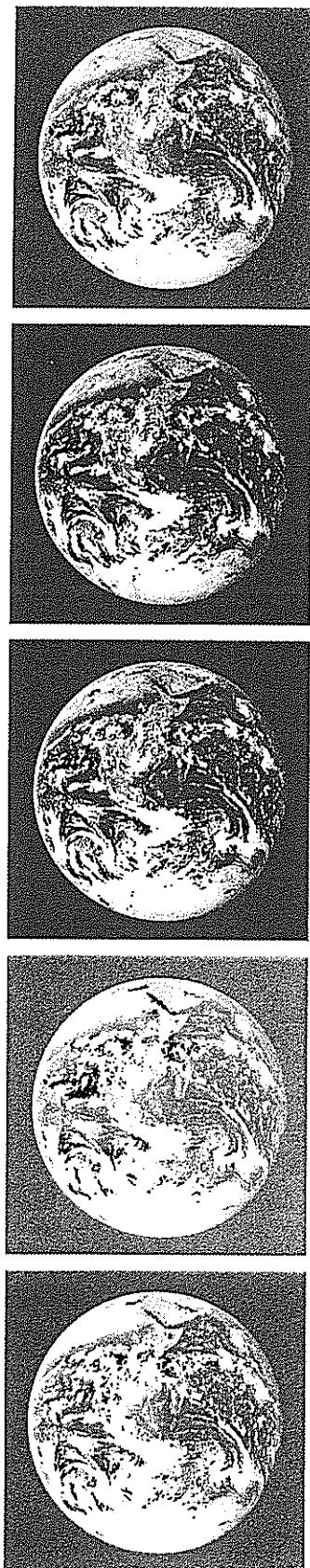


変容する「世界都市連合」の活動

古典的姉妹都市活動から技術協力・開発援助へ



地方自治体国際化協会

CLAIR



は　し　が　き

「世界都市連合（英UTO、仏FMCU）」は、世界中の都市の自立、連帶、発展を促進することを目的として、1957年に創設され、パリ（正確にはパリ市の北西部に隣接するルヴァロワ・ペレー市）に本部をおいている。当初は、第二次大戦後の国家間の対立を越えて都市同士の平和を維持、推進するということを主要な課題としていたが、その後のアフリカ諸国の独立、東側の共産党体制の崩壊等といった世界の流れに敏感に反応し、南北間、東西間の都市交流に力点を移している。また、近年の世界的な都市化現象や都市機能の複雑化などに伴い都市問題が変容していることや、二都市同士の協力から都市ネットワークを通じての協力までその協力手段が多様化していることに対応するため、1989年には技術的な付属機関として「世界都市連合開発（仏CUD）」を創設し、主として南北間の技術的分野での国際協力活動の推進にあたらせている。世界都市連合は世界の自治体の連帶を図る先進的団体であるとともに、国際協力活動を推進する世界的組織でもある。ただ現実には、これまでの活動の中心はヨーロッパ（東西の）、アフリカ、ラテンアメリカにあり、アジアでの活動は、アジア地域における人間居住環境の改善を目的として国連のアジア太平洋経済社会委員会等が開始したCITYNETに1989年に参加して始まったばかりである。

わが国でも近年、外国からの要請により、あるいは自らがイニシアチブをとって、地方自治体が国際協力活動に取り組む姿勢が広くみられるようになった。それらの自治体では、上下水道、衛生、教育などの住民に密着したサービスを行う専門家として、ノウハウを外国の自治体に移転しつつ、その友好関係を発展させている。

当協会パリ事務所は、世界都市連合の国際評議会に二度にわたって（1991年イタリアのアオスタ、1992年ポルトガルの里斯ボン）オブザーバーとして参加する機会を得た。本書は、世界都市連合の協力により、それらの会議での報告や別途入手した資料をもとに執筆したものである。執筆に当たっては、松田聰パリ事務所長の指導の下に、原案を Tomi KOHIYAMA所員が作成し、田中秀明、渡辺克己、松岡昭の各所長補佐が内容を調整し、同所長が最終的に精査したものである。世界都市連合の組織、活動等全体像を紹介することにより、国際交流および対外協力活動に関心のある地方自治体等の関係者の皆様の参考になれば幸いである。

平成5年3月

(財) 自治体国際化協会

理事長 津田 正

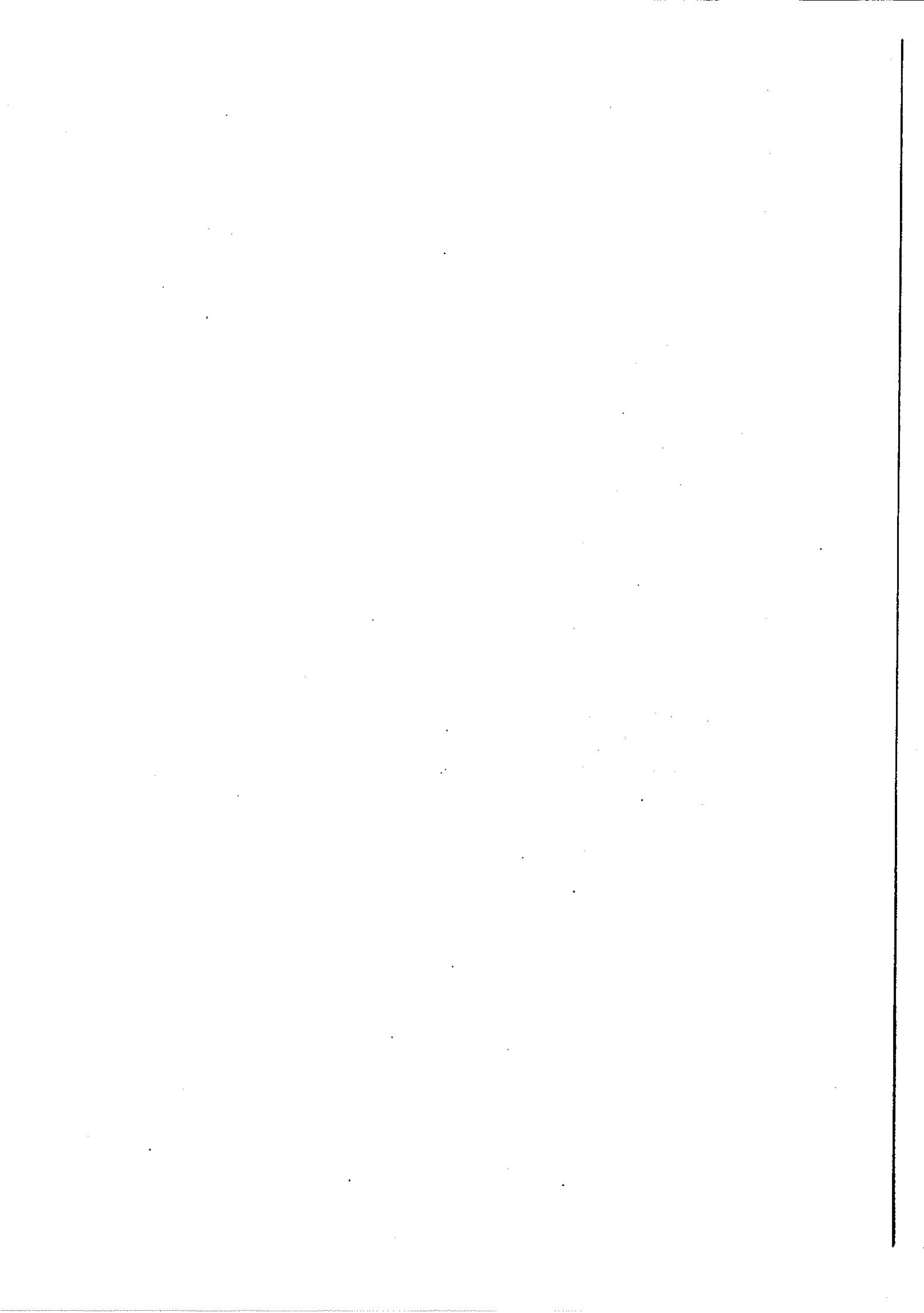


目 次

はじめに	1
第1部 世界都市連合（F M C U）の組織	3
一 世界都市連合（F M C U）の規約上の組織	3
1 世界都市連合の構成	3
(1) 世界都市連合の会員資格	3
①正会員	3
②準会員	4
③名誉会員	4
(2) 世界都市連合の各組織	6
①世界都市連合の各組織の活動原則	6
②総会	6
③会長職	6
④国際評議会	7
⑤常任仲裁委員会	9
⑥執行委員会	9
⑦世界都市連合のための国別委員会	10
⑧公的役職への女性進出のための世界都市連合国際委員会	10
2 世界都市連合の財政	11
(1) 世界都市連合の財源	11
(2) 世界都市連合の現在の財政状況	11
①コルドバ総会	11
②アオスタ国際評議会	11
③リスボン国際評議会	12
二 世界都市連合開発（C U D）の設立および組織	14
1 世界都市連合開発創設に当たっての根本原則	14
2 世界都市連合開発の構成	15
(1) 世界都市連合開発の会員	15
(2) 世界都市連合開発の組織	16
①総会	16
②会長職	17
③理事会	17
④指導計画委員会	17

(3) 世界都市連合開発の財政	-----	18
第1部のおわりに	-----	18
第2部 世界都市連合（FMCU）の活動概観	-----	20
一 世界都市連合（FMCU）の基本原則と活動目標	-----	20
1 基本原則	-----	20
2 活動目標	-----	21
二 世界都市連合（FMCU）のテーマ別活動の総括と展望	-----	22
1 世界都市連合（FMCU）の活動手段	-----	22
(1) 規約上の活動手段	-----	22
(2) 活動手段の変容	-----	23
①協力の二つの新しい進め方	-----	23
②姉妹都市提携の変化	-----	24
2 北－北型協力	-----	27
(1) ヨーロッパにおける協力の刷新	-----	27
①経済協力	-----	27
②協力の伝統的側面の保持および発展	-----	29
(2) 社会活動の発展	-----	30
①障害者の社会参加	-----	30
②移民の同化	-----	31
3 南－北型協力	-----	32
(1) 開発援助のための国際協力をを行う諸機関	-----	32
①開発援助の沿革のあらまし	-----	33
②開発援助のための国際協力の主体となる機関	-----	34
ア フランスの対外協力	-----	34
イ 多国間協力	-----	43
③開発援助国際協力の仕組み概観	-----	52
ア 援助の形態	-----	55
イ 援助実施のための手続き	-----	57
(2) 世界都市連合開発（CUD）の活動	-----	60
①活動哲学	-----	60
②テーマ別プログラム	-----	61
ア CIUDAGUA	-----	62
イ MEDCITES	-----	63
ウ ヤムスークロの活動計画	-----	66

エ CODATU (都市交通開発整備協議会) -----	69
オ CITYNET -----	70
③その他の活動 -----	73
 4 東－西型協力 -----	75
(1) 東－西型協力のプログラム概観 -----	76
①東－西型協力の原則 -----	76
②東－西型協力の二つの様相 -----	76
(2) 地方自治 -----	77
①概観 -----	77
②独立国家共同体の都市との協力 -----	78
③ハンガリーの都市との協力 -----	78
(3) 経済・社会開発 -----	80
①経済開発 -----	80
②社会開発 -----	80
(4) 環境問題 -----	82
 三 世界都市連合 (FMCU) の活動を統一するテーマ -----	84
1 平和 -----	84
2 地方自治 -----	85
3 環境のための世界都市連合の政策 -----	87
(1) 世界都市連合内部での環境問題の発端 -----	87
(2) 国連環境・開発会議 (リオ会議) への世界都市連合の貢献 -----	88
①世界都市連合内部での準備 -----	88
②外部との準備 -----	89
③リオ会議の成功とその後 -----	91
 第2部のおわりに -----	92
 <情報源> -----	93
<参考文献> -----	94



はじめに

「都市は人々の相互作用への欲求から生まれた」といわれる。それ故、交流こそが都市の本質である。「世界都市連合（英UTO、仏FMCU）」はこの本質から生まれ、その活動もこの本質に糧を得ている。

世界都市連合は1957年に創設され、世界中の都市の自治、連帯、発展を促進することを目的としており、とりわけヨーロッパ色の強い組織構成になっている。事実、ヨーロッパ文化は都市の文化である。都市はいつも政治の基本的な役割を果たしてきた。というのも、とりわけ都市はヨーロッパ近代国家建設の基となったからである。国家権力を確立するため都市に向けられた戦いが、過去を特徴づけたのに対し、今日、世界のある地域では過去の傾向は覆され、また、ある地域では都市と国家の調和が模索されている。それほどまでに、国家は都市が孕む可能性を無視できなくなっている。

この可能性はまず経済に関連する。産業革命以来、商業交易の中継地としてと同様、生産者として都市の役割はますます重要性を増している。つまり、都市の経済は、内部での交易および外部との交易から成り立っている。

都市の可能性はまた政治にも関連する。都市とは、個人の団体生活への参加が行われる最初の枠組みである。都市の政治的役割はまず第一に都市内部で機能するが、近年都市はその外部でも意見を表明するようになり、世界都市連合はそのために大いに尽力してきた。

実際、世界都市連合の創設に大きな影響を与えた唯一の目的は、国家間の対立を越えて都市同士の平和を維持、推進するという政治的なものであった。それ故、その活動にイデオロギー的内容を持たせることを重視するという点で、また、共同体は自らを運営し（民主主義）、個人は国家的、国際的に差別なく生きるべきである（市民権、全世界的対話、公民精神）という思想が定着するよう活動している点で、同連合は本質的に政治団体なのである。こうした点すべては、アフリカ植民地の独立達成、東側の共産主義体制の崩壊等といった世界政治の流れに世界都市連合が大変敏感に反応している理由を説明する。

しかしながら、ここ数十年間にわたり、特に世界的な都市化現象、これによる交易の増大といった理由により、都市の諸機能は複雑化した。それ故、連合はこの変化を伝える必要があった。1987年のグルノーブル総会はその意味において決め手となった。組織が呼称を変更したのはこの時代である。世界姉妹都市連合から「世界都市連合」へと変更することで、組織は都市同士の協力手段が多様化していることを示した。また、活動に技術的分野を導入したのも当時のことである。二年後の、技術的付属機関「世界都市連合開発」（CUD : Cités Unies Développement）はその華々しい結果である。その後、変動の在り方を具体的に定義し、さらにイスラエル、日本（当協会パリ事務所）のように連合に加盟していない地方自治体をオブザーバーとして迎えた、アルゼンチンのコルドバ会議（1990）、北部イタリアのアオスタ会議（1991）、ポルトガルの里斯ボン会議（1992）はこうした状況の変動を改め

て確認することとなった。

世界都市連合の転換点は「世界の新秩序」に伴う最近の現象であり、組織の順応能力を試すきびしい試練である。

今世紀の終わりにあたり、世界都市連合は政治と科学技術のバランスを模索することになろう。それ故、世界都市連合の現状と課題を検討するには、その組織面（第1部）と活動面（第2部）の両面から眺める必要がある。

ただその前に各種の表記について説明しておきたい。

まず、本書の作成にあたって入手した情報、資料はほとんど仏語であったので、日本語以外の用語は原則として仏語で表記し、英語の場合は原則としてその旨（（英）として）注記した。

次に「世界都市連合」の用語であるが、同連合は英語ではUTO (United Towns Organization) であり、仏語ではFMCU (Fédération Mondiale des Cités Unies et Villes Jumelées) である。従前は同連合の活動は文化的、人的交流を中心とした姉妹都市活動が中心であったためFMVJ (Fédération Mondiale des Villes Jumelées) であったが、前述のように、その活動が姉妹都市提携のほか都市間ネットワークの形成を通じての対外技術協力、開発援助に重点を移すにつれ、名称も上記のように変更された。したがって日本語の名称も従前よく使われていた「国際姉妹都市連盟」ではなく、その実態をよく反映した「世界都市連合」を使った。

最後に、金額がフランまたはドル表示である場合の日本円換算は、1ドル=130円、1フラン=24円、1エキュ(ECU)=160円のレートで行った。

第1部 世界都市連合（FMCU）の組織

1987年のグルノーブルの総会で改正された規約を通読すれば、世界都市連合（FMCU : Fédération Mondiale des Cités Unies et Villes Jumelées）の組織の概要を把握できる（一）。しかしながら、1990年来、南一北型協力を強化する目的で、世界都市連合には、独自の規約を持った専門機関「世界都市連合開発（CUD）」が創設されている（二）。それ故、世界都市連合の構造、機能の仕方全体を知るには、この二つの機関全体を検討する必要がある。

一 世界都市連合（FMCU）の規約上の組織

世界都市連合は1957年に創設された。創設の目的は、第二次世界大戦中双方に分かれ戦った国々の都市を和解させ、その当時対立していた国々に属する都市間の交流を維持することにあった。

同連合には、世界79か国の「国際交流を行っている市町村その他の地方自治体」が約2200加盟している。同連合は「非政府国際組織」であり、その根本任務は地方自治体を媒介にして、「住民の活動による世界的協力」を促進することにある（規約第1条）。本部がフランスに置かれているので、連合は非営利団体に対して適用される当地の法律に従う。世界都市連合の構成員の紹介（1），および財政の紹介（2）を通して、同連合の紹介をすることとする。

1 世界都市連合の構成

世界都市連合の各組織（2）を列挙する前に、その会員（1）について説明したい。

（1）世界都市連合の会員資格（規約第4条）

主に二種類の会員があり、一つが正会員、もう一つが準会員である。

① 正会員

世界都市連合の組織、活動についての諸義務および同連合の創設・活動にまつわる根本原則を遵守する誓約を一方的に通知するだけで正会員の資格を得ることができる。すなわち、新会員の加盟を承認するのに、規約上、同連合のいかなる機関の介入も受けないこととされており、この点は大いに注目に値する。

正会員は地方公共団体である。したがって、とりわけワイマール（ドイツ）、ドゥアラ（カメルーン）、ロスピタレット・デ・リョブレガット（スペイン）、ラ・ロシュ・シュール・ヨン（フランス）、アオスタ（イタリア）、ハルハル（ヨルダン）、タンジール（モロッコ）、モスクワ（ロシア連邦）といった都市は正会員の資格を有する。また、ローマ（イタリア）のような県（市）、ノール・パ・ド・カレのような州、ニアメー（ナイジェリア）のような広域都市圏も正会員である。世界的にみると世界都市連合への加入状況は以下のようにばらつきがある。西ヨーロッパ14か国、

東ヨーロッパ7か国、アフリカ29か国、中東5か国、アジア4か国、北米2か国、ラテンアメリカ18か国。ヨーロッパでは南ヨーロッパが主流である。北ヨーロッパの地方自治体は、アングロ・サクソン系の国々で基盤が強い「国際自治体連合（英 I.U.L.A : International Union of Local Authorities）」により数多く加盟している。

正会員には2種類の義務が課せられている。

- a 会員になった以上は結果として当然課せられる内部的と呼べる義務、世界都市連合憲章・規約の遵守、方針の承認、分担金の定期的納入がこれにあたる。最後の点に関しては、年間会費の不納入が2年続き、会員資格剥奪予告の効果が90日間にわたって見られないときは、会員資格剥奪の罰則が適用される。
- b 「外的」といわれる義務で、「姉妹都市提携を結び、さらに提携に具体的かつ恒常的内容を与えるのにふさわしい構造を作り出す努力を行うこと」が、これにあたる。

正会員はある非営利団体（association）、あるいは世界都市連合のための国別委員会等に代理を務めてもらうことが可能である。これらの非営利団体、委員会は完全に正会員になり代わることができる。

② 準会員

自治体相互間の協力を促進するため、世界都市連合の活動に参加したいと望む場合、自治体から委任を受けていない姉妹都市提携委員会（comités de jumelage）、諸非営利団体（associations）、財団（fondations）、政府機関、国際機関、より一般的には地方レベルの組織、国レベルの組織、国際的組織は準会員となれる。こうして例えば、日本の国際親善都市連盟（J A M L I F）は1971以来、準会員の資格を有している。

準会員に対し、世界都市連合の規約は「加入を認められた」という用語を使用している点に注意すべきである。この会員資格は候補者による一方的な通知により得られるものではないことを暗示しているからである。実際、規約は、各国独自の状況を尊重して、執行委員会が各国の適切な諸機関に意見を求めるため諮問を行うことを定めている。

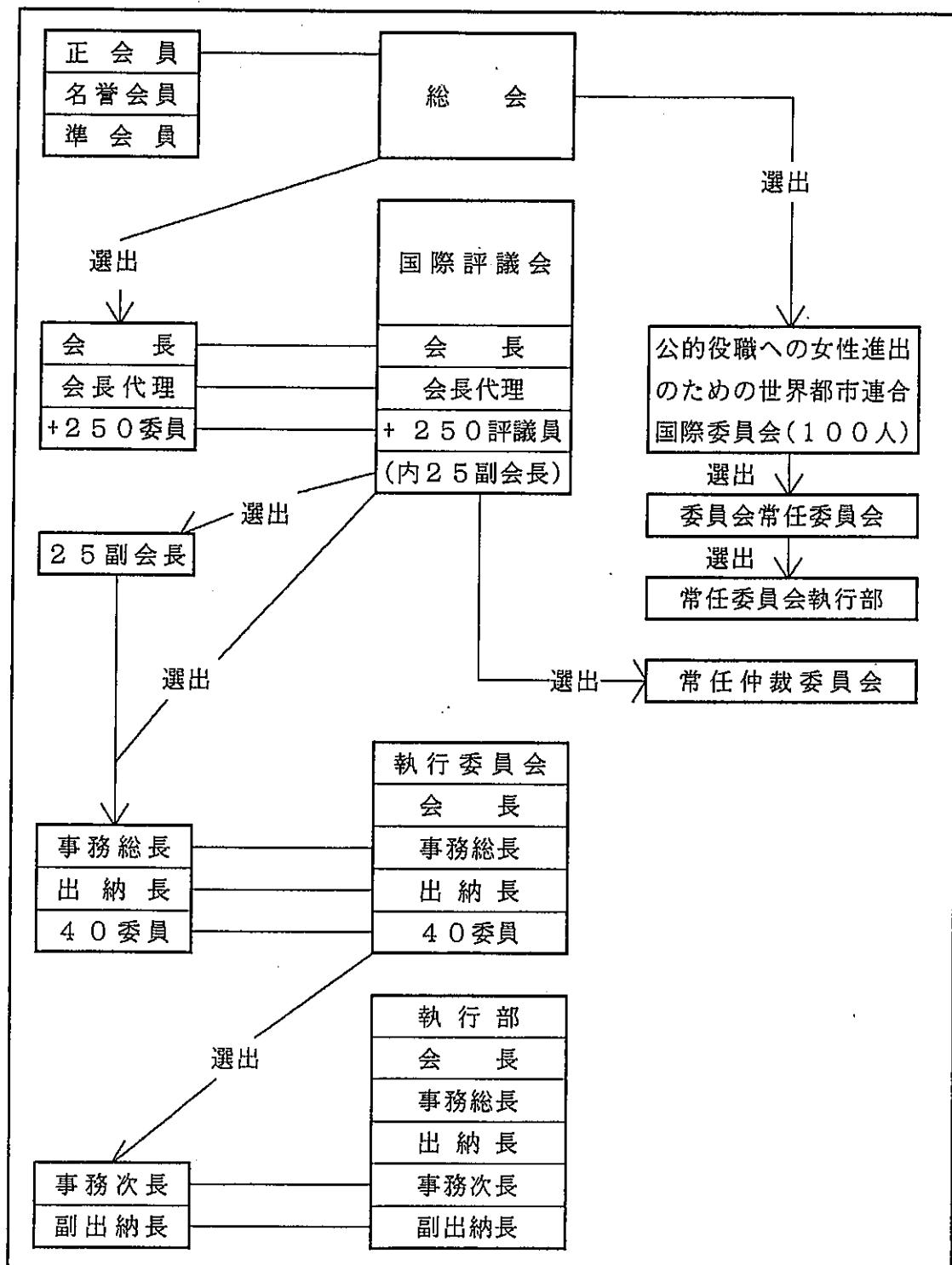
準会員に課せられる義務は正会員のそれと同一と見なされる。しかし、準会員の世界都市連合内での権利は、すべての内部組織に参加できるわけではないという点で、より小さいといえる。

③ 名誉会員

これら二つの会員のほかに、特に形式的、名誉的な意味の強い3番目の会員が存在する。名誉会員の資格がそれで、この資格は要人に与えられるほか、世界都市連合に寄せられた支持、あるいは世界都市連合に示された献身により、あらゆる「社会階層の人物」に与えられる。同会員の任命を行うのは総会である。名誉会員は「世界都市連合の各組織からすべての活動について通知され、定期的に総会、および国際評議会の会合に招待される」。当然、名誉会員は連合創設に関する原則の尊重以外に、他の種類の会員に課せられているいかなる義務も負わない。

会員資格の喪失は「重大な原因に基づき、常任仲裁委員会により宣告される除名」によるが、宣告に際しては幾つかのしかるべき手続きを遵守しなければならない（第5条）。

図-1 世界都市連合（F M C U）の公式組織（規約第7条）



(2) 世界都市連合の各組織

世界都市連合各組織の活動原則（①）を手短に説明した後に、総会（②）、会長職（③）、国際評議会（④）、常任仲裁委員会（⑤）、執行委員会（⑥）、都市連合のための国別委員会（⑦）および公的役職へ女性が進出するための世界都市連合国際委員会（⑧）を順次紹介することとする（組織図については、図-1を参照）。

① 世界都市連合の各組織の活動原則（規約第7条）

世界都市連合の組織は変化したが、民主主義に基づいた次の基本原則は変わっていない。「世界都市連合内部での決定権は、これに加盟している市町村、その他の自治体および非営利団体に帰属する。これらすべての会員は、入会時に自らの意思で採択した連合の原則に従って行動する限り、いかなる場合にも世界都市連合の精神を具現している。」

② 総会(Assemblée Générale)（規約第8、9条）

上に述べた原則の結果として、総会は世界都市連合の最高意思決定機関である。実際、総会は各正会員に一正代表の割合で送られる正会員代表、オブザーバーと見なされる準会員代表から構成される。正会員は、正代表に加え、オブザーバーの資格で数名の代表を任命することができる。審議が有効となるには定足数を満たす必要がある。総会に出席する会員の数は国際評議会の評議員の数を下回ってはならない。またこの場合、同評議会の暫定事務局が総会事務局となるものとする。

正代表のみがそれぞれ一票の投票権を持つ。会員は委任により他の会員に代理を務めてもらうことができるが、代理人は自分の投票権以外に、一つの代理権しか持つことができない。

総会の機能として次のようなものがある。

- a 事業・決算報告および国際評議会の活動報告に関する決議
- b 財政運営に関する全体方針の決定。決算について討議し、決算確認証を発行
- c 会長職、国際評議会および公的役職への女性進出のための世界都市連合国際委員会委員の選出
- d 向こう3年間にわたる世界都市連合の活動に関する全体的路線の決定

通常総会は3年ごとに開催されるが、国際評議会の決定、または正会員の半数以上からの請求により、臨時総会が招集される。

直近の総会は1990年10月29、30、31日にアルゼンチンのコルドバで開催された。次期総会は1993年フランスのリールで開催の予定である。

③ 会長職(Présidence)（規約第10条）

会長職は、会長または会長を補佐する会長代理が務める。

会長は、各通常総会の際に正会員により選出される。1987年のグルノーブル総会以降、会長職の職務期間は連続して二任期、すなわち6年を超えることはできない。ただし、1984年に選出された前会長ピエール・モーロワ氏（リール市長、元フランス首相）はコルドバ総会（1990）で3期目の任期を務めることを認められた。しかし、1992年12月のリスボンでの国際評議会から、同会長は役職を遂行でき

なくなったため、会長代理の互選で選ばれたジョルジュ・サンパイヨ氏（リスボン市長）が次期総会まで会長職についており、同氏は次期総会で選出された上、引き続き会長を務めるものと見込まれる。

会長は当然に国際評議会、執行委員会(Comité Exécutif) および執行部(bureau)の長を務める。会長は私法上の行為において世界都市連合を代表し、そのためのすべての権限を有する。また、会長は国際政治の場でも世界都市連合を代表する。

会長代理は、世界の各地域の代表者であり、総会で会長と同じ条件のもとに選出される（現在 21 人）。会長代理は会長を補佐するほか、会長が一時的、あるいは決定的に役職を遂行できなくなった場合、会長代理の中から互選で会長代行者もしくは後継者を選出する。

④ 国際評議会(Conseil International)（規約第 12 条）

国際評議会の役割（イ）を理解するには、その組織（ア）をみる必要がある。

ア 国際評議会の組織

国際評議会は、総会で、正会員から個別に寄せられた立候補を基に、正会員あるいはその代理人の中から選ばれる。

立候補を登録し、その受理適格性を確かめた上で立候補者リストを作成するのは執行委員会である。

250 の評議員、会長および会長代理が国際評議会を構成する。立候補者の地理的分布を考慮して、正会員を持つ国は、国際評議会において最低一つの議席を有する。残りの議席は、当事者の同意の下に分配されるが、加盟自治体の数を問わず、いかなる国も 20% 以上の議席を占めることはできない。国際評議会の構成が可能な限り忠実に世界都市連合の構成を反映できるよう、自分の国が国際評議会に評議員を持たない加盟自治体は次期総会まで、国際評議会での代表者を当然に任命することができる。この考えに従い、国際評議会は二つの総会の間でも新しい評議員を任命することができる点に注意を要する。これは特に、今まで世界都市連合に全く加盟者を持たなかつた国に属する自治体あるいは非営利団体が新たに加盟する場合に行われる。

国際評議会は会長の招集により年に一度開催される。さらに会員の半数以上からなる請求あるいは執行委員会からの要請があるたびに臨時に開催される。

評議員の任期は、新評議員の選出または指名後の総会で終了するが、再選は可能である。

国際評議会の構成をみると、世界都市連合が世界中でどのように勢力をはっているかを伺い知ることができる。すなわち、コルドバ総会での選挙結果から以下のようない点が明らかになった。

- a ヨーロッパ（東と西を併せて）が、フランスとイタリアからの積極的な参加と併せて、半数以上の評議員を占める。
- b アフリカ（北と西）、ラテン・アメリカはそれぞれ二番目、三番目に評議員の多い地域である。
- c 最後にアジア（小アジアと南アジア）および北アメリカはそれぞれ 5 評議員と

3評議員（カナダから）を持つのみで、加盟国が極端に少ない。

このように、世界都市連合はアジア大陸の大部分ではほとんど存在しないも同然である（日本の国際親善都市連盟は準会員であるが）。こうした理由で、自治体国際化協会パリ事務所がオブザーバーとしてアオスタ会議および里斯ボン会議に招待されたのである。世界都市連盟に加盟する諸都市もアジアの諸都市と最初のコンタクトを取る決定をした。これが、つい最近中国の都市と姉妹都市提携を結んだラ・ロシュ・シユール・ヨン市（フランス西部ヴァンデ県の県庁所在地）のケースに当たる。ル・アーヴル市（フランス北部ノルマンディー州）も同じく中国の港湾と関係を結んでいる。

北アメリカとの関係もあまり発展していない、アメリカ合衆国は最近まで世界都市連合に不参加であったくらいである。しかし、アオスタでは、シカゴの代表者が出席していた。最後に、ヨルダン、トルコを除き小アジアの諸国は世界都市連合にほとんど参加していない。よって、イスラエル、イラン、イラク、サウジアラビアといった諸国家には会員都市がない。とはいっても、アオスタではイスラエルの二都市がオブザーバーとなった。

ヨーロッパ諸国が過半数を占めるという事実は環境問題、社会面での協力といった世界都市連合の新しい活動方針に影響している。この新しい活動方針に関しては、第2部で触れることとする。アフリカ、ラテン・アメリカ諸国の存在と結び付いている世界都市連合は、南北型協力・南南型協力の枠組みで行われる大規模な作業の発信源でもある。

国際評議会はその内部で最大限25の副会長を選出できる。

以上のような国際評議会の構成は、同評議会の役割に自然と影響を及ぼすことになる。

イ 国際評議会の役割

国際評議会は上記のような構成で、また各地域の評議員が意見を発表する場であるという機能を持つことから、同評議会の任務は世界都市連合の政策を導いていくことがある。その際には以下の点を尊重する必要がある。

- a 一般的に、世論や国家レベルあるいは国際的レベルの各種機関に働きかけて、世界都市連合（FMCU）の原則、理念、活動を推進すること。
- b より特別には、総会で採択された一般方針、決定が適用されるよう配慮すること。

これらは、国際評議会での議論が本質的に政治的であることを説明するものである。アオスタ会議等の最終決議が示すように、国際評議会は世界都市連合が国際政治上の問題に対し態度決定をするための議論の場である。専門的作業は、世界都市連合開発、国別委員会、執行委員会等のより限定的、専門的な機関で行われる。

任務を全うするため、国際評議会は一方で執行委員会、事務総長、出納長を選出し、また他方で執行委員会の提出する報告を承認し、総会の定めた財政運営方針に則った年間予算を採択する。

最後に、規約第16条により国際評議会は、会長が「しかるべき権限を持った他の

地域、政府の機関、非政府機関および国際機関」と交渉して得られた協力協定を承認する。この点に関し、世界都市連合（FMCU）はユネスコ、国連経済社会理事会、欧州会議（Conseil de l'Europe）に対し、諮問機関の地位を享受している点に注意されたい。

⑤ 常任仲裁委員会（Commission Permanente d'Arbitrage）（規約第11条）

委員会は国際評議会により3年の任期で選出される。

委員会は以下の委員から成る。

- a 世界都市連合（FMCU）の諸組織で何らかの役職を果たした経験のある卓越した人物3人
- b 国際評議会の評議員3人
- c 正会員から推薦をうけた、世界都市連合の他のいかなる機関にも所属していない3人

同委員会は、会長または国際評議会の提訴により、調停または仲裁の手段により、世界都市連合組織内部に生じる諸問題を解決しなければならない。

⑥ 執行委員会（Comité Exécutif）（規約第13条）

執行委員会は正会員から提出された立候補に基づいて国際評議会により選出された個人40名からなる。同委員会は少なくとも四半期に一度会合を持ち、事務・財政運営の責務を負う。また国際評議会開催会期の合間、世界都市連合の政治、涉外関係を処理する。同委員会は国際評議会に活動報告を提出するとともに、年間予算を準備する。さらに同委員会は、国際評議会での決議が実施されるよう常に目配りをする。

執行委員会の執行部（bureau du comité exécutif）は、会長、事務総長、事務次長、出納長、さらに場合によっては副出納長により構成される。

事務総長、出納長ともに国際評議会により選出される。事務総長は執行委員会の運営をとぎれることなく行っていく責任がある。出納長は財政面での責任者であり、世界都市連合の財産運営、経理に当たる。現在、ルジール＝オグレル（Lesire-Ogrel）氏、プレヴォ（Prévot）氏がそれぞれ事務総長、出納長である。

アオスタの国際評議会において、ルジール＝オグレル氏は、世界都市連合内部の運営に関し、東ヨーロッパ諸国の関与が考慮されるべきであると提言した。この関与は、国別委員会がハンガリー、チェコスロバキアといった各所に設置されていることからも明らかである。こうして、とりあえず幾つかの東ヨーロッパの都市代表に執行委員会の門戸を開くことで、組織内部でいかに東ヨーロッパ各都市の立場を代表するかという問題を解決することを呼びかけた。しかしながら、東ヨーロッパ代表は投票権は持たない状態で執行委員会の活動に参加することとなる見込みである。国際評議会はこの門戸解放を受け入れた。しかし同評議会はまた、投票権を与えぬにせよ世界都市連合会員に対しむやみに門戸を開けば、業務上必要な出張のための経費負担問題に加え、執行委員会の根源的性格を失う危険が生じることを喚起した。

こうして、1992年1月29、30日にパンタン（Pantin）（フランス）で開かれた執行委員会での注目すべき出来事は、ゴドロ（Gödöllő）（ハンガリー）助役の

ゾルト (Zsolt) 博士、プロプラード (Proprad) 市長 (チェコスロバキア) のマデック (Madec) 氏の参加であった。

⑦ 世界都市連合のための国別委員会 (Comités Nationaux pour les Cités Unies)
(規約第15条)

世界都市連合の活動を国単位で引き継ぐため、国別に世界都市連合活動支援委員会を結成することができる。連合加盟の地方自治体はこの委員会の会員となる権利を持つ。この委員会は場合によっては、たとえば連合加盟者多数を巻き込む活動を行う際などには、会費の一部を譲与してもらうことができる。また、国別委員会は公的または私的な補助金をうけることができるほか、独自の活動を通じて財源を得ることもできる。後者の場合、毎年国際評議会に活動報告をする義務がある。なお、同委員会は、各国レベルでの加盟都市および活動推進者の意見、要望発表の場所でもある。

もっとも大きな委員会はドイツ (最新、1991年11月7日発足) 、ブルキナ・ファソ、スペイン、イタリア、マリそしてセネガルにある。単に一事務局 (今後国別委員会へと発展するための第一段階) の形しかっていないのが、シカゴのアメリカ事務局である。ごく最近に発足したハンガリー (1991年末) 、チェコスロバキア (1992年1月1日) の事務局は、近々、連合のための国別委員会へと発展する予定である。最後に、1975年に創設されたフランス委員会は1989年に法人格を取得し、フランス都市連合 (CUF : Cités Unies France) という名称を持つ自立した組織になったことに触れておきたい。

執行委員会は、国ごとの内部事情を尊重するため、国別委員会の組織が柔軟であることを重視している。

アオスタの国際評議会の際、ルジール＝オグレル氏は、世界都市連合の発展は地方分権の強化を通して行われるという点に関して、連合内部ですでに同意が得られていることを改めて喚起した。

⑧ 公的役職への女性進出のための世界都市連合国際委員会 (Comité International des Cités Unies pour la Promotion des Femmes aux Responsabilités Publiques) (規約第14条)

ここ数年の間に世界都市連合に新しい二つの専門機関が現れた。一つが「公的役職への女性進出のための世界都市連合国際委員会」、もう一つが「世界都市連合開発 (CUD)」である。後者については、その重要性にかんがみ二において詳述したい。

世界都市連合開発は独自の規約を持ち、規約第14条に基づくものではないが、前者の組織は規約第14条に基づくものである。この委員会が正式に認められたのは前回のコルドバでの総会においてである。委員会は、総会で選ばれ、正会員を代表する最大100名の委員から成る。委員会は定期的に会合を開き、委員会内部で選出された常任委員会 (commission permanente) が継続して運営にあたる。1990年5月6、7日イタリアのローマで開かれた会合の結果、サルトリ (Sartori) 夫人が事務総長 (secrétaire générale) に選ばれた。委員会は公的活動のあらゆる領域で女性の立場がより良く代表されることを奨励し、推進することにある。

これらすべての世界都市連合の組織は、設立以来、新しい状況に適合しながら発展しているが、財源面に関しては、幾多の困難をかかえている。

2 世界都市連合の財政

世界都市連合の資金調達の源((1)) を知らずに、同連合の今日の財政状況((2)) を理解することはできない。

(1) 世界都市連合の財源（規約第6条）

原則的に、世界都市連合の主たる財源は正会員からの会費である。会費の基本比率を決めるのは国際評議会の役割であるが、各地方自治体間にひろがる財源の格差を考慮して、会費は「納税者の数と納税能力」を基に計算される。会費一覧表は執行委員会の提言に基づき、国際評議会により決定される。準会員の会費もこれと同じ方法により決定される。

その他の財源としては、契約に基づく収入、国、政府間組織、非営利団体、財団等からの補助金、事業収入、寄付等がある。

同連合の財政責任が問われる範囲はフランス法における株式会社のそれと同様である。したがって、同連合の財産のみが、その契約上の責任を負うが、同連合のいかなる会員、運営に関わった会員さえも、契約上の責任を負うことではない。

1991年末期以降、同連合は財政困難に立ち至っている。その理由の一部は会員多数の会費の滞納による。

(2) 世界都市連合の現在の財政状況

① コルドバ総会

1990年10月のコルドバの総会では、情勢は楽観的であった。事実、1984年の財政危機以来、世界都市連合が陥っていた状況からの立ち直りを、出納長プレヴォ氏は大いに自負していた。実際に受領された金額は請求額の64%に過ぎぬとはいえ、会費の入金はまずまず満足できるものであった。各政府からの補助金の減少は、かなり効果的なスポンサー探しで補うことができた。しかし既に出納長は、連合の活動の拡大に対処するのに必要な収入の増加を見込んでいた。すなわち、1993年リアル総会に1500万フランの活動資金を当て込んでいた。

② アオスタ国際評議会

ところが、1991年11月のアオスタの国際評議会では、楽観主義がある種の不安感にとって代わられ、プレヴォ氏は「我々は窮迫している」と発表した。

1990年の予算は36万7126フラン(880万円)の黒字で終わった。

1991年の予算は、収入1159万2782フラン(2億7820万円) - うち会費が63.5% - 、支出1200万3467フラン(2億8810万円)で採択された。すなわち41万685フラン(990万円)の赤字が見込まれた。なお、支出

のうち最も大きな割合を占めるのは人件費である。

ところが、1991年12月31日時点では赤字は、121万5085フラン(2920万円)と見積もられた。

この事態に対し二つの理由が考えられた。

a 会費の滞納 会員80か国の中、42か国はまったく会費を支払わず、21か国は一部を支払ったのみであった。そして、6か国の会費納入額が、1991年10月31日時点での会費受領額の92%を占めていた。特にフランスは、会費、補助金、寄付金等により年間総予算の約50%を支払った。

b フランス政府からの補助金凍結 163万4000フラン(3920万円)にのぼるフランス政府の補助金が、その財政事情により凍結されたことも財政悪化の一員となった。

支出の面では、事務局の出張、事務用品といった予算の幾つかの分野で、圧縮の努力がなされた。こうして活動費は1132万7867フラン(2億7190万円)に抑えられた。さらに、同連合はこれまで外部委託していた都市ファイルを引き揚げ、さらに10台のマイクロ・コンピューターの設置、ネットワーク(オンライン)化を行った。都市ファイルの自己管理、新しい設備により1992年より年間13万フラン(310万円)の予算が節減される予定である。

以上から、プレヴォ氏は1991年に関し120万フラン(2880万円)の赤字を予定している。しかし、彼は1991年末にはこの赤字を縮小する考えである。そのため、50万フラン(1200万円)の補助スポンサー探しの交渉が行われた。さらに、同氏は、滞納者に1991年会費の支払いを説得するとともに、1992年会費の速やかな支払いを促すよう、会員となっている諸決定機関の責任に訴えた。こうした理由で、アオスタでの国際評議会はその最終決議で、会費納入の遅延は世界都市連合の活動にとって有害でしかない点を強く強調したのである。国際評議会は同じく、会費不払いにより滞納者は委員の職務に寄せられている信頼を疑わしくするものである、と滞納委員を弾劾した。今日の財政危機は1992年を大いに制約するだけに、出納長の不安はますます大きい。1992年は「とりわけ困難な年となろう」と、彼は予言した。事実、会費の支払いについての不信は取り扱われていないし、フランス政府の各省は予算緊縮の処置を取らざるを得ないだろう。また最後に40万フラン(960万円)にのぼる研究・工業省との契約は更新される大きな可能性もないまま終了する。さらに出費は増加が見込まれる。「東側」との調整にあたる役職の設置、コンピューター化、同連合の活動の増加からくる諸影響がおもな原因である。

同連合の財政困難は、会費の不規則な支払いによるところが大きいのは確かである。とはいって、ここ数年間に世界に起こった政治的激動を前に、世界都市連合はより大規模な手段を必要とする野心的な目的を掲げていたことも忘れてはなるまい。いずれにせよ、この手段とは、単に財政的なものではないはずであり、アオスタの国際評議会は、この手段の性格および、実行されるためのやり方について大いに検討した。

③ リスボン国際評議会

1992年12月にリスボンで行われた国際評議会では、世界都市連合の財政状況について次のような報告が行われた。

1991年の赤字は50万フラン（1200万円）に上ったが、給与の遅延を含む、世界都市連合の職員の努力により活動を維持することができた。

1992年は、収入967万フラン（2億3210万円）、支出1138万フラン（2億7310万円）、すなわち170万フラン（4080万円）の赤字を見込んでいたが、財政難から脱却するため、職員4人を解雇するとともに、出張、レセプション、使節団等の費用を抑えるなどの努力を行うことで85万フラン（2040万円）を節約し、支出を1052万フラン（2億5250万円）に抑えた。結局、80万フラン（1920万円）程度の赤字となる模様である。

この財政難はここ数年の会費収入の落込みに起因している。会費収入は1990年730万フラン（1億7520万円）、1991年670万フラン（1億6080万円）、1992年500万フラン（1億2000万円）と減少し、1993年はさらに低下することが予想される。1992年の会費の納入率は、11月15日現在56%で、特に東欧（3%）、アフリカ（11%）、南米（16%）で低下が目立っている。

フランス政府からの補助金や他のスポンサーからの収入は、予定したとおりの状況であるが、会費収入の低下を埋め合わせるためには、さらに他のスポンサーを探すことが必要となっている。

1993年の財政については、さらに厳しい状況が予想されている。会費収入については、各国の経済状況やヨーロッパ通貨価値の低下、フランス政府からの特例的補助の不確実性などからさらに落込むことが予想されている。1993年の予算は130万フラン（3120万円）の赤字を見込んだ「後退の予算」となり、財政難のために世界都市連合がその本来的な使命を果たすことができないとなると、この組織の威信低下につながるおそれがあるとの危機感が表明された。

二 世界都市連合開発（CUD）の設立および組織

南側諸国の利益に沿って進められるという厳密な意味において、地方自治体による地方分権型協力はつねに世界都市連合（FMCU）の優先課題であった。東ヨーロッパにおける民主主義の誕生は確かに新しい展望を開いたが、同連合は東欧諸国との関係発展が南側諸都市を犠牲にして行われないよう注意を払っている。同連合が1989年に南側諸国の開発援助を行う世界都市連合開発（CUD：*Cités Unies Développement*）を創設したことはその証しである。この専門機関の活動に最大限の柔軟性を持たせるため、同連合はこの機関の活動に監督権を残しながらも、独自の規約を設けた（世界都市連合開発（CUD）は法人格を有し、非営利団体（association）に関するフランス法が適用される）。この自立性と補完性の調和は、世界都市連合開発（CUD）の創設に当たっての根本原則（(1)）にも、この機関の構成（(2)）にも見受けられる。

1 世界都市連合開発（CUD）創設に当たっての根本原則

世界都市連合開発の規約の序文には、世界都市連合（FMCU）がこの付属機関を創設するに至った、三つの理由が明記されている。

- a 確認事項 地方自治体の参加する南一北間における地方分権型協力が、開発援助の分野で重要な位置を占めること。
- b 活動 世界都市連合は、その活動を通して発展途上国の地方自治体の運営に関する経験を得たこと。
- c 将来の必要 世界都市連合をより機動的にし、かつより幅広く協力者、資金調達を募り、同連合の使命を増大させる必要があること。

1987年7月のグルノーブル総会では、総会の決定した方針に従って南一北型協力を実行するため、経済・技術交流部（division des échanges économiques et techniques）が創設された。同部が世界都市連合開発（CUD）という非営利団体となり、法人格を獲得したのは1989年11月のことである。世界都市連合開発（CUD）の規約第2条は、同機関は世界都市連合（FMCU）規約第2条にある基本的な原理・原則に貢献するものとし、国際評議会と総会でそれらが変更された場合にはそれに従うことが謳われている。これは重要な条項であり、この条項により連合とその付属機関の活動が、同一の目的に従って行われることが保証されている。

世界都市連合開発（CUD）規約第3条は、同機関の世界都市連合（FMCU）に対する位置付けをより立ち入った形で示している。すなわち、「世界都市連合開発（CUD）は世界都市連合（FMCU）の目標の一つ、つまり南北の地方自治体間での地方分権型協力政策を実行して開発援助を推進することを目指す」と。このように世界都市連合開発は世界都市連合と全く同様、地方自治体が経済・社会・文化開発を進める上で果たす役割を強化することにより、発展途上国の状況を改善することをね

らっている。とは言え、世界都市連合開発事務局長のジャン=マリー・テタール氏 (Jean-Marie Tétart) が強調するように、政治的活動が世界都市連合の担当に属するのと同様、こうした政治的活動を具体化するのが同連合開発の仕事である。そこで、規約第3条は主に以下のような目的を列記している。

- a 南一北間の地方分権型協力の必要性に対する公衆の意識を高めるための活動の推進
- b 地方分権型協力の仕組みに関するテーマについて、知識を交換し、広め、教育活動をすすめること。
- c あらゆる種類の地方分権型協力を促進し、指導し、実施すること。
- d 様々な協力機関（経済・金融関係者、非政府機関（英N G O）、各種専門機関）と地方分権型協力の計画を促進し、企画すること。

定められた諸目的に対応するため、第3条は二つの手段の例を挙げている。

- a 地方自治体、国の機関、国際機関等の助成金を活用して援助または保証基金を設立すること。
- b 地方、国家、国際機関からなされる、南側諸国の都市の開発、運営に関する調査、技術協力・研修計画の申し入れに応えること。

2 世界都市連合開発（C U D）の構成

世界都市連合開発の組織((2)) およびその財政((3)) を説明する前に、その諸組織を運営する会員((1)) を紹介する。

(1) 世界都市連合開発の会員（規約第4条・5条）

世界都市連合（F M C U）と同じく、会員の二つの主な種類は、一つが正会員、もう一方が準会員である。前者は後者に比べ、機関の内部でより多くの権利を有する。

正会員とは

- a 世界都市連合（F M C U）
- b 世界都市連合のための国別委員会または世界都市連合（F M C U）より推薦を受けた同種の組織
- c 世界都市連合開発（C U D）加盟を望み、同連合開発ための特別会費を支払っている世界都市連合（F M C U）加盟の地方自治体

正会員として、特にリールとリヨンの都市共同体(*communauté urbaine*)やアフリカのブルキナファソ、セネガルの姉妹都市提携推進委員会（もしくは国別委員会）を挙げることができる。

準会員とは

- a 開発のための非政府機関またはそのネットワーク
- b 地方自治体による国レベルでの連合組織

c 地方自治体の運営に関する分野で活動する国レベルまたは国際的レベルの専門的団体

d 同分野で活動する研究または研修機関

しかしながら、準会員の資格取得には二つの条件、すなわち、世界都市連合開発（CUD）の理事会が作成したリストに掲載されていること、そして同機関の定めた会費を支払っていることが必要である。

たとえば、ブラジルの研究機関であるIBAMや、ラテン・アメリカ都市サービス研究所ネットワークREDES（第2部二3（2）ア参照）は準会員の資格を有する。

三つめの会員の種類があり、贊助会員がそれにあたる。理事会から認められ、会費を支払う条件で、技術、都市サービス関連会社等がこの種の会員となることができる。フランス水会社（Société des Eaux Françaises）はこうして贊助会員の資格を有している。

世界都市連合開発（CUD）は現在約100近い会員を有する。

会員資格については、世界都市連合（FMCU）の会員の資格があれば、自動的に世界都市連合開発（CUD）の会員資格が得られる訳ではないが、脱会、除名により世界都市連合（FMCU）の会員資格を失えば、事実上世界都市連合開発（CUD）の会員資格も失うことになる。準会員、贊助会員の資格に関して言えば、脱会、または理事会がゆゆしき理由により宣告する除名により、これらの資格は失われる。

（2）世界都市連合開発の組織（規約第7条から12条まで）

世界都市連合開発の組織としては、最高意思決定機関である総会（①）、他の公式組織として会長職（②）、理事会（③）、指導計画委員会（④）がある。

① 総会（Assemblée Générale）（規約第8条および9条）

総会は正会員代表（一會員当たり一代表）、準会員代表、贊助会員代表からなる。指導計画委員会委員も出席する。

原則として、正会員代表だけが投票権を持つ。欠席の際には他の代表に代理を委任できる。代理人は、自分の投票権に加え、一つの委任しか受け持つことができない。審議が有効となるには、少なくとも正会員五分の一という定足数を満たさねばならない。

しかしながら、二種類の特例が認められている。

a 場合により準会員は理事会への自らの代表を選ぶ選挙に参加する。

b 準会員、贊助会員は指導計画委員会への自らの代表を選ぶ選挙に参加する。

総会の権能としては次の事項が挙げられる。

a 事業・決算報告および諸活動に関する報告の承認。

b 世界都市連合開発（CUD）の財政運営に関する一般方針の決定、決算確認証の発行。

c 向こう3年間にわたる世界都市連合開発（CUD）の活動に関する全体路線の決定。

通常総会は3年ごとに開催されるが、理事会の決定または正会員の半数以上の署名による請求により、臨時総会が招集される。臨時総会は、規約上通常総会の権能とされるすべての事項を処理することができる。

② 会長職(*Présidence*) (規約第10条)

世界都市連合(FMCU)との制度上の結び付きは、二つの機関が同一の会長を持つことにより強調される。

③ 理事会(*Conseil d'Administration*) (規約第11条)

会長と事務局長を除き、理事会は、総会に出席している関係会員の代表全員により選出される。

会長に加え、理事会は次の12人の理事で構成される。

- a 会長により任命された世界都市連合開発(CUD)事務局長(同局長は世界都市連合開発(CUD)の正・準・賛助会員外から任命可能)
- b 世界都市連合(FMCU)執行委員会により同委員会委員から任命された2代表
- c 世界都市連合のための国別委員会または類似の組織(規約第4条)から選出された3代表
- d 会員となっている地方自治体の4代表
- e 賛助会員の2代表

さらに、理事会はその内部で次の役職を選出する。

- a 会長が先進国在住の場合、発展途上国から副会長を一名、会長が発展途上国在住の場合はこの逆
- b 出納長1人

理事会は会長の招集により3か月ごとに開催される。理事の任期の始期と終期はその選挙のある総会時である。

理事会執行部は会長、副会長、事務局長、出納長および理事会により任命された2人で構成され、月に一度会合を開く。

理事会は執行機関であり、従って、総会で決定された一般方針を適用し、指導計画委員会の提言と意見に基づき活動計画を作成するのは理事会である。また、経営上および財政上の管理を行うのも理事会である。理事会は年間予算および活動報告を作成し、世界都市連合(FMCU)の国際評議会に報告する義務がある。アオスタおよびリスボンの国際評議会で報告を行ったのは、事務局長のテタール(Tétart)氏である。氏は世界都市連合開発(CUD)が世界都市連合(FMCU)の組織として溶け込み、そのように受け入れられたことを喜んだ後、二つの機関の間には二の1で挙げたような役割の分担があることを強調した。報告の内容については、氏は南側都市同士で協力をより強化する必要があり、同時に、方法論はともかく世界都市連合開発の事業に北側都市を再導入しなければならないことを主張した。

④ 指導計画委員会(*Comité d'Orientation et de Programme*) (規約第12条)

独自の組織で、世界都市連合開発(CUD)会長、副会長および世界都市連合(F

M C U) の事務総長、ならびに次の 15 人の委員から成る。

- a 世界都市連合開発 (CUD) の正会員から 5 代表 (総会の際に全正会員から選出される)
- b 準会員および賛助会員から 5 代表 (上記代表と同条件で選出)
- c 地方分権型協力の分野における見識により、世界都市連合開発 (CUD) 理事会により任命される外部の人物 5 人

指導計画委員会は年に二度会合を開く。一度は諸計画作成のため、もう一度は進行中の活動を評価するためである。

この委員会は、活動テーマや開発援助活動の方法、そして国際機関と地方組織とのありうべき連係、協力方法について考察を行う組織である。同委員会はまた、世界都市連合開発 (CUD) が推進する計画を評価する役目がある。同委員会の存在は、連合開発の実用性と有効性への関心を示すものである。しかし見解と評価の組織でしかない以上、同委員会は理事会に向け、意見を述べ、提言を行うに止まる。

(3) 世界都市連合開発の財政 (規約第 6 条)

世界都市連合開発 (CUD) の財源は会員の分担金と会費から成る。分担金および会費の算出の仕方は会員により異なる。

- a 世界都市連合 (FMCU) と国別委員会については、世界都市連合開発 (CUD) との合意に基づいて定められた年間分担金
- b 地方自治体については、世界都市連合 (FMCU) の事務局がその率を定める FMCU への特別会費の特別加盟分担金
- c 準会員、賛助会員には、世界都市連合開発 (CUD) 理事会が定めた年会費さらに、寄付、遺贈、助成基金、活動計画への助成および各種助成金が、上記の分担金、会費を補完する。

1992 年の推定予算は 1400 万フラン (3 億 3600 万円) に上る。

第 1 部のおわりに

アオスタの国際評議会で世界都市連合 (FMCU) 事務総長のルジール＝オグレル (Lesire-Ogrel) 氏は、同連合の組織は環境の変化に応じ当然に改革してゆくものであることを強調した。

事務総長により強調された世界都市連合の弱点の一つは広報活動にあり、これは財政状態の弱さと、広報活動に必要な組織の欠如による。いずれにせよ、執行委員会は、問題解決のため連絡用会報「世界都市連合便り」(ニュースレター) の発行を承認した。会報の一号は 1991 年 10 月に発行され、以後は五か国語で印刷されている。雑誌「世界都市連合」は 1992 年春より抜本的に刷新された。このように広報活動は多様化される必要があり、読者が「他都市の経験の中に自らの活動に役立つ要素」を見いだすことができるような「真の学習道具」とならねばならない。多様化、実用

性、有効性、どれも世界都市連合（F M C U）の活動の中に再び見出されるべき根本的特徴である。

第2部 世界都市連合（FMCU）の活動概観

1990年10月のコルドバ総会の際、世界は激動の真っ直中にあった。それは東ヨーロッパの「共産圏ブロック」が崩壊する時期であったり、また、同年8月のイラクのクウェート侵略により湾岸戦争が間もなく勃発しようとしていた時期でもあった。だが、民主主義が世界中に覆しようのない進歩をしるしていた。

こうした変化に総会への参加者は無関心でいることはなかった。この点で、コルドバ総会は「世界都市連合の変遷の中で政治問題のある程度の復活」を認めることになった。1991年12月のアオスタ会議は、コルドバ以来最初に開かれた国際評議会であり、連合の活動の現状を総括し、新しい方針を決定する機会となった。

1987年のグルノーブルの会議が世界都市連合の組織改正の発端となったのに対し、その後の二つの会議は今日における世界都市連合の活動の目安となっている。事実、これらの会議は連合の諸活動の基礎となる原則（一）を呼び起こす機会となった。さらにこれらの会議を通して、活動諸テーマの変化、展望（二）、さらに連合が行う様々な活動を統合する分野（三）が見出された。

一 世界都市連合（FMCU）の基本原則と活動目標

これらの内容を明らかにしてくれるのは世界都市連合規約の第2条（1）と第3条の1（2）である。

1 基本原則（規約第2条）

この条項は五つの基本原理と原則を列挙しているが、これらは「平等」（égalité）と「国際性」（internationalité）という二つの言葉を中心に有機的に結びついている。

①会員自治体間の「平等」は、民主的機関の第一の条件として、国によって異なる行政上の地位や人口いかんにかかわらず保証されている。また、平等の原則はより具体的に規定され、②「理由のいかんを問わず、すべての差別を拒否すること、殊に人種、性、階級、カースト、言語、国籍、宗教、思想、社会または政治制度に基づいた差別を拒否すること」をうたっている。この原則により、冷戦の際にも東ヨーロッパの「共産圏ブロック」に加わっていた都市と関係を維持することができた。

「国際性」は世界都市連合が活動を進める上で最も重要な役を果たしている。国際関係を結んだ以上当然遵守すべき事項と並び、まず特に主張されているのは、③「機能的観点からの国際性」、つまり党派的な宣伝活動および、相手地方自治体の問題への干渉を全く行わずに姉妹提携自治体間の交流を進めること、である。この「機能的観点からの国際性」は、④「普遍性と、世界都市連合憲章の原則に従い団結、協力す

る地方自治体その他の組織すべてに対する開放性」の原則の中にも表れている。最後に、この国際性は、⑤「住民間の理解と世界的対話を促進するための二か国語教育の推進」の原則の中にも見て取ることができる。

2 活動目標（規約第3条の1）

人権、平和、正義は世界都市連合の活動上の第一目標である。世界都市連合は二種類の目標のため、あらゆる国の地方自治体その他の組織を結束させ、人権、平和、正義の実現に貢献することを使命とする。

第一の種類の目標は一般的な性格を有する。それは、理念面では「ヒューマニズム、文化的アイデンティティーの尊重、そしてすべての国の人民の連帯、特に最も恵まれない人民との連帯を求めて市民の教育を促進すること」である。他方、方法面では、「基本となる客観的情報を提供して、自由にかつ責任感をもって自治体活動に参加しようとする意欲、さらに他の都市の男性・女性と交流、協力するという住民の使命感を盛り上げること」が必要である。

二番目の種類の目標は諸活動のテーマからなる。そのテーマとしては、「後進性やあらゆる種類のエネルギーの浪費に対する闘い」、「自然と環境の保全」、「あらゆる分野、特に経済、社会、文化面での世界的協力」等がある。

こうして、世界都市連合は民主主義とその実現に必要なすべての原則に則って政治面で活動すると同時に、後進性との闘い、経済・社会協力等のより専門的な分野でも活動している。第一の分野は、地域の条件に適応した形でしか行われない第二の分野に比べより画一的な活動を生み出す。説明をより明確にするために二つの分野を分けたが、現実にはこの二分野の間で協同作用があることを忘れてはならない。

二 世界都市連合（FMCU）のテーマ別活動の総括と展望

ここでは、連合の最も個性的で、最も技術的な活動の一覧表を作成することとなる。活動は地理的分布に従い北一北型協力（2）、南一北型協力（3）、東一西型協力（4）の三つに別れる。これらの活動は変化することから、活動を具体化する手段も同じく変化する。その結果まず前置きとしてこれらの手段を紹介する必要がある（1）。

1 世界都市連合（FMCU）の活動手段

これらの手段はテーマ別活動に固有のものではなく、同じく平和、地方での民主主義等の実現にも有効である。しかしながら、経済的協力、社会的協力、技術協力は活動手段の変容をもたらした（2）。この変容はまず、世界都市連合（FMCU）規約の枠組みの中でとらえ直される必要がある（1）。

（1）規約上の活動手段（第3条の2）

実用主義の観点から、リストは網羅的ではない。規約は数ある手段の中で世界都市連合が特に有効と判断したものを単に強調しているだけであり、それは八つある。

当然冒頭には①「姉妹都市提携」があげられる。事実、世界都市連合は、姉妹都市提携を通じて異なる国家に属する人々の相互理解に貢献するという意志から誕生した。姉妹都市提携の目的は「友情と協力の絆」を結ぶことにある。最後の“協力”という言葉は姉妹都市提携の変化の触媒となるだろう。姉妹都市提携を援助することは、「姉妹都市提携委員会の推進者」を養成することでもある。より具体的な枠組みでは②「意見、知識、技術等の相互交流」が有効である。

都市から都市への單なる交流を越えて、③「世界都市連合が関係する様々な問題について、国あるいは国際レベルで討論、会議、若者の集会を開くこと」、さらに進んで、④「自治体の相互協力に技術的に信頼のおける基盤を提供するため、都市研究専門の施設、機関の創設を働きかけること」が肝要である。また、⑤「その設置が可能な都市に生涯教育のための住民大学の設置を奨励すること」もうたっている。

さらに、連合は同じく他の対話者の方にも目を向けようとしている。連合は⑥「住民を平和、緊張緩和、軍縮に向けた活動と結びつけること」により、第一に住民に目を向けている。第二に、国家の指導機関と国際組織活動である。これらに対して、連合の態度は二重であらねばならない。つまり要求的（アピール、請願、決議等を通して介入すること）であると同時に協力的である必要がある。すなわち連合は、⑦「同様の目的を掲げた非政府機関、国家・政府機関、国際組織と協力する」。

最後に、⑧「世界都市連合およびその目的、活動に関する広報活動」は、活動の有効性と機関の発展の貴重な保証となる。

これらの活動手段は、網羅的ではないものの連合の活動精神を十分正確に表しており、同時に連合の活動を硬直化させないために適度に一般的に書かれている。

(2) 活動手段の変容

アオスタの国際評議会でルジール＝オグレル (Lesire-Ogrel) 氏が紹介した活動手段の変容の特徴の一つは、二つの新しい方法の出現 (①) であり、もう一つは姉妹都市提携そのものの変化 (②) である。

① 協力の二つの新しい進め方

「協力」という用語は、多様な姿をとるもの、いつも同一の考え方を表している。実際、協力とは何よりも地方分権型協力のことであり、この用語は、フランスでは法律上その機能に属する事項について自治体同士がむすぶ諸関係を示す総称である。今日に至るまで、地方分権型協力に関しては次の四つ的方式がある。

- a 南北間で1960年代に結ばれた姉妹都市提携・協力関係。これは姉妹都市提携の内容が従来の“お祭り気分的”なものから、財政負担を伴い、かつ住民の諸階層からの協力者が長期的に活動する、構成のよりしっかりした内容のものに移行したことを見ている。さらに今日では姉妹都市提携はもう一つの新しい局面を迎えており（下記②参照）。
- b とくに南側諸国に向けられた連帯活動。援助の緊急性、適時性が特徴である。
- c 技術協力。比較的新しい試みで、地方自治体の必要性評価、技術協力等の能力によるところが大きい。協定は特定のプロジェクトに目的が絞られて行われる。
- d 経済協力。推進者は地方自治体と専門団体である。

もちろん、姉妹都市提携がその協定上では必ずしも明示されていない他の三つの協力形態を包括することもある。ルジール＝オグレル氏によれば、協力の根拠は「都市の経営、関与能力を向上させること」にある。この視点に立てば、世界都市連合 (FMCU) は一つの段階を越えた。第一の段階で、世界都市連合は、市町村業務の組織化、交通、衛生、都市計画といった様々な分野で、都市と都市が協力協約をとり結ぶことを奨励してきた。次に第二段階で、二つの新しい方法が開発された。

ア まず、より大きな規模で活動できる都市ネットワークの創設がそれにあたる。CIUDAGUA機構 (3(2) ②ア参照) がこの例にあたる。この都市ネットワークは220の都市を集め、数多くの支援、特にEC、世界銀行、ドイツ、イギリス、フランス各政府からの支援を得ている。国際融資、より一般的には外部からの世界都市連合への援助に関し、世界都市連合開発 (CUD) の事務局長はその重要性、つまり同連合開発と、二か国あるいは多数国間協力を進める国際組織の間に協力関係を築くことの重要性を強調した。下部組織の創設に伴い、今日CIUDAGUAは地方分権化という新しい転換点を迎えており、CIUDAGUAおよびその他の都市ネットワークについては、2および3でより詳細に触れることにしたい。都市ネットワークに特におあつらえの地域というものはない。というのも西ヨーロッパも、身体障害者に関する地域的施策とか経済パートナー樹立とかの面で都市間の関係を結ぼうと率先して行動している地域だからである。最後に、フランス語圏とポルトガル語圏の百に及ぶアフリカ都市の市長を集めて、開発における都市の役割を浮き上がらせるために行

われたヤムスークロ (Yamoussoukro) (コート・ジボアール) 会議は、これらの都市の利益のため、地方自治確立に尽くす機構が発足するきっかけとなるであろう。

イ 全く新しい二番目の方法とは、南一南型協力促進を可能にする手段を集めたセンターの設立である。事務局長は南側諸国に連帯を行う必要性を強調してきた。この種の運動の最初の試みはリール市（フランス）からリオデジャネイロ市（ブラジル）への交通システムを提供したことである。この提供は専門的技術知識の移動を伴うので、今度はリオデジャネイロ市自身が他のブラジルの諸都市へ交通システムを伝授することができる。このように、南一北型協力は、南一南型協力の第一条件として必要不可欠であるにせよ、南一北型協力を無限に拡げることは不可能であり、協力が成果を上げるには南一南型協力により補完されることが必要である。これはまた、事務局長テタール (Tétart) 氏の意見でもある（第1部二参照）。

世界都市連合の役割は、計画を示し、都市グループを組織すること、つまり協力の仲介、さらに触媒の役を果たすことである。アオスタ国際評議会での南一北型協力分科会参加者はこの点に終始強い確信を抱いていた。参加者は、明確な目的意識から出発して南一北型協力を一步前進させ、地方自治体代表者と有効な連携体制を組むために必要な諸条件がすべて揃ったと考えている。

ルジール＝オグレル氏は演説の中で、「協力の分野では、現実に適応することが肝要である」と宣言した。すなわち、姉妹都市提携という伝統的な協力方法も変化する必要がある。

② 姉妹都市提携の変化

世界都市連合は、「市町村幹部を越え住民同士の間に絆を結ぶことができるという絶大な価値を持った」姉妹都市提携に、今日でも重きを置いている。姉妹都市提携には「築かれた絆は長続きする」という長所もある。

60年代には、アフリカ諸国の独立獲得に伴い、姉妹都市提携・協力関係が生まれた。これは南一北間同様、南一南間でも行われている。長期的計画により第三世界のコミュニティーの発展を援助するのが目的である。実際のところ、姉妹都市提携・協力関係の創意は、長期的活動と財政負担を結び合わせたことにある。対象は様々で、保健、教育、ダム開発、農村開発、職業訓練等に及ぶ。しかし、内容を刷新したところで、この種の姉妹都市提携には限界がある。南一北間で協力型姉妹都市提携を拡げることの難しさが、これを物語っている。南側諸都市から数多く寄せられる姉妹都市提携申し込みを前にして、北側諸都市の色よい返事は数少なく、世界都市連合はこれにより引き起こされる問題のすべての事態を処理できないでいる。およそ250の協力型姉妹都市提携があるが、その内150はフランスの諸都市に関連し、大多数がブラック・アフリカのためのものである。アオスタ会議中に、ボローニャとサンールイ（セネガル）市長が姉妹都市提携協定に署名したことを記しておきたい。このように、南一北型姉妹都市提携はあまりに発展不足で、幾つかの国にあまりにも限定され過ぎている。

従ってこれらの欠陥への対策を見いだす必要がある。ルジール＝オグレル事務総長

はこの観点に立って、都市間で紺を結び姉妹都市連携を推進する上で、国別委員会の役割を強調した。また、小規模の都市、さらには町村にも姉妹都市提携・協力を可能にする「市町村組合」を設立することも考えられる。この点に関しては、アオスタの会議の北一北型協力分科会において、都市の規模は国際関係を取り結ぶ上での基準とはなり得ない以上、都市の規模がどうであれ、国際関係を発展させる必要が強調された。ルジール＝オグレル氏はこうした見解に賛同を示しつつ、小都市が国際関係に参加するのを援助するのは国別委員会の管轄であり、氏自身小都市の関心により注意すべきであると付け加えた。

関係者の関心の変化が原因で、現在大きな変容を示しているのは、ヨーロッパの都市間の姉妹都市提携である。1990年9月世界都市連合により、「各都市およびその姉妹都市提携委員会が自らの活動の意味を考え、目標を刷新し、より民主的な運営に改善するための大規模な研修キャンペーン」が行われた。欧洲共同体（EC）委員会の支持の下、六度にわたり研修が行われた。国際色豊かな教授陣が徐々に整備されるにつれ、研修の数は増えていくはずである。研修には、二つの目標が掲げられている。一つは、姉妹都市提携に新しいテーマを盛り込みながら、その内容を明確にすること。もう一つは多様化が進む協力に一貫性を持たせるため、ヨーロッパ諸都市の間で意見の統一を図ることにある。場合によっては、研修会を通じて、姉妹都市提携を結ぶのに問題を抱える都市が対策を見いだすこともある。

いわゆる研修に援助を与える一方で、一般的に欧洲共同体（EC）は姉妹都市提携に財政的な助成を行っている。これは1988年の欧洲議会（ECの議会）の発議によるものである。そのために、EC委員会は1991年の第1四半期に300万エキュ（4億8000万円）の予算を確保していた。それぞれの姉妹都市提携に対し5000エキュ（80万円）以下という限定はあるものの、その時点で2000以上の都市が助成金を得た。この助成金の優先権は、欧洲共同体周縁部（フランス・ギリシャ、ドイツ・ポルトガル間の姉妹都市提携）に位置する小都市で、単なる2都市間関係を越え、4、5都市さらには12都市を参加させヨーロッパの団結を強めることを目標にするものに与えられている。

実際、数年来欧洲共同体内部で姉妹都市提携の更新が行われている。経済的側面を盛り込んだ姉妹都市提携がますます増えており、これにより欧洲の決定機関で決められた経済政策を地域レベルによりよく反映させることができる。また、この姉妹都市提携・協力はその規模に応じ、共同体の決定の実行に一定の統一を与えることに貢献している。

この事例となったのは主に英仏関係であった。そこで最初の例として、ボーヴェ（Beauvais）市（オワーズ県、フランス）とメイドストーン（Maidstone）市（ケント州、イギリス）の実験を挙げることができる。ボーヴェ市は投資家を誘致し高失業率対策を行うため、イギリスのパートナーに対し売り込み施策を行った。二つの都市の経済関係者が互いに訪問し合うために使節団も組織された。最後には、商業会議所といった関係機関の間で関係が結ばれた。とはいえ、乗り越えなければならない障害

も残っている。経済構造の違いがそれで、このため、今後の活動を予測をする上で意見の食い違いが生じている。

ブルゴワン＝ジャリュー (Bourgoin-Jallieu) 市 (イゼール県、フランス) とルートン (Luton) 市 (ベッドフォードシャー州、イギリス) の姉妹都市提携が二番目の例である。事実、1956年に姉妹都市提携が結ばれて以来、両都市は主に語学的交流を行ってきた。この姉妹都市提携が「第二の青春」を知り、経済的段階に達するのは欧州経済共同体建設から受けた刺激の下である。始まりは、ブルゴワン＝ジャリューの職業高校が卒業生にヨーロッパをじかに知つてもらおうと望んだことにある。そこで研修地を見つけ、北イゼールと経済協力を結ぶ願望を示したのがルートン商工会議所であった。1989年4月と6月に同商工会議所はフランスの対応機関である北イゼール商工会議所と出会い、将来の協力の大方向を決定した。両者の決定した優先的活動の一つは、職業教育と経済開発に関する活動であった。そこで「研修－企業」と題された円卓会議では、初日からまず第一にガンベッタ技術・職業高校とダンスティブル中学の交流協定に署名が行われた。第二に、両都市の研修機関と学区が連絡を取り合い、多様性のある研修、高レベルの教育水準、企業との協同作業を目指すことが認められた。これは1993年の欧州統合に向けた新しい挑戦である。さらにこの展望に向け、4ペアの企業が、販売、輸出の協力を盛り込んだ共同開発憲章に署名した。1989年秋にはさらに別の経済会議が開かれ、自治体相互の協力を積極的に進め、公共機関と私企業の協調関係を築く時代の幕が切って落とされた。会議では環境問題も同じく取り上げられた。

1991年、世界都市連合はアンケートを実施し、姉妹都市提携の枠組みで最も頻繁に行われている18の経済的活動をリスト・アップした。見本市、ホスト都市が姉妹都市を積極的に紹介する1週間または2週間のキャンペーン、シンポジウム、展示会がまず挙げられる。次いで、出張所の開設、マーケティング、情報の提供、企業相互の共同開発憲章、実施すべき地域開発政策を決定する都市－企業－市役所部局間会議が挙げられる。この等級づけから、経済は姉妹都市提携に伴う活動の中に統合されていることが分かる。この統合はまだ第一歩を踏み出したばかりで、互いに相手の参加を十分に引き出していない。

つい最近、世界都市連合の主唱により、姉妹都市提携の新しい分野が現れた。社会的活動がそれである。こうして1989年、ウエスト・ロージアン (West Lothian) 市 (スコットランド) とクラウス・ドックザウアー (Kreis d'Hochsauer) 市 (ドイツ) は前者の街に住む身体・精神障害者が後者の都市に滞在することを企画した。この訪問は全体の統率同様、交通移動の面でより念入りな企画準備が必要であったため、姉妹都市提携委員会は必要資金収集の調整にあたった。

最後に、二つのヨーロッパの自治体に第三世界から三番目の自治体を加えた三角姉妹都市提携がおよそ十年来存在していることに触れておく必要がある。1982年来姉妹都市提携を結んでいるマルシアーノ (Marsciano) 市 (イタリア) とトランブレイ (Tremblay) 市 (フランス) の二都市は1987年に入ってロロペーニ (Loropeni)

市（アフリカのブルキナファソ）と姉妹都市提携を結んだ。この姉妹都市提携では、二つの裕福な都市の間で三番目の都市に対して行われる援助の仕分けが焦点となっていた。その結果、健康問題はイタリアの都市が受け持ちで、教育問題はフランスの都市が担当することになった。

世界都市連合（F M C U）の活動方法の一覧表から、量的および質的な二重の確認事項を引き出すことができる。まず、姉妹都市提携は事実上もはや都市同士が関係を結ぶための唯一の手段ではない。今後は都市ネットワークの設置、さらには他の協力の方法が姉妹都市提携と競合することになる。また、姉妹都市提携の内容自体が大幅に変容した。姉妹都市提携は他の協力の方法と類似する傾向にあり、どの方法に頼るかは個別的な問題で、当事者（数、個々の特性）、関係を結ぶ目的および、その期間により変わる。協力方法の増加は複雑さを生む原因になっているとは言え、都市が地方自治主義に基づいて行うことを行っていることから、こうした協力方法の増加は都市関係を柔軟にする重要な要因であることには変わりない。

2 北一北型協力

北一北型協力とは豊かな国同士、つまり技術交流をさほど必要としていない国同士の協力である。そのかわり、これらの国では社会生活のあらゆる側面、特に国政レベルで深刻な政治対立((2)) の種となっている心身障害者、移民問題が、交流を必要とする要因になっている。ヨーロッパは世界都市連合の北一北型協力の基盤であることから、北一北型協力の主要な部分は、E C 1 2か国の協力にある。世界都市連合前会長モーロワ氏によればE C 1 2か国では、「都市が十分な影響力を発揮しなければならない」。事実、ヨーロッパの都市同士の協力は、E C 建設で都市が果たそうとした役割((1)) を通じて刷新された。

（1）ヨーロッパにおける協力の刷新

当然のことであるが、世界都市連合の北一北型協力は論理上E Cに限定されてはいない。アメリカ合衆国やカナダのような国も北一北型協力に関連しているが、世界都市連合の根はヨーロッパ1 2か国にある。このため、今日刷新された北一北型協力とはすなわちE C内での都市間協力を意味する。

E Cの内容はまず第一に経済的であり、E Cの建設はまず経済活動を通して行われる（①）とすれば、世界都市連合は、市民が全面的にこのE C建設に参加すべきであると考える。これはまた、姉妹都市提携が持つ伝統的側面の強化につながる（②）。

① 経済協力

前述1ではE C委員会の援助の下に企画された研修会、同委員会が姉妹都市提携に交付する助成金、そして姉妹都市提携の新しい経済的側面について触れた。経済協力に関しては、さらに都市ネットワークの形で幾つかのヨーロッパ都市が行っている実験に触れなければならない。

ア フランスのヴァンドーム市を含む12都市ネットワーク

この分野では、フランスのヴァンドーム（Vendôme）市が先駆けとなる行動を取った。ヨーロッパ共同体に所属する他のメンバー国の11都市（スペインのサラマンケ（Salamanque）、ポルトガルのカスカイス（Cascais）、デンマークのヘルシンゴル（Helsingør）、ドイツのゲヴェルスベルク（Gevelsberg）、アイルランドのル・コンテ・ド・ドーンガル（le Comte de Donegal）、ギリシャのアルゴス（Argos）、ベルギーのモン（Mons）、オランダのライデン（Leiden）、ルクセンブルクのエッシュ・シュール・アルゼット（Esch-sur-Alzette）、イギリスのケンブリッジ（Cambridge）、イタリアのトレヴィス（Trevis））と共に都市ネットワークを創設し、「経済交流への確固たる意思に基づき、ヨーロッパ精神を最もはっきりした形で具体化」しようとした。この都市ネットワークは、従来の姉妹都市提携を何とかして越えようと、三つの目標を定めた。

第一の目的はこれらの都市間の協調関係（partenariat）を強化することである。このため2年ごとに他の11都市の参加を募り、1都市の都市開発の一環をなす計画を実施に移すこととしている。最初の計画は、「主に中小企業を対象にした、社会制度、文化、地政学の国際高等教育センターの創設」でありヴァンドームで実現された。狙いはEC加盟国の理解を深めることにより労働者の自由な往来を促進することにあり、それぞれの都市がセンターの共同創設者となっている。このほか、各都市は、輸出を行っている企業、大学関係者等を参画させて、自分の国についてのプログラムを組むことになっている。2番目の計画はル・コンテ・ド・ドーンガル市（アイルランド）の提唱の下、1993年に予定されている。目的は「EC各国の伝統家屋2軒をもった村の建設」である。建設の目標は、ル・コンテ市に観光施設をもたらすとともに、ECの連帯を示すことがある。最後に常に協調の精神に基づいて、「企業の業務提携、市場進出を助け、経済協力を活性化する」ための数多くの努力が行われている。この活性化は二段階に分けて行われる。まず、各都市が市内および近隣の企業に都市ネットワークの存在を知らせる広報活動を行い、その次にEC各国の企業が経済的歩み寄りをするための集会が企画される。

第二の目的は「互いに専門知識を交換しあいながら、経済開発の分野で地域関係者の能力を高めること」にある。専門知識の交換は、当然の結果として、情報の有効な流通と結びついており、そうした理由でデータ・バンクの設置が決定された。

最後に三番目の目標は、ネットワーク参加都市の開発をそれぞれの国およびヨーロッパの方針と合致させることにある。

ヨーロッパの自治体間での協力を促進するため、当都市ネットワークは「ヨーロッパ自治体観測所（l'Observatoire des Communes d'Europe）」と題した、ヨーロッパ地方自治体についての比較研究を計画した。その活動は次のように行われている。

- a 各都市が会長職を持ち回り、交代で総会を主宰する。例外的に最初の3年間は・ヴァンドーム市が会長都市を務める予定である。
- b 都市ネットワークの運営に携わる組織として調整事務局（bureau de

coordination) が置かれ、各種の計画・事業の調整・推進役として各メンバー都市の開発事務局と共に、ネットワークからの指令を実行し、セミナーを企画することにある。

- c 各メンバー都市には開発事務局 (bureau de développement) が置かれるが、これは正真正銘の広報部、調査部であり、同時に各都市の各部局との連絡調整を行う部局でもある。

イ フランスのグランヴィル市を含む12都市のネットワーク

フランスのグランヴィル (Granville) 市の主唱の下に、EC諸国内に所在する12の中小都市 (グランヴィルの他に、イギリスのシャーボーン (Sherbone) , スペインのアルテア (Altea) , ルクセンブルクのニーダーランヴェン (Niederanven) , ポルトガルのエストリール (Estoril) , オランダのメールセン (Meerssen) , ギリシアのプレヴェザ (Preveza) , イタリアのベラージオ (Bellagio) , アイルランドのバンドーラン (Bundoran) , ドイツのケーチング (Kötzing) , ベルギーのフーフェリーズ (Houffelize) , デンマークのホルステブロ (Holstebro)).によるもう一つの都市ネットワークが存在することに触れておかねばならない。これらの諸都市の目標は「すでにヨーロッパで重きをなしている大都市とその均衡を図ることと、ヨーロッパを神話から現実のものとする」ことにある。この目標実現のため、「季節ごとに移動する観光地域」の建設が決定され、これを通じて経済交流も十分に行われるはずである。そのほか、「ヨーロッパ三部会」 (Etats généraux de l'Europe) をグランヴィルに設置すること、各会員都市が特別に精通している国際的テーマに基づき持ち回りで展覧会を開催すること、スポーツ大会を企画すること等があげられる。

世界都市連合が諸都市間の連係を図りながら、こうした都市ネットワーク創設を援助するからといって、同連合はすべての協力が含む教育、文化的側面をないがしろにしているわけではない。

② 協力の伝統的側面の保持および発展

姉妹都市提携は、最も市民の参加しやすい協力方式として最初に取り上げられる。「姉妹都市活動に市民の参加が欠かせないならば、姉妹都市活動の方も市民の関心に応える必要がある。」と、アオスタでの北-北型協力分科会は主張した。この主張が暗に意味していることは、これらの姉妹都市提携は、社会階層、年令等を問わず住民の全体に関わりうるということである。市民参加には二つの手段、団体活動 (vie associative) と市町村当局とのコミュニケーション (communication municipale) が考えられる。市民参加の組織、企画は、「推進グループ (équipe d'animation)」が行う。推進グループが存在する場合 (フランスのアンジェ (Anger) 市やラ・ロシェ・シュール・ヨン (la Roche sur Yon) 市がこの例に当てはまる) 、推進グループの構成は大抵の場合、議員と市民との混成になっている。

一年前、フランス内務省はフランス都市連合 (CUF) に委託して国際関係に関する地方自治体の組織についてアンケートを行った。調査の結果、フランスの地方自治体が外国の地方自治体と交流を企画するに当たり、二つの重大な問題があることが判

明した。

- a 國際交流活動に関連する部局全体をカバーしうるよう市町村レベルで國際關係部局を編成する必要があること。
- b 自治体の國際關係へ住民の各種団体（社会的、専門的、諮詢的団体）が積極的に参加できるように環境を整備すること。

寄せられた解決策の多くでは、まだ関連しうる活動や住民のすべてを考慮しておらず、断片的であった。アオスタでの北一北型協力分科会は、地方自治体は住民と密接に結び付いて活動すべきであり、両者の役割、殊に地方自治体の役割を明確化する必要があると、改めて主張した。またE C 1 2か国に関して、同分科会は都市は住民とE Cの決定機関との仲介役となり、ヨーロッパ的文化、アイデンティティーとそれぞれの国の文化、アイデンティティーの調停役を果たすべきである、という見解を示した。

協力の内容の変容は社会活動の促進を通して行われているので、次に同活動について触れることにする。この活動分野は、ごく最近のものであるが、理論的にも現実にも、北一北型協力に関するすべての国が関心を集めしており、また東側諸国の姿をも認めることができるほどである。

（2）社会活動の発展

差別との闘いという、同じ考えから発した二つの側面が社会活動を構成している。一つが障害者の社会参加（①）で、もう一つが移民の同化である（②）。アオスタの国際評議会で、事務総長は国レベルでこれらの問題が政治的対立の対象となっていることから、国際的レベルでこの二つの問題を取り扱うのが妥当であることを強調した。

① 障害者の社会参加

この問題を優先課題としようとする世界都市連合の活動の出発点は「障害者と都市」(Handicapés et Cités) というテーマの下、ヘルシンキで開かれた会議（1988年5月）であった。この会議から、知識、経験を交換したいという願望を都市が持っていることが明らかになった。その結果、ヨーロッパの都市と専門家を集め、会議と同じ名を冠したネットワークが以下の役割を担うことになった。

- a それぞれの都市の成果に関する個別研究を監修する。1991年のリーズ(Leeds)市(イギリス)の個別研究は、雇用による障害者の社会参加を強調した。
- b 「開かれた都市(Villes Ouvertes)」という情報小冊子を発行する。この小冊子は住民2万人以上の都市に配布されている。
- c 個別研究の対象となる都市でヨーロッパ研究会を企画する。

世界都市連合はこうして、地方議員、地方公務員、専門家の意識を高めることを期待している。連合の活動は、障害者に対する援助から障害者の社会参加へと変遷したヨーロッパの姿勢と連結している。社会参加の論理は国際連合の論理とも一致する。

リール市(フランス)助役のコラン氏は、「世界都市連合」誌へのインタビューの

中で、この論理を日常に反映するために地方自治体が果たす役割の重要性を強調した。

また E C 委員会は、「障害者の社会参加のための研究、活動を支援するためのヘリオス計画 (programme Helios)」を発案した。この計画ではネットワークを通じて世界都市連合が果たしてきた活動の価値を認め、同機関が地域開発基金 (F. E. D. E. R.) と協調し、1992年2月26、27日にリーズ市で企画した研究会に資金援助した。これらの集まりの開催地にしばしばイギリスが選ばれるのは、この国が障害者の社会参加のための研究、検討に多大の注意を払っていることによる。

後でまた触れることであるが（下記4参照）、この分野での東側諸国の要望は大変大きい。そこで、ドイツの諸都市は最近チェコとポーランド諸都市に、チェコで開催される予定の研修会では移民問題と同様に障害者問題に関しても共同で討議をすすめることを提案した。

② 移民の同化

移民の同化問題に関してはグルノーブルの総会（1987）で検討の端緒がしるされ、一般方針文書 (*texte d'orientation*) がコルドバで開かれた総会（1990）に提出された。この文章は四つの優先活動テーマを明示している。それは、①日常生活条件、②社会・文化的受容、組入れ、③地方行政および民主主義への参加、④研修である。この文章は、国際会議準備を任せられたフランクフルト（ドイツ）、アントワープ（ベルギー）、ロスピタレット・デ・リョブレガット（l'Hospitalet de Llobregat）（スペイン）、ナント（フランス）、ローマ（イタリア）の都市グループの作業基盤となった。この会議は1991年10月29、30、31日にリミニ（Rimini）（イタリア）で開かれた。140人の参加者は四つの必要事項を表明した。

- a 国と都市とで責任を分担すること。
- b 住居に関しゲットー化を避け、社会事業に関し第二市民としないこと。
- c 教育、雇用の面で機会均等を保証すること。
- d 出身国の地域レベルで協力を促進すること。すなわち、移民を「開発の担い手」(*agents de développement*)として研修した後、出身国に帰還するよう促すことである。

最後に、参加者は移民の権利を保証する移住国の法律体系が統一されるよう願望を表明するとともに、移民が地方行政に参加するのを可能にする措置を講ずることに好意的な意見を示した。

以上のほか、目下、麻薬の使用、流通、およびエイズから起こりうるすべての社会問題に対する地方自治体の対処の仕方に関して協力が進められている。これは1992年1月29、30日の執行委員会でカスカイス市（ポルトガル）により提案されたものである。エイズが引き起こした社会的問題に苦しむ都市によるネットワークの創設に向け、世界都市連合は既にE C の保健局 (Direction de la Santé) に働きかけてきた。また、1992年5月21、22日、ブエノス・アイレス市で麻薬の乱用に反対する第四回国際市長集会が開かれた。日程には、次の五つのテーマが掲げられた。
①諸国の法律体系比較、②麻薬の消費・流通の場としての大都市、③麻薬中毒患者と

対をなすエイズウイルス伝染の危険、④麻薬中毒の予防および患者の社会復帰のための都市と非政府機関との協調、⑤コミュニケーション政策、であった。討議の結果、同集会では恒久的組織として「麻薬の乱用に反対する国際都市協会」の設立を決定するとともに、国連の麻薬取締計画と連携しつつ「麻薬の乱用に反対する都市行動基金」の創設を決定した。

北一北型協力が、その取り上げる主題、つまり協力の内容そのものに関して発展しているのに対し、南一北関係は、新しい協力手段、つまり新しい協力形態によって活性化されている。

3 南一北型協力

南一北型協力は非常に早くから自らの独自性を訴えてきた。実際、60年代から数多くの地方自治体は、「古典的」姉妹都市提携では不十分であり、第三世界の諸都市と長期的な協力を始める必要があると考えていた。

世界都市連合は絶えず南一北型協力の発展に注意を払ってきたので、この難しい南北問題の解決のためよりよい活動手段をつくり出すのに適した分野である。今日、南一北型協力の役を負っているのは、同連合の付属機関である世界都市連合開発（CUD）である((2))。しかしながら、同連合開発の活動は他の機関を含んだより大きな枠組みの中で行われる以上、同連合開発の作業をよりよく理解するには、たとえ図式的にせよ、開発援助のための国際協力の主体となる機関および手段について十分理解しておく必要がある((1))。

(1) 開発援助のための国際協力を行う諸機関

開発援助のための国際協力とは、二国間、あるいは多国間にわたって国家が行う活動から、非政府機関（英NGO）の多国間活動までも含んだ、複雑多岐にわたるものである。さらに、数年来地方自治体がこの分野でも尽力しており、国際協力に新たな選択肢を与えていている。したがって技術援助や援助計画プロジェクト、計画プロジェクト外援助の重要性さらにはそれらに伴う財政援助の重要性からして、複数の援助機関がそれぞれ固有の方法を取りながらも、活動を互いに調整する必要がある。また、ほとんどの場合、これらの活動は補完しあう関係にある。地方自治体の活動は、その財政的規模は自ずと限られているので、より規模が大きく、包括的な国援助と一体となる必要がある。また、他方で主として融資の機能を果たす国際機関も存在する。したがって、この観点からも相互の活動の調整が必要となる。

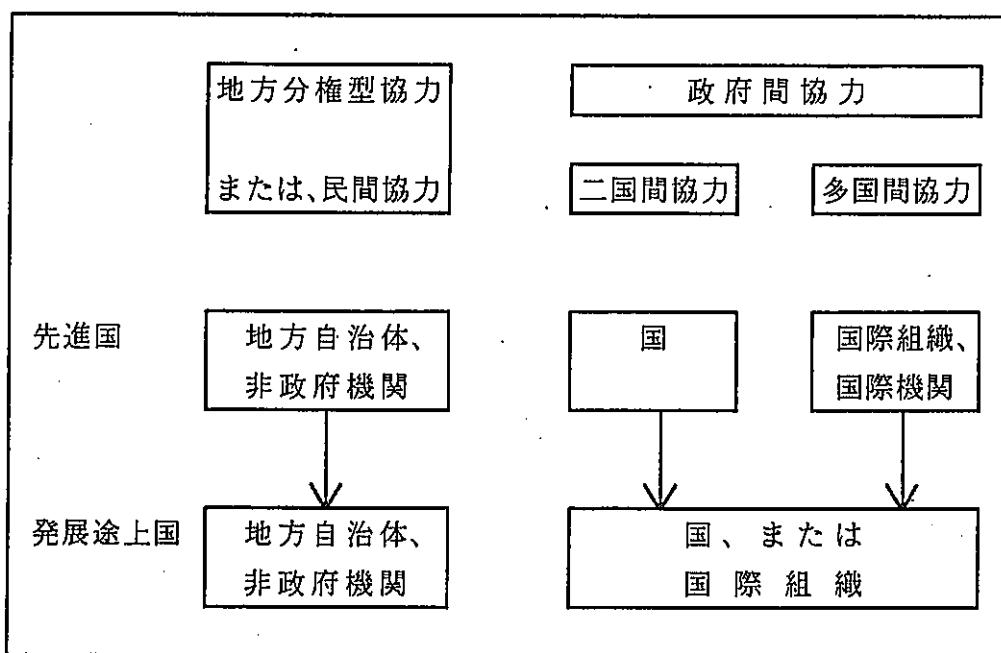
そこで、開発援助のための国際協力の仕組みをとらえるため、協力を推進する主体となる機関について個別に触れ((2))、さらにそれらが発展途上国援助体制にどのように登場してきたかを追った後で((1))、全体を展望することとしたい((3))。

なお、南一北型協力の各種の形態を図示すれば、図-2のとおりである。

図-2

南-北型協力の各種の形態

[1990年世界都市連合開発(CUD)の手引きより]



① 開発援助の沿革のあらまし

現在の体制の発端は、その大部分が第二次大戦後に行われた活発な外交活動にある。

まず最初に発足したのは、多国間援助、つまり国際機関による援助である。実際、早くも1945年から主な組織が誕生し始めている。国際連合(英UN)(1945)およびその専門機関である国際通貨基金(英IMF)(1945)、国際復興開発銀行(英IBRD)別名世界銀行(1946)がそれにあたる。

二国間援助は特に植民地の独立の際に開花した。すなわち、旧宗主国が旧植民地への援助を開発援助のための永続的な協力計画へと移行させるため、その援助体制を整備したものであり、その基本的な特徴は今日まで残存している。

これら二つの動きに平行して1950年代後半には、公的開発援助を増やすとともに、援助機関間の調整を改善する措置が取られた。こうして1959年に米州開発銀行(英IDB)が創設され、1960年には国際開発協会(第二世銀)(英IDA)が誕生し、最後に1961年には経済協力開発機構(英OECD)が開発援助委員会(英DAC)を設置した。以後段階的に、欧州経済共同体(英EEC)、アフリカ開発銀行(英AfDB)(1964)、アジア開発銀行(英ADB)(1966)等の機関が登場した。

1969年には先進工業国は以後GNPの0.7%を開発援助に割くという目標が定められた。

1970年初頭に先進国では経済成長が鈍化する一方、原油売り上げにより利益を

あげる発展途上国もあった。その結果、石油輸出国機構（英OPEC）加盟国が参加する援助機関も誕生した。そのほか非政府機関（英NGO）が大変活発になったのもこの時期である。1990年に世界都市連合がまとめた開発援助のための国際協力に関する報告書によると、OECD加盟国には、開発援助、救助活動および開発教育に関連する活動を行う非政府機関が2000以上も存在する。これらの私的援助の規模を測るのは難しいが、1987年には一応、33億ドル（4290億円）に見積もることができた。同時に非政府機関の活動に寄せられる公的援助は増え続け22億ドル（2800億円）（1987）に達した。

最後に、世界都市連合によると開発援助はこれまで四つの大きな変化を辿ってきた。

- a 最初に行われた援助は経済援助であった。経済援助は1950年代後半さらに1960年代前半にかけて著しく増大した。
- b 1960年代から1970年代前半にかけ、経済援助は全般的に安定していた。開発援助委員会（英DAC）加盟国の援助の減少は石油輸出国機構（英OPEC）加盟国からの援助増大により埋め合わされた。
- c 1970年代半ば、特に石油危機の影響を被った発展途上国からの緊急の要求に応えるため、開発援助委員会（英DAC）加盟国は援助を増大した。
- d 1980年代前半に入り、公的開発援助は安定する。DAC加盟国からの援助が増大し、OPEC加盟国からの援助の減少が埋め合わされた。

② 開発援助のための国際協力の主体となる機関

数年来、開発援助のための国際協力における地方自治体の貢献は著しく増大している。地方自治体の参加は段階別に分けることができる。事実、地方自治体は援助主体として直接協力に参加することができ、この場合自治体は協力活動を自ら管理する。また、自治体は、自らが設置主体となっている他の公的機関または私的組織によって始められ、管理されている計画に参加することもある。本稿の目的は地方自治体による協力事例を提供することにあるので、以下においてフランスの開発援助機関について簡単に触れた（ア）後、いくつかの国際機関の活動を紹介したい（イ）。

ア フランスの対外協力

世界都市連合の報告書によれば、1989年のフランスにおける政府開発援助（英ODA、仏ADP）の総額はおよそ320億フラン（7680億円）にのぼる。そのうち225億フラン（5400億円）が二国間援助、93億フラン（2232億円）が多国間援助に向かっている。このようにフランスの援助はまず何よりも二国間援助であり、その対象もアフリカのサハラ南部からマグレブ地域に集中している（表-1参照）。この額によりフランスはアメリカ合衆国、日本に次ぐ第三の援助提供国となっている。この金額は国内総生産（PIB）の0.54%にのぼり、フランスの海外県・海外領土に対するものを含めばこの比率は0.72%に達する。フランスは開発援助の直接実施者として((ア))、あるいは他の組織への支援者として((イ))国際協力を実行している。

表－1

1988年フランス二国間協力の地理的分布
[1990年世界都市連合開発(CUD)手引きより]

南ヨーロッパ	1.5%
北アフリカ	9.5%
サハラ以南のアフリカ	59.0%
ラテン・アメリカ	4.5%
アジア	13.5%
不詳	12.0%

(ア) 国の直接介入

国の国際協力はまず三つの主な省庁に分担される。

a 対外協力・開発省 (*Ministère de la Coopération et du Développement*)

同省の活動は、旧植民地であるアフリカ大陸のサハラ砂漠以南の28か国、インド洋の4か国、カリブ海の4か国の計37か国（これらは「領域国 (pays du champ)」と呼ばれる）を対象に行われ、政府開発援助（英ODA、仏ADP）の20%（1990）を占める。同省の主要財源の一つは1959年に創設された「援助・協力基金 (F.A.C. : Fonds d'aide et de coopération)」であり、同基金を活用してフランスと協力協定を結んでいる37か国の開発計画に無償援助（贈与）を行っている。

b 外務省 (*Ministère des Affaires Etrangères*)

同省の科学・文化・技術交流総局 (D.G.R.C.S.T. : Direction Générale des Relations Culturelles, Scientifiques et Techniques) は、残りすべての発展途上国（これらは「非領域国 (pays hors champ)」と呼ばれている）に向け、政府開発援助 (A.D.P.) の10%を運用している。

c 経済・大蔵省 (*Ministère de l'Economie, des Finances et du Budget*)

協力に関する同省の介入は理財局 (Direction du Trésor) の管轄に属する。同局は政府開発援助 (A.D.P.) の53%を運用しており、特に多国間援助を管理するとともに、「非領域国」への経済援助を行っている。

残りの政府開発援助 (A.D.P.) は、協力を主な活動としていない文部省等10程度の省庁によって使われている。

海外での出先機関は大使の決定に従うが、各省庁からの主な出向者としては以下のようなものがある。

a 対外協力・開発省を代表する「協力・文化活動使節 (M C A C : missions de coopération et d'action culturelle)」。

同使節の役割は相手国内で協力政策・計画を準備、調整することにある。さらに同使節は現地での協力活動をフォローするとともに、国際協力現地事務所予算 (C D I

: crédit déconcentrés d'intervention) を管理する。この予算は枠が定められており(国の規模により百万から数百万フラン(2500万円から1億円前後)の間)、全額が「領域国」の使節長の権限のもとで運用される。同予算は小規模な開発事業の資金援助に当たられる。

b 文化、科学、技術協力参事官 (conseillers pour la coopération, culturelle, scientifique et technique)。

ほとんどすべての大使館に派遣されている。対外協力・開発省からM C A Cが派遣されていない国で、外務省文化・科学・技術交流総局との連絡役となる。同参事官は現地国関係者と援助政策の方針および実施を決める際にその決定に携わる。

c 財政担当官(attachés financiers)と通商参事官(conseillers commerciaux)。

前者は経済・大蔵省理財局を代表するが、上記参事官と違ってすべての大使館に派遣されているわけではなく、世界中で10名程度である。後者は通産省(Ministère de l'Industrie et du Commerce Extérieur)対外経済交流局(D.R.E.E.: Direction des relations économiques extérieures)の管轄に属し、フランスの対外通商を振興する任務がある。

国の行政機関の他に、対外協力・開発省と経済・大蔵省の共同監督のもとに置かれた公施設法人、経済協力中央金庫(C.C.C.E.: Caisse Centrale de Coopération Economique)が存在する。これは、1941年に創設され、開発機関と金融機関の性格を兼ね備えた組織である。同金庫が対象とする地域はアフリカ、インド洋諸国であり(対象地域を図示すると、図-3のとおりである。)、1989年には約40か国に融資し、その総額は80億フラン(1920億円)といわれている。

理事長(directeur général)の下で活動し、監査役会(conseil de surveillance)の監査を受ける。同金庫は三つの専門委員会(comités spécialisées)を持ち、その一つは4000万フラン(9億6000万円)以下の外国貸付を担当する。同金庫は、パリの本店(1200人以上の職員の3分の2)以外にも、担当地域の主要国に支店(27)、駐在員事務所を有する。

経済協力中央金庫は主に投資に対し資金援助をする役割を受け持つ。融資は、自己資本に基づいて行われるが、融資の種類としては、第一窓口(発展途上国向け)における通常条件(5%以下の金利)での中期融資、特別条件(2%以下の金利)での長期融資のほか、第二窓口(比較的進んだ国向け)における市場金利による融資等がある。これらの融資は互いに組み合わせたり、フランスの援助制度の他の財源と組み合わせることができる。こうした形態の下で、経済協力中央金庫は、返済に必要な償還財源を生み出せるプロジェクトにしか融資を行わない。従って同基金は農村開発、鉱山、観光といった生産性の高い部門に主な関心を寄せている(1989年の契約の36%)ほか、運輸、エネルギー、電信といった収益を生み出せる経済的インフラストラクチャーにも融資を行っている(契約の34%)。

図-3 経済協力中央金庫の援助対象地域の概要(アフリカ、インド洋地域)
(1990年世界都市連合開発(CUD)の手引きより)

**DOMAINE D'INTERVENTION DE LA CAISSE CENTRALE EN AFRIQUE
ET DANS L'OCEAN INOEN**



融資業務以外にも、経済協力中央金庫は以下の分野で活動している

- a 技術援助 発展途上国の幹部の研修等。
- b 外務省から委託された協力計画 アルジェリア、チュニジア、南太平洋の独立諸国、より重点的にはエチオピア、レバノンで、短期間の事業を行うための助成。
- c 管理委託事業 アフリカ、アジア、太平洋地域の数か国において、国庫により行われる政府貸し付けを管理するほか、技術・協力基金（F A C）の支払いを行う。
- d 発展途上国での企業創設への参加 1977年に創設した100%出資の子会社であるPROPARCOを通じて行う。

経済協力中央金庫は、大規模な融資業務と平行して、1986年より、対象国の社会の基盤層（協同組合、村民、農民）からの発案になる生産関係案件に対して、ゆるやかな条件で、一定の期間、小額の貸し付けも行っている。この貸付けは、社会基盤層の発議に係る生産条件助成金（A. I. P. B. : Aides aux Initiatives Productrices Base）と呼ばれ、地方の貸付け制度が不在または不適用の時に認められる。1989年には11件の貸し出しが認可され、貸し出し総額は200万 Franc (4800万円)以上に上る。

なお、参考までに経済協力中央金庫の援助（1989）の内訳を示すと、表-2のとおりである。

表-2 1989年経済協力中央金庫による援助（融資（*）、贈与、資本）
[1990年世界都市連合開発（CUD）手引きより]

部 門	1990年		1985-1989 平均
	単位・百万フラン	%	%
農村開発	1 426.0	17.8	33.5
鉱山	241.0	3.0	5.2
工業	311.4	3.9	4.9
電気	794.4	9.9	9.1
観光	125.0	1.5	1.3
生産部門合計	2 897.8	36.1	54.0
運輸	1 802.4	22.5	14.5
電信電話	580.0	7.2	8.3
都市整備	379.9	4.7	4.3
公共施設合計	2 762.3	34.4	27.1
雑費	108.8	1.4	2.5
調整融資の分類不能分	2 151.3	26.8	16.0
諸業務費合計	2 260.1	28.2	18.5
融資・贈与合計	7 920.2	98.7	99.6
資本参加合計	100.0	1.3	0.4
契約総計	8 020.2	100.0	100.0

*調整融資（prêts d'ajustement）の分類不能分を含む

(イ) 協力を行う他機関に対する国の支援活動

国の支援活動は、地方分権型協力（地方自治体）に対するものと、非政府機関（英N G O）に対するものの二つに分けられる。

⑦ 地方分権型協力活動への国の支援

地方分権化が進む中、フランスは地方自治体の国際関係に法的枠組みを与え始めた。同時に对外協力・開発省は外務省と共同で次のような幾つかの組織をつくって、地方分権型協力を進める上で、地方自治体の活動と国の活動がうまく連係するように努めている。

(a) 非政府団体对外協力部(*Département de la Coopération Non Gouvernementale*)

地方自治体の对外協力活動に関する交渉窓口（非政府機関（英N G O）についても同部が窓口となる）となり、地方自治体の活動が国の活動と一貫性を持ち、国の外交方針と合致していることを確認した後で、地方自治体に技術的、財政的支援を行う。

(b) 州地方庁（州レベルにおかれる国の出先機関）の事務総長協力官
(collaborateur du Secrétaire Générale des Affaires Régionales) 各州地方庁に置かれており、州内の地方自治体の对外活動の追跡調査にあたる。

(c) 開発のための地方分権型協力委員会 (*Commission de la Coopération Décentralisée pour le Développement*) 1989年に創設された对外協力・開発大臣付きの組織である。市町村、県、州を代表する地方議員と、同数の国の代表により構成されており、委員数は合計で32人である。同委員会は諮問機関で、国と地方自治体の意見の調整を図るほか、地方分権型協力の分野に関連する法令を作成する際に諮問される。

最後に1992年2月6日付けの共和国の地方行政に関する指針法 (*loi d'orientation du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République*) により創設された、「全国地方分権型協力委員会 (*Commission Nationale de la Coopération Décentralisée*)」に触れておく必要がある。この委員会は前述の「開発のための地方分権型協力委員会」よりも幅広い範囲で活動し、地方自治体が進める地方分権型協力の報告書を作成し、時勢に合わせて改訂とともに地方分権型協力を強化するためにあらゆる種類の提言を行うことができる。

二つの省が共同で提言し、1986年より実施されている共同援助計画(*programme de cofinancement*)には二重の目的がある。一つは、地方分権型協力の分野で地方自治体の率先的行動を助成することであり、もう一つの目的は、地方自治体の進める地方分権型協力と、フランスの对外政策との一貫性、さらには他の援助国の国内政策に沿い資金提供する他の諸組織の政策との一貫性を強化することにある。無償援助の総額は1988年から1990年にかけて1420万フラン（3億4080万円）から3400万フラン（8億1600万円）に増えたが、これに対し、フランス地方自治体の支出総額は、平均して国の二倍にあたると推定されている。

この共同援助助成金を要求できるのは、次の組織である。

a 地方自治体

b 北側および南側諸国地方自治体を代表する、フランス法に基づく全国的または国際的な団体。

共同援助助成金は、以下に列記する性格を持った、数年間にわたる計画への資金援助に充てられる。

- a. 対外協力・開発省、外務省と基本取決めを結んだ州（1989年から1993年にかけて12）および県（同じく同期間に15）の計画
- b 地方自治体による局部的プロジェクト（projets ponctuels）
- c 諸都市で構成する団体に加盟する都市間の協力プログラムとして提出された对外協力。したがって世界都市連合開発（CUD）はテーマ別プログラムを実行する際にこの共同援助助成金を利用することができる。
- d 部門別プログラムの枠組みの中で決定された計画（例、水に関する連帯プログラム）。

共同援助助成金は、事業費総額の50%という上限が設けられているほか、プロジェクトの調査は対外協力・開発省および外務省と連係して行われること、農業、牧畜、ダム開発などが最も援助されているといえ、優先分野がないこと等の特徴を有する。

④ 非政府機関（英O N G）の活動への支援

国の窓口は前述の対外協力・開発省の非政府団体对外協力部であり、同部が外務省、非政府機関、および地方自治体との接点である。世界都市連合の報告書によれば、国の助成金総額は、最近数年間で1億7000万フラン（40億8000万円）に達する。助成金の種類としては、次の三種がある。

- a 開発のためのボランティア結社（例、進歩のためのフランスボランティア協会（Association Française des Volontaires du Progrès））への支援。予算の3分の2にあたる
- b フランスの非政府機関が行うプロジェクトのうち、年間およそ150の計画への共同援助
- c 1983年に对外協力・開発省に設置された「对外協力・開発委員会（Commission «Coopération-Développement»）」が中心になって決定した広報、調整、研修活動への支援。同委員会はフランスの政府当局代表者と、第三世界の開発問題に携わるフランスの非政府機関の代表各同数から成り、对外協力に関する情報交換と提案を行っている。

世界都市連合の報告書によれば、フランスの援助は世界の二国間援助の9%を占めている。なお、二国間援助は、世界の援助全体の75%を占めるのに対し、多国間援助は25%を占めている。

参考までにフランスの政府開発援助（A P D）の総額の内訳を援助額の大きい順に示すと、表-3のとおりである。

表-3

フランスの（公的）開発援助（A P D）内訳

— 援助額の大きい順による —

[1990年世界都市連合開発（C U D）の手引きより]

年間概算額(83-88) 概算% 担当機関
単位 10億フラン（億円）

技術関係省庁の諸活動	0.35 (84)	20-22%	郵政／文部省
技術協力（海外派遣員）	2.70(648)	(内、N G O	協力／外務省
フランス語教育・文化交流	1.00(240)	ボランティア	外務省
N G Oおよび、進歩のための ボランティア	0.15 (36)	が0.5%)	協力省
奨学金、経常的経費助成金	1.50(360)		協力／外務省
資本援助、	1.50(360)		協力省
FAC（技術協力基金）等			
CCCE開発・輸出計画貸付け金	2-3.50(480-840)	21-33%	CCCE
国庫貸付け金（開発・輸出）	3-5.00(720-1200)		国庫
諸国への予算援助	0.50(120)		協力省
構造調整貸付け金	3-4.00(720-960)		協力省・CCCE
国際収支援助金	1.00(240)	20-33%	国庫
国債の借り換え	1.00(240)		国庫
為替差損保証（フラン下落の場合）			国庫
国際機関への資本参加 (世銀、アフリカ開銀)	0-0.50(0-120)		国庫
欧州開発基金（F E D）	1-2.00(240-480)		国庫
国際開発協会（第二世銀）、 世銀、贈与	2.00(480)	17-21%	国庫
他の基金（F S A..）	0.5-1.00(120-240)		国庫
国連機関への義務分担金	0.40 (96)		協力省
国連機関への自主分担金	0.50(120)		協力省
研究(ORSTOM, CIRAD, CNRS)	2.00(480)	7%	研究・技術省
公的開発援助（A P D）運用費用	0.90(216)	3%	全省庁
食料援助	0.30 (72)	1%	農林省
総計	25-30 (6000-7200)	100%	

イ 多国間協力

まず、ごく簡単に主要な多国間協力の機関を紹介する。これは、大きく分けて全世界を担当する機関（a）と、特定の地域を担当する機関（b）に分かれる。

（ア）世界的機関

第一に国連の機構が挙げられる。これは1945年以来、目にみえて巨大化し、複雑さを増した。これを改善するため、国連総会は三つの介入分野にそれぞれ対応する組織を定めた

- a 國連食糧農業機関（英FAO）、世界保健機構（英WHO）、国際労働機関（英ILO）といった専門機関の管轄に属する専門技術協力
- b 国際開発復興銀行（世界銀行）（英IBRD）、国際開発協会（第二世銀）（英IDA）、国際通貨基金（英IMF）の手による融資
- c 国連開発計画（英UNDP）による調整

⑦ 国連開発計画（英UNDP）

1966年に創設された典型的な国際機関である国連開発計画は、政府代表（1990年のデータによれば、およそ170か国が参加）および国際機関代表（およそ72機関）から構成される。この機関の運営は、a 理事会、b 170の政府代表、c 国連総会、の三機関によって運営されている。170の政府代表は、理事会メンバーとなる48の政府代表を選出し、理事会は、中央事務局を管理し、諸活動を調整する事務局長（Administrateur）を選ぶ。

そのほか組織面では、本部はニューヨークにあるものの、分権化が大いに進んでおり、152の発展途上国または領土をカバーする112の現地事務所（bureaux extérieurs）を有する。また、世界中から9000人近い専門家が国連開発計画のため直接現地で活動する一方、他方で同計画はこれら専門家の活動を補うため9000人分近い奨学金を支給している。これらの点から、国連開発計画は第三世界の指導層育成に関し群をぬいて重要な機関となっている。

同計画は世界中ほとんどすべての国から自発的分担金を受けている。その金額は10億ドル（1300億円）に上るが、その90%は経済協力開発機構（英OECD）の機関である開発援助委員会（英DAC）の構成国（18か国）からである。

業務の多様性および活動に関わる個人、国、産業部門の数からして、国連開発計画はすべての開発機関のなかで第一の地位を占める。同計画の支援により、目下6500の計画が実行されており、計画の総額は85億ドル（1兆1000億円）に及ぶ。そのうち、40%は上記分担金により出資され、残りは開発受益国が負担することになっている。

プログラムは、世界的プログラム、地域・地域間プログラム、国別プログラムの三種類に分れる。主要プログラムに加え、国連開発計画はいくつかの特別基金を運営している。これらの特別基金は非政府機関の積極的参加を必要とするか、もしくは非政府機関に援助を与えている。次の六つのプログラムが国連開発計画の援助の下に活動している。

- a 女性のための国連開発基金（英 U N I F E M）
- b 国連ボランティア
- c 国連施設整備基金。同基金はもっとも開発の遅れている国的小規模投資に対し技術協力をを行う。
- d 天然資源探査のための国連自動更新基金
- e 開発のための国連科学・技術基金
- f スーダン・サヘル地域のための国連事務局（英 B N U S）。同事務局はサハラ以南の22か国が干ばつ、砂漠化と闘うのを支援している。

最後に都市計画、地域開発、住宅整備の分野には、国連開発計画の主要執行機関である国連人間居住センターが存在することに触れる必要がある。同センターは1978年に設立され（本部はケニアのナイロビにある）、目的は国連加盟国が住宅政策、土地利用、土地制度といった人間居住に関連するプログラムやプロジェクトを企画・実行するのを援助することにある。また同センターは国連総会で、西暦2000年までの世界的住宅戦略実現のための調整を任せられた。

④ 世界銀行

世界銀行は開発機関と融資機関を兼ねた混成組織であるが、同銀行はまた二つの組織にまたがっている。

- a 1945年のブレトン・ウッズ協定後、国際通貨基金（英 I M F）と同時に創設された国際復興開発銀行（英 I B R D）
- b 1960年に国際復興開発銀行の系列機関として設置された国際開発協会（英 I D A）。

このほか、国際金融公社（英 I F C）と多国間投資保証機関（英 M I G A）という、より規模の小さい二付属機関が存在する。出発時、世界銀行はインフラ整備計画への融資機関であった。今日同銀行は「開発共同体」のリーダーとして認められる真の開発機関となった。同銀行は発展途上国向けの最大の融資機関であり、新規プロジェクト、調整事業に対し年間200億ドル（2兆6000億円）以上（1990）の融資額を誇る。さらに同銀行は、無償援助を行う国同士が調整を進める際に重要な役割を果たしている

国際復興開発銀行（英 I B R D）（152か国）と国際開発協会（英 I D A）（137か国）は二つの機関に加盟する各国の所有となっており、各国が応ずる銀行資本への出資額は、各國の経済面での相対的規模に対応している。二つの機関は同じ共通の構造をしている。この二つの機関は代議員会（Conseil des Gouverneurs）（1加盟国1代議員）および代議員の権限行使することを委任されている22人の理事（administrateurs）により運営されている。理事は世界銀行の会長（Président）を任命する。会長は多数の副会長（vice-président）から補佐されるが、副会長のうち4人の第一副会長が銀行の四大部門を監督する。その四大部門とは、

- a 資金調達（finance）
- b 貸付け（opérations）

- c 政策、計画立案、調査 (politique, planification, recherche)
- d 経営 (administration) である。

世界銀行は5500人の職員を有し、その95%は本部（ワシントン）職員である。残りの職員は、発展途上国に派遣され、40の代表団を構成しているが、そのうち次の三つは各地域を担当する大代表団である。

- a ケニヤのナイロビ（南東アフリカ全域を担当）
- b コート・ジボアールのアビジャン（西アフリカ全域を担当）
- c タイのバンコク（東南アジア全域を担当）

事前の分析調査は本部で行われるもの、計画の準備、監督の責務は主としてこれらの責務である。

国際復興開発銀行と国際開発協会はほぼ同じ構造であるものの、資金源、貸付けの条件および貸付対象国は異なる。前者は自己資金、または世界各地の国際金融市场で調達した資金を基にして、同市場での調達金利に近い利率で長期の貸付けを行う。貸付け先は中程度の歳入を持つ国であり、貸付け金の返済は常に受益国政府により保証されている。これに対し、後者は最も貧しい発展途上国を優先的に援助するために創設された。そこで、同機関の貸付けは十年据置の50年償還で無利子である。その主要資金は、その大部分が最も豊かな加盟国からの分担金による。国際開発協会の資金は、3年ごとに造成され、3年間ですべて融資される。1987-1990年の資金は124億ドル（1兆6120億円）に上る。

世界銀行は貸付先と交渉する以外に、他の開発援助機関に対し、融資を通じて触媒者としての役割を果たす。この協力は三つの側面を持つ。

第一の側面は、追加資金を動員するために世界銀行の呼びかけで行われる協調融資である。これらの付加資金は主に次の三つの機関から調達される。

- a その資本参加がとりわけ重要な多国間もしくは二国間の公的機関
- b 輸出銀行
- c 商業銀行もしくは他の金融機関

協調融資は次の二つの形態を取り得る。

- a 付随協調融資 協調融資を行う機関が、世界銀行の金融市场での資金調達契約条件を受け入れて、国際復興開発銀行と国際開発協会の融資に自らの融資を加える。
- b 平行協調融資 貸付けを行う国での買い付けに“結び付けられた”もので、最も流布している形態。

協力の二番目の側面は、外部から投入される様々な資金間の調整を行うことである。調整は援助国、または援助機関との二者間で行うか、より正式には諮問グループあるいは援助調整グループの内部で行われる。こうした意味で、世界銀行と国際連合の諸機関との間で行われる協力は大変緊密であることを述べておく必要がある。

最後に、世界銀行が提供する協力の3番目の側面は、非政府機関（英NGO）との間で行われる調整である。1973年から1988年までの間に非政府機関は世界銀

行の支援したおよそ200に上る計画に参加した。これらの計画の大部分はアフリカ諸国に向けられたものであり、半分近くは農村および農業開発に関わるものであった。こうした参加ができる限り広め、かつ有効にするため、世界銀行は各加盟発展途上国が非政府機関に対し行う政策の枠組みの中でこれらの国々と協同し、同銀行が支援する活動に非政府機関が一層活発に参加できるように努めている。

⑦ 国際通貨基金（英 IMF）

1945年のブレトン・ウッズ協定によって創設された国際通貨基金の第一の役割は真の国際通貨体制を造り上げることにある。加盟国は割当額に応じて自国通貨を出資するが、その額はそれぞれの国が国際貿易で占める相対的な重要性に比例する。国際通貨基金は本来開発援助機関ではないが、同機関は発展途上国向けの貸付けに関しても、そして他の機関からの融資に刺激を与えるという点でも極めて重要である。事実、同基金は幾つかの特殊な機構を造り上げており、その例が1986年から行われている非常に有利な条件での特別貸し付けで、マクロ経済に関するプログラムおよび構造調整に関するプログラムの支援に向けられている。これらの貸付けは、構造調整融資（F.A.S. : Facilités d'Ajustement Structurel）、特別構造調整融資（F.A.S.R. : Facilités d'Ajustement Structurel Renforcé）である。構造調整融資を受けようとする国は国際通貨基金および世界銀行と3年にわたる調整プログラムに関する経済政策を決定する必要がある。この政策の枠組みには、経済政策の優先課題、目的およびそれに付随する構造改革が盛り込まれる。国際通貨基金はまたその国の必要融資額を設定する。このようにこの融資に際しては、借り手国は経済方針に関し、国際通貨基金との間で緊密な協議を行わなければならない。このように、発展途上国経済の中で、同基金の役割が増大していることに対して、こうした国間から数多くの批判が上がっている。

（イ）地域的機関

⑦ 開発援助を主目的とする地域的機関

地域的機関には開発援助を主目的とする機関が存在する。その例が米州開発銀行（英 IDB）である。1959年に創設され（本店はワシントンに置かれる）、44の加盟国（1990）を有する同銀行は、ラテン・アメリカ地域の大部分の国にとって、外部からの主要資金源となっている。他の地域開発銀行であるアフリカ開発銀行（英 AfDB）（本店はコート・ジボアールのアビジャンに置かれる）についても同様である。この銀行の創設方針は1963年5月の第一回アフリカ統一機構（英 OAU）首脳会議の際に採択された。同銀行の使命は、アフリカの加盟国（50か国、このほかアフリカ以外の25か国が資金不足解決のため加盟している）の投資プロジェクトや投資プログラムに資金援助をしたり、必要な技術協力をすることにより、経済的、社会的開発に貢献することにある。なお、アフリカ開発銀行は、関連機関としてアフリカ開発基金（英 ADF）およびナイジェリア特別基金（英 NSF）を有し、アフリカ開発援助グループを形成している。最後に、三つめの地域開発銀行としてアジア開発銀行（英 ADB）があり（本店はフィリピンのマニラに置かれる）、1966

年に創設された。

① 開発援助をも行う地域的機関

次に、第一の使命は開発援助ではないものの、開発援助で大きな役割を果たす地域的機関が存在する。その例が欧州共同体（英E C）である。

1957年の創設以来、同共同体は第三世界諸国と交流を結ぼうとする意志を示してきたが、この意志は同共同体設立に関するローマ条約の中で明白に示されている。同条約は「ヨーロッパと海外諸国の連帯」を謳い、「これらの国が繁栄し発展することを保証する」必要性を主張している。次に述べる開発のため欧州基金（F E D）の誕生とともにこの協力が始まったのは1958年のことである。共同体の領域が地理的に広がり、また、発展途上国に向けた欧州共同体の協力活動の範囲が広がるにつれ、共同体の援助額も徐々に増加した。欧州共同体は1990年に年間約25億エキュ（4000億円）を生み出し、100程度の国をカバーしている。共同体による援助は三つの種類に分類することができる。

a 開発のための欧州基金（F E D）の援助

欧州共同体による援助の4分の3は開発のための欧州基金（F E D : Fonds Européen de Développement）（以下単に「欧州基金」という。）により行われている。この援助はアフリカ、カリブ海、太平洋に位置する69のロメ協定諸国（いわゆるアフリカ＝カリブ＝太平洋諸国連合諸国（A C P））に向けられている。基金はそれぞれのA C P－E C間協定の際に決定される援助予算総額のことで、これは協定の期間内に配分される。しかしながら、この援助の恩恵は本来のA C Pの枠を越えることを付記しておく必要がある。というのも、この資金を利用できるのは、A C Pから一か国または数か国が参加している地域機関あるいは国家間機関、そしてA C P国により創設された第三セクター、さらにある特殊な目的を実現する場合には欧州共同体自体にも及ぶからである。さらにA C P諸国の承認をうけるという条件で、他の機関（企業、地方自治体、金融機関）も財政援助を受けることができる。A C P諸国を図示および表示すると、図-4、表-4のとおりである。

欧州基金の運用は主に、E C委員会の開発総局（第8総局）の管轄であるが、一定の分権化が総局のレベル（開発総局（第8総局）から46の代表団、A C P以外の14か国に代表者）でも、基金受益国のレベル（各国に執行命令権者1名、複数の委任執行者）でも行われている。

このように運用されている援助は以下の分野をカバーしている。

- (a) 投資プロジェクト
- (b) 部門別のプログラム
- (c) プロジェクトおよびプログラムの改訂
- (d) 技術協力プログラム
- (e) 基礎地域社会を援助するため、柔軟性に富んだ方法の適用

現在進行中の欧州基金（1990年－1995年）の予算総額は108億エキュ（1兆7280億円）に上る。これらの援助は二つの項目に分かれる。

図-4 ACP(アフリカ、カリブ海、太平洋地域の諸国)69国

LES 69 ETATS ACP



表-4 ACP [アフリカ、カリブ海、太平洋地域の諸国] 69国

I. du Cap vert : カーボベルデ共和国
Sénégal : セネガル共和国
Gambie : ガンビア共和国
Guinée Bissau : ギニアビサオ共和国
Guinée : ギニア共和国
Sierra Leone : シエラレオネ共和国
Libéria : リベリア共和国
Côte d'Ivoire : コートジボアール共和国
Ghana : ガーナ共和国
Togo : トーゴ共和国
Bénin : ベナン人民共和国
Nigéria : ナイジェリア連邦共和国
Cameroun : カメルーン共和国
Guinée Equatoriale : 赤道ギニア共和国
Sao Tome & Principe : サントメ・プリンシペ民主共和国
Gabon : ガボン共和国
Congo : コンゴ共和国
Angola : アンゴラ人民共和国
Namibie : ナミビア共和国
Botswana : ボツワナ共和国
Lesotho : レソト王国
Swaziland : スワジランド王国
Zimbabwe : ジンバブエ共和国
Mozambique : モザンビーク共和国
Malawi : マラウイ共和国
Zambie : ザンビア共和国
Tanzanie : タンザニア連合共和国
Zaïre : ザイール共和国
Burundi : ブルンジ共和国
Rwanda : ルワンダ共和国
Kenya : ケニア共和国
Centrafrique : 中央アフリカ共和国
Somalie : ソマリア民主共和国
Djibouti : ジブチ共和国
Ethiopie : エチオピア
Soudan : スーダン共和国

Ouganda : ウガンダ共和国
Tchad : チャド共和国
Niger : ニジェール共和国
Burkina Faso : ブルキナファソ
Mali : マリ共和国
Mauritanie : モーリタニア・イスラム共和国
Seychelles : セイシェル共和国
Comores : コモロ・イスラム連邦共和国
Maurice : モーリシャス共和国
Madagascar : マダガスカル民主共和国

以上アフリカ諸国

Belize : ベリーズ
Bahamas : バハマ国
Haiti : ハイチ共和国
Republique Dominicaine : ドミニカ共和国
Dominique : ドミニカ国
Sainte-Lucie : セントルシア
Grenade : グレナダ
Saint-Vincent et Grenadines : セントビンセントおよびグレナディーン諸島
Guyane : ガイアナ協同共和国
Surinam : スリナム共和国

以上カリブ海諸国

Papouasie Nouvelle-Guinée : パプアニューギニア
Tonga : トンガ王国
Salomon : ソロモン諸島
Kiribati : キリバス共和国
Tuvalu : ツバル
Samoa Occidentale : 西サモア
Vanuatu : バヌアツ共和国

以上太平洋諸国

Jamaïque : ジャマイカ
St-Christophe et Nevis : セントクリストファー・ネイビス
Antigua et Barbuda : アンチグア・バーブーダ
Barbade : バルバドス
Trinité et Tobago : トリニダード・トバゴ共和国
Fidji : フィジー共和国

(a) プログラム援助 欧州共同体とACP諸国は、交渉の結果、「国家指標プログラム (programme indicatif national)」を策定する。10年間にわたるACP関連国の開発目標、開発優先課題を盛り込んだこのプログラムで最も重視されるのは、輸送、通信分野、さらに農業生産、工業化分野である。このプログラム援助の特徴は完全に償還不要であり、この種の援助が全体の80%を占めるということである。

(b) 非プログラム援助 これは前もって割り当てられるのではなく、情勢に対応して行われるもので、農産物輸出収入安定化（英STABEX）、鉱業生産物特別融資（英SYSMIN），緊急援助、リスクを伴う投資資金等に関わるものであり、援助全体の20%を占める。

b ECの一般会計予算から行われる援助

これはACP諸国以外の国に向けられる援助（援助全体の約4分の1）で二つのグループに分かれる。

(a) マグレブ（アルジェリア、チュニジア、モロッコ、リビアをいう）その他の地中海諸国。これらの国家とECは、通商および財政・技術協力をカバーする5年間ごとの協約を締結してきた。援助の60%は大変恵まれた条件（償還不要の援助、特別貸付け）の下で行われ、残りはヨーロッパ投資銀行を通じて行われる。

(b) ラテン・アメリカ、アジアの20か国。ECは毎年、もっぱら償還不要の援助を行っている。

以上のかECは、一般会計予算から、食糧援助、緊急援助、そして非政府機関（英NGO）との協同援助を行っている。

c 欧州投資銀行（英EIB）の開発融資

厳密に言えば欧州投資銀行は、第三世界諸国への開発融資を専門とする機関ではない。というのも同銀行が行う融資のわずか5%が、ECとACP諸国、海外諸国、海外領土、地中海岸諸国との間で締結された協力協定の枠組みに入っているに過ぎないからである。事実同銀行の本来の性格は、ECの経済全部門での投資計画に資金援助することによって、ECの均衡のとれた発展を保証するためのECの機関であることがある。同銀行はまた、何よりも12加盟国が株主となって、厳格な条件に従って貸付けを行う銀行である。しかしながら、開発援助協力の分野における同銀行の活動には無視できないものがある。同銀行は、1987年には33のアフリカ、カリブ海諸国、六つの地中海諸国に開発融資を行った。さらに、1990年-1995年の第4次ローメ協定では、同機関が12億エキュ（1920億円）、すなわちECの開発援助の予算総額の10%にあたる貸付けを行うことになっている。同銀行はまた、他の国または多国間機関の開発援助資金とも協同で、工業、農産物加工部門の振興に尽力している。同時に、電信電話、電気、また最近では水道に関する根幹設備を強化するため、都市部門も重点項目となっている。

欧州投資銀行の活動資金といえば主として自己資金であるが、そのほか欧州基金から資金を委託されることもありうる。同銀行はまた、上述の「国家指標プログラム」の枠組みで、ECより認められた特別条件による融資も代行する。同銀行の資金援助

を求める計画は注意深く審査される。融資は事業費の50%を限度として行われ、大部分は固定金利である。同銀行は営利を目的としないので、金利は銀行がその資金を主に調達する資本市場の金利を忠実に反映したものである。最後に融資はプロジェクトが行われる加盟国の保証、または他の十分な保証の下で行われる。

これらすべての援助に加え、E Cは小規模の開発プロジェクトに対しても開発援助を行っている。かなりの成功をおさめているこの活動は二つの枠組みで行われている。一つは現地で提案されるミクロのプロジェクトに対応する欧洲基金の枠組みで、もう一つは、非政府機関（英N G O）のプロジェクトへの融資を想定しているE C委員会の年間予算の枠組みである。

開発援助の主体については、1961年に創設された、経済協力開発機構（英O E C D）の開発援助委員会（英D A C）に触れておく必要がある。同委員会は現在およそ20か国（ドイツ、カナダ、アメリカ合衆国、フランス、日本、イギリス等のほかE C委員会）からなるが、厳密には開発援助組織ではない、しかし同委員会は加盟国それぞれの援助政策を検討し、援助に関する量的・質的な規範を定めるよう努めている。同委員会により作成される諸資料は、発展途上国への提供財源に関する主な情報源となっている。それ故これは開発援助のための国際協力の仕組み全体を知る上で貴重な指標である。

③ 開発援助国際協力の仕組み概観

これまでそして今後も論述の中で、開発援助という用語を用いるが、これは「政府開発援助（英O D A : Official Development Assistance, 仏A P D : Aide publique au développement）」のこと、1969年の開発援助委員会（英D A C）で明確にされた概念である。政府開発援助を確認するには三つの基準がある。

- a 資金の源泉による基準。政府開発援助は、地方自治体およびその関係組織をも含む公的機関から発展途上国および多国間機関に向けて供給される。
- b 目的による基準。政府開発援助は、経済開発および生活水準の改善を主要目的として行われる。
- c 融資上の基準。政府開発援助は有利な条件を含んでいなければならず、また最低25%の「贈与的要素（注）（英G E : grant element, 仏: élément de liberalité）」がなければならない。

経済協力開発機構によると、1988年には660億ドル（8兆5800億円）にのぼる公的開発援助（英O D A + 比重は大きくないが多国間、二国間開発機関が贈与的要素のより小さい条件で行った援助）が行われた。このうち4分の三つまり480億ドル（6兆2400億円）分の貢献が二国間で行われている。その85%の貢献は開発援助委員会（英D A C）加盟国により、上位では、アメリカ合衆国が二国間援助の18%、日本が15%、フランスが9%（1988年のデータ）を占めている。E C加盟諸国は、合計すると二国間援助の38%を占め、石油輸出国機構（英O P E C）の国々が5%を占めている。公的開発援助の4分の1を占める多国間援助については、国際機関の10分の9の資金は開発援助委員会（英D A C）加盟国が供給している、

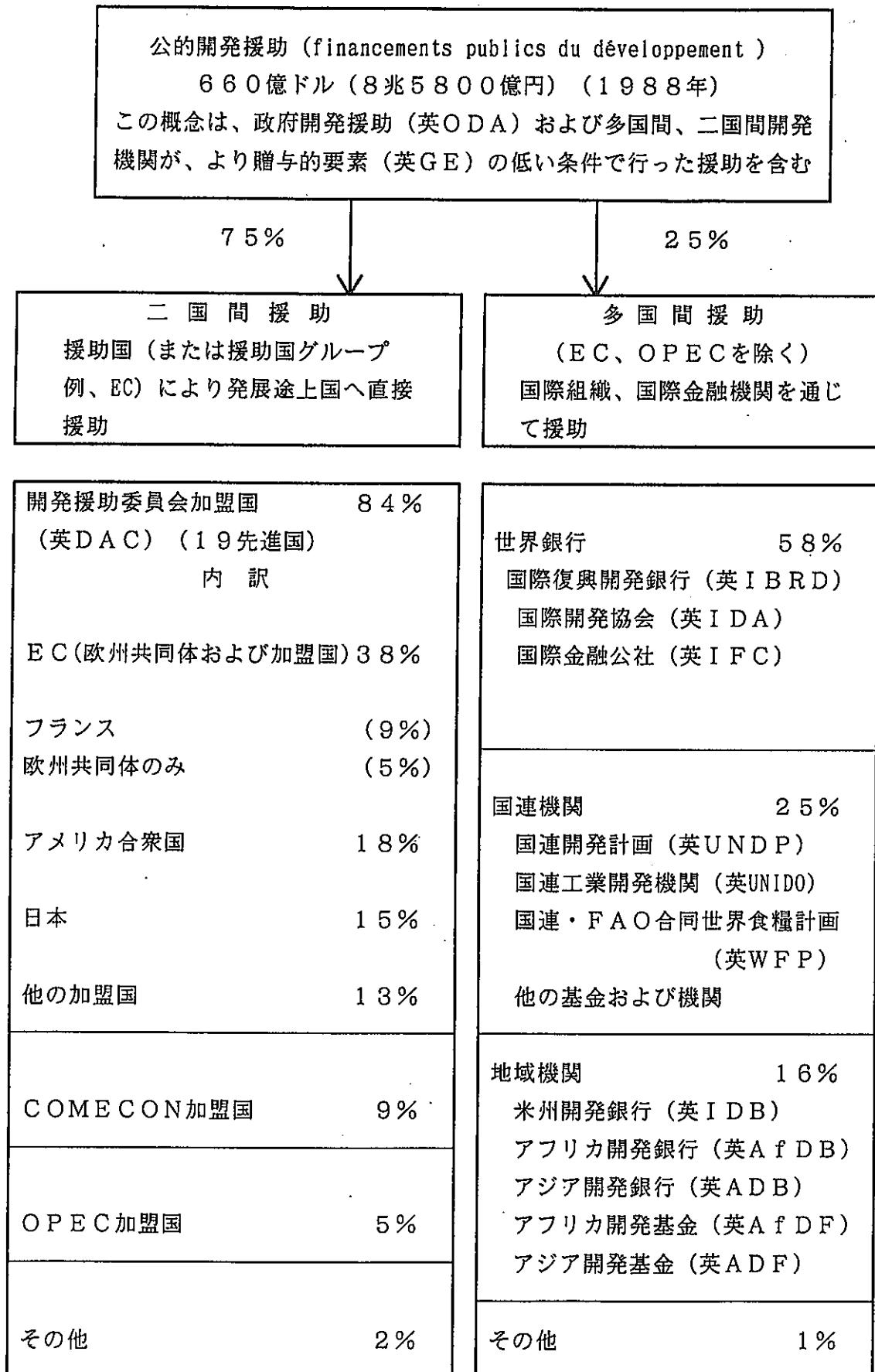
これらの国々の中で日本とアメリカ合衆国とでおよそ半分を負担している。これらの機関のリーダーは異論の余地なく世界銀行であり、多国間援助の3分の2近くを占め、国連開発計画（英UNDP）が多国間援助の28%を行っている。

ちなみに、主要援助国・機関を図示すれば、図-5のとおりである。

開発援助の仕組みを理解するために、その形態（ア）および実行の手続き（イ）を見ておくことが望ましい。

（注）政府供与資金の条件が、民間資金と比べてどの程度、発展途上国にとって有利かを計る指標で、贈与はGEが100%であり、金利返済期間が市場資金と同等であればGEは0%となる。

図-5 主要援助国・機関 [世界都市連合開発(CUD)の手引より]



ア 援助の形態

援助は本質的に三つの形態を取り得る（O E C D の開発援助委員会（英D A C）の分類による）。

（ア）技術協力

これは最も古典的な援助形態であり、世界中の二国間の政府開発援助（英O D A）の4分の1近くを占める。援助機関としては、国連開発計画が技術援助を行うための最も大きな潜在能力を持っている。技術援助は次の三つの基本的な活動をカバーしうる。

- a 専門家・顧問の派遣
- b 奨学金・研修を通じての一般的および専門的教育
- c 相談、研修業務を容易にするための施設の供給

（イ）プロジェクトまたは投資援助

これは、援助額の積算が容易であるため、開発援助の基本的な形態となっている。すべての二国間、多国間の開発援助の60%近くはプロジェクト援助である。世界銀行資金の80%をこの種の援助に注ぎ込んでいるため、同行にとっては特に重要である（1988年のデータ）。プロジェクト援助は貸付けまたは贈与の形で行われる。この援助は明確に目的が定められ、経済的観点からも妥当で、実現確実なプロジェクトに対してしか行われない。

（ウ）プロジェクト外援助—プログラム援助—経済支援援助

プロジェクト援助とプロジェクト外援助の厳密な境界は存在しない。プロジェクト外援助はそれぞれの国の状況、固有の要求に柔軟に対応するため多様な形態をとる。また、経済支援援助は本来、食料援助、緊急援助、短期債務の長期への借り換え、国際収支への援助を含む。プロジェクト外援助は経済部門、特定地域、総合開発プログラム（農村あるいは都市）、実際的問題（輸出の促進、金融システムの改善）等に取り組むにはより有効である。この援助は一国の主要経済方針に直接影響を与えることから、様々な援助者、国際通貨基金、世界銀行の間で突っ込んだ協議が行われる。最近は、世界経済の不稳定性、予測の困難性を反映して、この種の援助、特に「構造調整融資」や「産業調整融資」が増大している。これらの融資は、発展途上国が世界的経済情勢に対応して諸改革を行うのを援助することを目的としている。

以上の三形態による受益地域と主要目的については、それぞれ表-5、表-6のとおりである。

表-5

援助受益地域（87-88年・開発援助委員会（英D A C）資料）	
サハラ砂漠周辺アフリカ	34.5%
うち、サハラ砂漠南縁部（サヘル諸国）：6%	
アジア	33.4%
うち、インド：5.4%	
オセアニア	3.5%
北アフリカおよび中東	14.3%
ラテン・アメリカおよびカリブ海	13.0%
南ヨーロッパ	1.4%

表-6

援助の主要目的（開発援助委員会（英D A C）加盟援助諸国および多国間機関からの援助86-87年、開発援助委員会資料）	
社会的・行政的インフラストラクチャー	21%
経済的インフラストラクチャー	24%
農業	18%
工業および他の生産部門	10%
食糧援助	4.5%
プログラム援助	2.5%

世界都市連合開発（C U D）の手引き・1990年

イ 援助実施のための手続き

(ア) 援助の決定手続き

⑦ 前提条件

援助実施手続きの中心要素はもちろん援助機関が開発援助にあてることができる資金総額である。とは言え、以下の要素も考慮する必要がある。

- a 援助は可能な援助機関（中心となる援助機関、各種多国間機関、非政府機関（英N G O）など）の間で振り分けられねばならない。
- b 援助は地理的に振り分けられねばならない。それ故援助は、予期せぬ事態および経済的・政治的状況から発生した新しい要求に応える必要がある。
- c 援助の分配は、産業別優先度も考慮して行わなければならない。

④ プログラムの交渉

前提条件が一度整えば、援助者は受益国と援助プログラムを組むことができる。そのための交渉が援助実施の核心である。これは、受益国のプラン・政策・財源と、提案された援助とをどう関連づけるかを決定するのに適した方法である。一般的に、プログラムは、援助受益国の全体的状況・開発プランの分析、そして、他の援助者の目下のあるいは今後の活動の分析、さらに援助国政府が受益国内に持つ目的の分析に基づいて作成される。

⑤ 援助受益者

一般的に受益者は、国家、多国家間組織、公的機関、私営企業である。地方自治体が直接開発援助を利用することはそれほど多くない。

(イ) 援助の基準と手続き（プロジェクトのサイクル）

プロジェクトのサイクルは世界銀行により構想された手続きで、二国間、多国間の援助者もこの手続きを採用している。このサイクルは幾つかの段階に分解され、その中では援助者と受益者間の権能の分担が定められている。このサイクルは以下の三つの主要段階に分けることができる。

① 第一段階：調査と立案（1年から2年）

これは援助機関が援助要求を受け（プロジェクトの確認）、自らプロジェクトを引き受けるまで（計画の立案）の段階である。立案は一般的に受益者の責任だが、多くの場合、援助者の技術協力が要求される。

② 第二段階：計画の決定（3か月から6か月）

援助者が直接プロジェクトに関わる段階である。この段階自身二つの過程に分かれ る。

- a プロジェクトの評価、指導過程。これはしばしば現地で、援助機関の手によってまたは独立のコンサルタントによって行われる。
- b 受益者側との協議および援助の提案段階。援助合意の承認は、それぞれの組織の上部機関が行う。その合意承認後、援助協定が結ばれる。

③ 第三段階：援助の実施と監査（3年から4年）

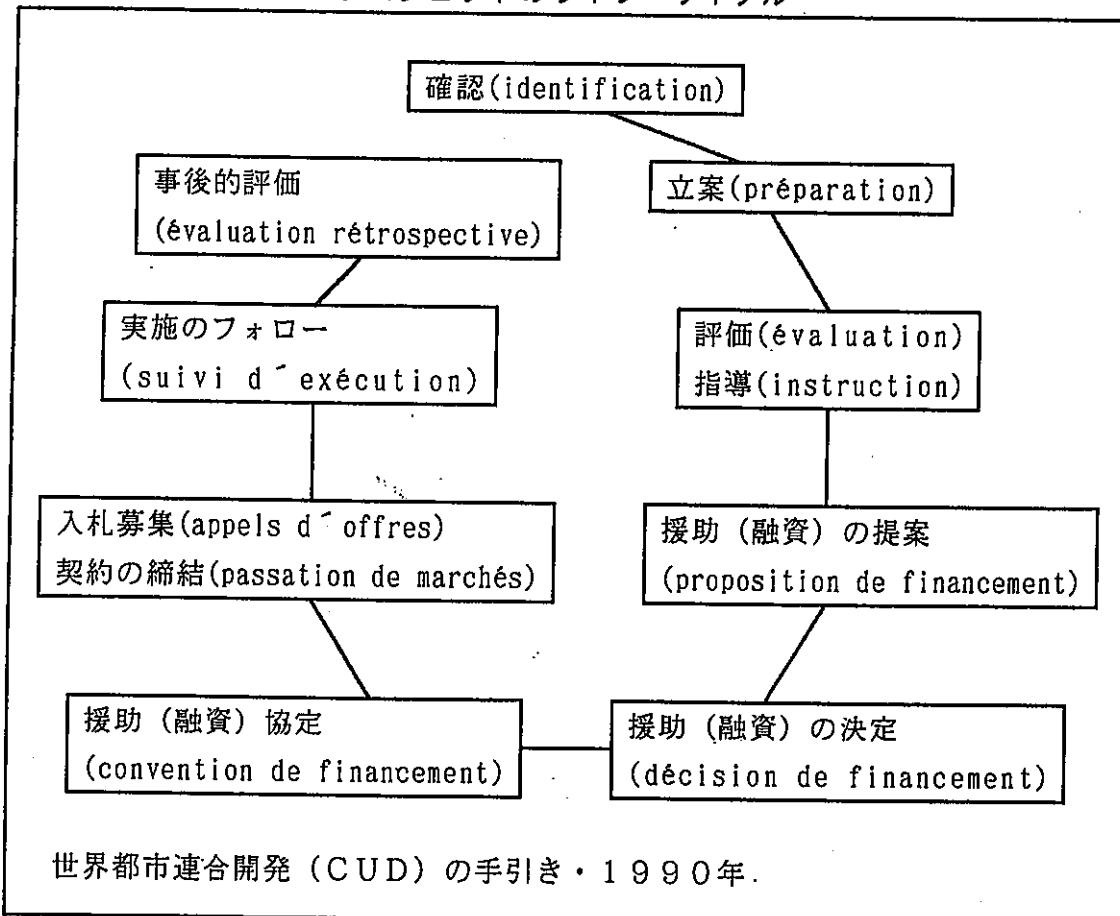
この段階は作業実施のフォローと、事後評価をカバーする。受益者が厳密な意味で

の実施（国際入札の開催、工事の技術的施工）の唯一の責任者である。大部分の援助は援助国での買い入れと結び付けられているという点に注意しなければならない。援助者はしばしばこのような方法を取っており、援助者の関与の仕方は単なる監督、フォローの役割から技術協力の提供にまで及ぶ。さらに主要援助者は過去の実績評価の仕組みを設けて、将来のプロジェクトの指名に役立てている。

以上のプロジェクトのサイクルを図示すると、図-6のとおりである。

図-6

プロジェクトのライフ・サイクル



（ウ） 援助のプロフィール

② プロジェクトの規模

プロジェクトに必要最小限の規模はないが、プロジェクトが小さすぎると判断された場合、援助者から直接援助を受けることができない場合がある。その場合受益者は、援助者から認められている援助枠をもつ現地金融機関に援助を求めることができる。

④ 援助の贈与要素の割合

援助者は原則として、贈与の要素と融資の要素を組み合わせた援助システムを有している。大部分の援助について、援助を大きく次の3種類に区分することができる。

a 贈与または無償援助

これは償還不要の援助で、プロジェクトに対しても技術援助に対しても行いうる。この種の援助を行う主な機関としては、フランスの对外協力・開発省（援助・協力基金（F A C）を通じて贈与、前述（1）②ア参照）、E C委員会（開発のための欧洲基金（F E D）を通じて贈与、前述（1）②イ（イ）⑦参照）、国連開発計画（英U N D P）（特に技術援助）がある。

b 通常条件での融資

これらの融資は開発融資機関により、市場の条件に近い変動利率で行われる。これら中期または長期（7年から30年）の融資は、主にほどほど歳入を有する諸国に対して行われ、より収益性の高い投資が優先される。

c 贈与的要素を加味した融資

融資は市場よりも有利な条件で行われる。この融資は、最貧開発途上国に優先的に援助を差し伸べる目的で設けられ、基本的に長期貸し付けで、最長10年の据置期間を設定してもらうことができる。利率は極めて低く、無利子ということもある（国際開発協会（英I D A）の場合がこれに当たる）。

⑤ 共同援助

プロジェクトの平均的規模の増大により、数年来、援助機関は共同援助の方法を取り入れている。受益国のために補完的援助を探すことは、開発機関が行う援助の新しい側面になっている。世界銀行はこの分野では、他の開発援助組織に対して援助の促進役としての位置を占めている。

これらの追加補完的資金は主に三種類の機関、すなわち、二国間または多国間の公的機関（最も一般的な共同援助の活動）、輸出融資機関および金融機関から供給される。

共同援助には二つのタイプがあり、低コストで効率の高い方法が選ばれる。

- a 共同援助（financement conjoint）すべての融資が共通の会計に集められ、プロジェクトの実現の度合い、さらに資金の負担割合に比例して援助が行われる。
- b 平行援助（financement parallèle）プロジェクトが分割され、それぞれの資金は、その分割された各部分に割り振られる。

開発援助の推進者が増加し、援助手段が多様化する中、開発援助が受益国自身の財源と計画作成にうまく結び付くためには、緊密な調整作業が必要である。そのため、「援助調整（Coordination de l'aide）」の概念が開発援助委員会（英D A C）によって造り出された。多国間調整の中心的リーダーは世界銀行と国連開発計画であり、これらの機関は首尾一貫した開発政策・プログラムを実行する上で、意見を述べ、全体方針を示す。開発調整は地方レベルでも欠かせない。世界都市連合開発（C U D）は、世界都市連合（F M C U）を代表する形で国家機関、多国間機関と共同し、地方自治体と対話しながら、南側諸国そのための調和のとれた对外協力ができるよう貢献している。

(2) 世界都市連合開発（CUD）の活動

以上紹介してきた協力は主に国を前提とした協力、つまり大規模な協力活動に関する事例であった。しかしながら数年来、地方自治体は、自治体規模の計画への援助（技術的、経済的、資金的援助等）という形で、南一北交流の枠組みに含まれる分権型協力を進めてきた。そして、国または国際機関の一部の援助はこれらの地方自治体レベルでの協力に充てられている。それ故今日の開発援助では、国、国際機関、非政府機関（英NGO）のほか市町村、県、州といった地方自治体まで推進者となって開発援助主体が多様化している。取り扱われるテーマも変化しており、都市開発の管理、都市の運営、地方分権化へのサポート等が新しいテーマとなっている。すべての援助主体の協同作業が欠かせない上、諸テーマを全く個別に扱うのは不可能であることから、調整作業は極めて重要である。そして、地方自治体のために主に世界都市連合開発（CUD）が果たしているのはまさにこの役割である。

1989年に創設された世界都市連合開発は、世界都市連合の活動哲学（①）の中で新しい段階を示すものである。前段で確認できたように、開発プログラムは援助受益国の政策に援助活動を統合させるための最適の道具であることから、開発プログラムの作成とその交渉は援助実施プロセスの核心である。こうしたことから、世界都市連合開発事務局長も喚起しているように（雑誌「都市連合」141号）、「世界都市連合開発（CUD）の優先目標は州または国の規模で、テーマ別の複数年度にわたる計画（②）を立てることである。」また、大部分の場合、世界都市連合開発の実施する技術協力、教育、広報活動（③）はこの計画に組み込まれる。

① 活動哲学

世界都市連合開発の創設は、伝統と進歩を組み合わせた活動の結果である。

伝統とは世界都市連合（FMCU）の伝統である。同連合は、その構成においてヨーロッパ的性格が強いが、常に南一北間協力の発展に注意を払ってきた。事実、何年も前から、イギリスの都市にせよ、イタリアの都市にせよ、あるいはフランスの都市にせよ、アフリカの都市との姉妹都市提携協力は頻繁に行われてきた。1987年、グルノーブル総会の全出席者はどのような援助を行うべきか検討した結果、姉妹都市提携への援助と開発援助を組み合わせる必要があることを確認した。こうして同連合内に経済・技術交流局（D.E.T.E. : Direction des échanges économiques et techniques）が設置された。これにより、適切な技術援助を促進、調整し、人道的援助に当時まで付きまとってきた浪費を回避することが期待された。世界都市連合は経済・技術交流局を単なる調査局とする意向ではなく、都市同士の相互援助を助成することを第一目標とした。それ故同局は、会員のニーズを分析し、さらに適切な手段を予測して、的確な成果を上げることを目標とする、会員の政治的意志の実行機関たる必要があった。経済・技術交流局が世界都市連合開発（CUD）の名を冠して法人化したのは、このような考え方の下であった。しかし、同連合開発の創設は、国際状況の変化なしには行われなかつたであろう。事実、歐州評議会（Conseil de l'Europe）、国連開発計画といった大組織が、北側同様南側での地方自治体勢力の台頭を前にし、

これら自治体を開発援助への完全な協力者とすることを決定した。こうして姉妹都市提携、さらには都市ネットワークは開発援助を行う上での新しい手段となった。

同連合にとって経済・技術交流局、その後の同連合開発（CUD）の誕生は、「今や政治は技術的作業に席を譲るべきである。」という活動の新しい考え方の源となった。こうした考えは、「果たして文化的次元での姉妹都市提携と技術協力との間に断絶はあるのか。」という新たな議論の種となった。これはまだ今日的意義を持った議論である。同連合としては、二つの間に継続性は存在するという立場である。なぜならば、ヨーロッパの地方自治体がアフリカの地方自治体に技術協力をすると決定したのは、歴史的過去が両者を結び付けているからである。文化的次元はより突っ込んだ協力には欠かせない端緒であるばかりでなく、協力が永続するための保証でもある。というのは、文化的次元が存在することにより、住民が協力へ直接参加できるからである。

同連合開発が技術的側面に注目するのは、南側の自治体は投資（資金は、自治体が出資者に働きかける術を多少なりとも心得ていれば調達可能である）よりもむしろ市町村レベルの政治家の養成への援助を必要としているからである。事実、重要なのは人材を養成すること、つまり地方レベルまたは国家レベルで既にある財源だけを活用して、北側自治体の手を必要な時にしか煩わせずに、市町村行政の再編成計画・都市計画等を、構想の面同様執行の面でも立案できる議員、専門家を養成することである。

こうした状況の中、明確なプロジェクトのために地方自治体から同連合開発に援助が求められた場合、同連合開発は以下の三つのレベルで介入する。

- a 同連合開発は管理に対し援助する。実際、地方議員にとり、個々の工事作業のために彼等が接する請負業者と交渉する術を心得ておくことは極めて重要である。万一の場合には、この分野に関し専門的知識を持つ北側の自治体に援助を求めることができる。
- b 次に同連合開発は、プロジェクトの策定のため、制度、財政、技術上の諸問題の分析、つまりは全体的な取り組みの援助をする。このため、北側の地方自治体および資金援助者の参加を要請することがある。
- c 一度プロジェクトが構想され施工されると、同連合開発は施工された事業の経営、維持への援助を行う。

大部分の場合、このタイプの協力のためには姉妹都市提携だけでは不十分であることから、同連合開発は都市ネットワークを創設することになる。このネットワークでは南側地方自治体は北側地方自治体と活動できるばかりでなく、南側地方自治体同士でも活動できる。というのも、技術協力の分野では南一南間協力も有効であるからである。そもそも、同連合開発が二国間または多国間援助機関の正当な交渉相手であるのは、同連合開発が都市集団の名で発言をしているからである。ところで、都市ネットワークは、確定したテーマ別プログラムの上に基盤を置かない限り、存在する意味を持たない。

② テーマ別プログラム

ア CIUDAGUA

(ア) CIUDAGUAの設立

CIUDAGUA（シウダグワ）（スペイン語のciudades（都市の複数）とagua（水）が組み合わされてできた語で「水に関する都市連合」の意）は、1988年8月に南米ウルグアイのモンテヴィデオのシンポジウムで着手された、水の供給と、都市部の下水処理を扱うプログラムである。このプログラムは、同連合開発創設時に主要活動地域であったラテン・アメリカに限定されている。

このプログラムの目的は、「亜大陸規模で連邦的ネットワークを段階的に建設していくため、市長、住民、水道・下水道事業者、研究者、専門家の間での対話を推進すること」にある。こうして、「ラテン・アメリカ、カリブ海上・下水道事業協会（ALCEAPA）」、「ラテン・アメリカ都市サービス研究所ネットワーク（REDES）」が創設された。

さらに、住民および利用者の代表は、「アンデス利用者組合連合」を通じて、プログラムの全段階に参加している。

(イ) CIUDAGUAの資金

CIUDAGUAの資金は、世界都市連合（FMCU）と、以下のようなヨーロッパの諸機関の協力により調達されている。その諸機関とはすなわち、EC委員会、フランスの設備省、外務省、対外協力・開発省、環境省、ドイツの技術協力推進協会（Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit）、イギリスの海外開発管理局（Overseas Development Administration）のほか、ナント、ボローニャ、イベリア・アメリカ都市・首都連合といった都市もしくは都市の連合組織や、企業、さらにフランスの流域水公社（Agences de bassin）のような水関連の専門機関である。

(ウ) CIUDAGUAの機関

常任委員会（Comité Permanent）がプログラムの推進、フォローに当たっている。常任委員会は次のメンバーで構成されている。

- a 世界都市連合（FMCU） 同連合はモンテヴィデオ（ウルグアイ）、キトー（エクアドル）、サン・ホセ（コスタリカ）の市長およびラテン・アメリカ地域の同連合会長代理であるコルドバ（アルゼンチン）市長により代表されている。
- b ラテン・アメリカ、カリブ海上・下水道事業協会（ALCEAPA）の2代表、ラテン・アメリカ都市サービス研究所ネットワーク（REDES）の2代表
- c 科学部門の1調整役

委員会の賛助機関として次の3機関が発言権を有する。

- a ラテン・アメリカ都市サービス研究所ネットワーク（REDES）。ラテン・アメリカの大学および私立研究所を結集しており、研究プログラム、市町村および基礎地域社会に対する支援・助言プログラム、さらに啓蒙、広報プログラムを推進する。同ネットワークは、それぞれ異なるプログラムの責任者を務めている8委員から成る科学委員会により統括されている。
- b ラテン・アメリカ、カリブ海上・下水道事業協会（ALCEAPA）。同協会

は、1990年1月のCIUDAGUAアンデス・シンポジウムを通して、最終的な結成が認められ、当初は39の企業が入会したが、その後他の411企業が加わった。同協会の主な目的としては、国際協力、情報交換および技術移転の促進、さらに水資源の保護、造水と配水の改良が挙げられる。同協会の運営は管理委員会によって行われている。

- c アンデス利用者組合連合。この連合も同じくCIUDAGUAアンデス・シンポジウムの際に生まれた。

常任委員会はまた、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海、アンデス地域およびブラジルの小委員会によりサポートされている。

(エ) CIUDAGUAの活動

CIUDAGUAは既に三つのシンポジウムを行った

- a 「CIUDAGUAラテン・アメリカ」1988年8月、ウルグアイのモンティデオにて
- b 「CIUDAGUAアンデス」1990年1月、エクアドルのキトーにて
- c 「CIUDAGUA中央アメリカ、メキシコ、カリブ海」1991年6月、コスタリカのサン・ホセにて

三つのシンポジウムの結果、幾つかの都市について個別研究プログラムが設定された。ヨーロッパとラテン・アメリカの地方自治体は、現状評価、教育、プログラムの共同管理を包含する協力協定を進めている。そして、ラテン・アメリカ諸都市の都市部の上水道および下水道の施設整備プロジェクトへの支援を中心テーマとする幾つかの姉妹都市提携一協力関係が結ばれた。広報については、情報はセミナーの企画、CIUDAGUAに関する情報誌を通じて伝達されている。最後に「上・下水道プロジェクトの資金計画の手引」をはじめとする数多くの手引書の出版が行われていることに触れておきたい。

CIUDAGUAの運営を通して世界都市連合開発(CUD)が獲得した経験に目をつけたEC委員会は、ヨーロッパ諸都市の意識を高め、ペルーの飲料水供給の促進・改善に、これら諸都市を技術的・財政的に参加させるため同連合開発に支援を頼んだ。事実、EC委員会は蔓延するコレラのため、公衆保健・衛生の面で深刻な問題をかかえるこの国に4-5年間の特別援助を行うことを決定した。

イ MEDCITES

MEDCITES(メドゥシテ)(フランス語のMéditerranée(地中海)とcités(都市の複数)が組み合わされてできた語で「地中海都市連合」の意)は地中海岸に位置する18の都市で構成されている都市ネットワークであり、この地域での環境保全を目的とする。この都市ネットワークは公式的には世界都市連合開発(CUD)により1991年11月バルセロナ(スペイン)で着手されたもので、同連合開発と他の開発援助機関との間で行われる協力の良い例である。事実、1972年にストックホルム(スウェーデン)で行われた国連環境会議以来、主な国際機関は国際レベルおよび国家レベルで活動を促進することを決定した。こうして1976年に、地中海

保全のためのバルセロナ協定 (convention de Barcelonne) が調印された。同協定は 18 の地中海沿岸国の中で行われる協力の枠組みを定めている。1988年には、世界銀行、欧州投資銀行、EC委員会、国連開発計画は「地中海環境プログラム (Programme pour l'environnement de la Méditerranée)」を開始した。さらに、このプログラムのうち技術的・制度的部分が「地中海環境・技術プログラム (英METAP : Mediterranean Environmental and Technical Assistance Programme)」の名の下に創設された。しかし、地中海沿岸の汚染問題は国家だけでなく地方自治体にも関連することを認識した国際組織は、世界都市連合 (FMCU) がMETAPプログラムを地方レベルに反映させるため都市ネットワークを設置、運営するように呼びかけた。その都市ネットワークがMEDCITESである。以下、同ネットワークの目的、手段 ((ア))、会員 ((イ))、組織 ((ウ))について述べることとした。

(ア) MEDCITESの目的・手段

第一の目標は関係都市の間で、交流、協力、連帯の枠組みを確立することにより、地中海沿岸の環境を保全することにある。バルセロナ会議を通してマルセイユ (フランス) - チラーナ (アルバニア)、バルセロナ (スペイン) - エル・ミーナ (レバノン)、バルセロナ (スペイン) - タンジェ (モロッコ) の三つの協力協定が調印された。都市がその役割を効果的に果たすためには、都市の役割の中に、METAPプログラムで決定された優先分野、つまり家庭用および産業用の廃棄物の処理、海洋汚染の防止と取締りといった分野で、行政・技術・財政的手段の都市への委譲または都市が持つこうした手段の強化が伴なわなければならない。同時に都市は市民の意識を高めるキャンペーンを実施し、市民を環境保全政策に参加させることが必要である。

これらの目標は次のような段階を経て実現する。

- 関係都市の技術者同士で意思疎通を図り、共同調査すること。これら技術者は活動プログラムにも関与すべきである。
- 研究、セミナー、教育、技術協力、資金の探索といった、都市同士が一緒に考え、協力するための手段を編み出し、組み合わせること。

MEDCITESはこうした点から「実務的な (opérationnel)」タイプの都市ネットワーク、つまり、新技術・新しい手順を発展させながら改革を行い、業務、投資を行う都市ネットワークである。新会員も加盟でき、かつ「圧力団体 (lobbyist) 的な」タイプの都市ネットワークではない。

(イ) MEDCITESの会員

MEDCITESに加わるには、国家的、位置的な二つの基準が要求される。ネットワークが地中海的である以上、地中海地域の国ごとに一都市を含む必要がある。こうしたことから、国の内政的な状況が都市の参加を困難にするからという理由で加盟拒否が行われることはない。

位置については、加盟可能であるためには沿岸都市である必要がある。また都市の規模は、最低 10 万人の人口を持たねばならない。というのも研究の結果、有効な

環境政策を行うのに適切な規模は、中都市もしくは大都市ということが明らかになっているからである。事実、この程度の規模の都市には、都市政策の計画化に必要な手段、最低限の技術的・科学的知識、さらに環境管理に関し市民、利用者が意見を表現できる仕組みが備わっていると考えられるからである。さらに加盟可能な都市は既に外国の都市と共に協力事業を行っているか、それができる状態でなければならない。同じくこれらの都市は観光または沿岸開発政策を展開していなければならない。これらの都市が河口に面し、また自治体間協力組織に実際に参加した経験を持っていればなお望ましい。

18の都市がバルセロナでのネットワーク創設会議に招かれた。

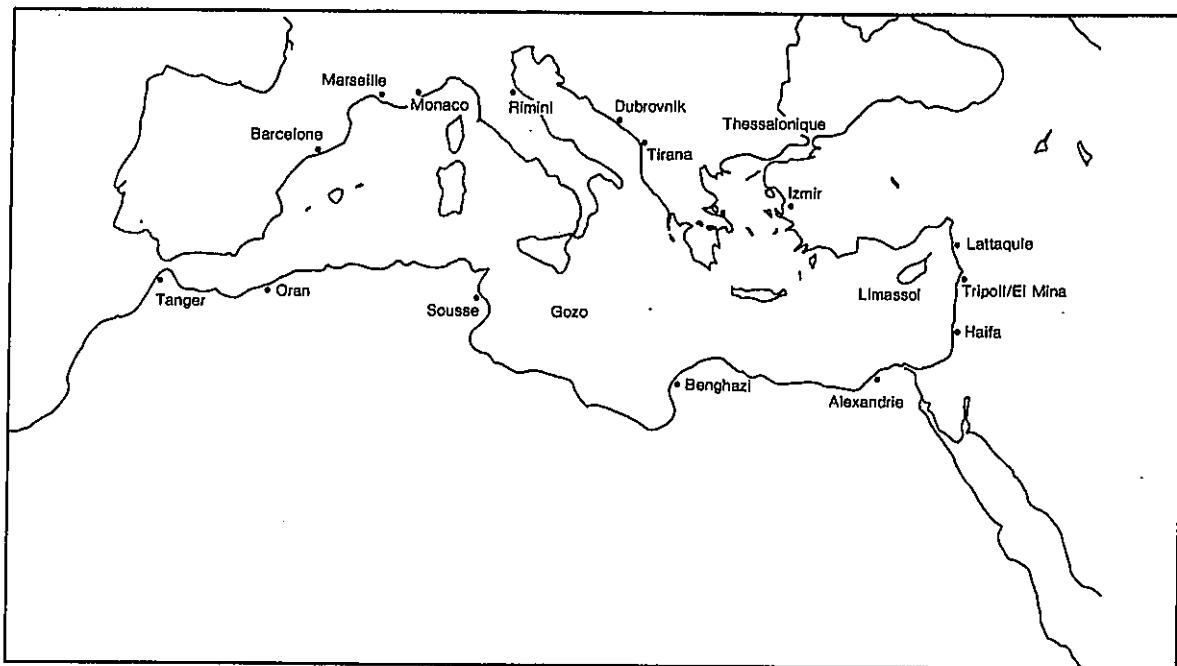
- 1-アルバニアからチラナ (Tirana) が招待に応じた。
- 2-アルジェリアからはオラン (Oran) が招待に応じた。
- 3-キプロスからはリマソル (Limassol) が招待に応じた。
- 4-エジプトからアレクサンドリア (Alexandre) が招待に応じた。
- 5-フランスからマルセイユ (Marseille) が招待に応じた。
- 6-ギリシャからはチサロニキ (Thessaloniki) が招待に応じた。
- 7-イスラエルからはハイファ (Haifa) が招待に応じた。
- 8-イタリアからはリミニ (Rimini) が招待に応じた。
- 9-レバノンからはトリポリ／エル・ミーナ (Tripoli/El-Mina) が招待に応じた。
- 10-リビアからはベンガジ (Benghazi) が招待に応じた。
- 11-モナコからはモナコ (Monaco) が招待に応じた。
- 12-マルタからはゴーザ (Gozo) が招待に応じた。
- 13-モロッコからはタンジェ (Tanger) が招待に応じた。
- 14-スペインからはバルセロナ (Barcelonne) 、ホスト都市
- 15-シリアからはラタキア (Latakia) が招待に応じた。
- 16-チュニスからはスース (Sousse) が招待に応じた。
- 17-トルコからはイズミール (Izmir) が招待に応じた。
- 18-ユーゴスラビアからはドブロヴニク (Dubrovnik) が招待に応じた。。

たとえすべてが招待に応じなかったとしても、これら18都市はMEDCITIESの会員と見なされている。上記の条件を満たす他の都市、特に地中海沿岸に位置する都市（もっとも、ネットワークが運営経験を積めば、この条件は緩和され得る）も後には加盟が認められことになるであろう。これらすべての会員は、バルセロナ会議で採択された憲章に則って、ネットワークの組織運営に寄与することになる。

以上の会員を地図上に表示すると、図-7のとおりである。

図-7

MEDCITESの会員



(ウ) MEDCITESの組織

ネットワークの中心機関は執行委員会 (Comité Directeur) であり、加盟都市の全市長と、ネットワークに協力している、世界銀行、欧州投資銀行、EC委員会、国連開発計画の諸機関からの1代表により構成される。執行委員会は年に一度開かれ、ネットワークの活動内容を決定し、プログラムを作成する。世界都市連合開発 (CUD) は同委員会に参加していないとはいえ、緊密な協力をに行っており、その創設したネットワークの計画実現に積極的に関与している。

事務局も同様に設けられ、その本部はマルセイユに置かれた。

また現在、ネットワークは先の四つの援助機関からの助成金によって運営されている。

バルセロナ会議参加者は、同じく幾つかの作業グループの設置を決定した。この第1グループは、市役所職員の研修および市役所業務の再編成に関して提言を行うこととなっている。同グループは同じく観光開発の分野において、都市が利用できる手段、方法、技術を分類整理し、それぞれの都市の経験を分析しなければならない。

1992年2月、ネットワーク始動に関する最初の総括が行われた。専門家代表団が近々レバノンに派遣されるはずであり、情報誌の発行も予定されている。

ウ ヤムスークロの活動計画

最近10年間にわたってアフリカ諸国では地方分権の動きが始まっており、様々な形態の地方自治体への各種権限の委譲が実施してきた。こうした動きは援助者であ

る国家や多国間機関から無視されるどころか、反対に支持され、推奨された。こうして1989年3月に、国連開発計画、二国間協力、世界銀行に支援されて、地方分権戦略に関するアフリカの責任者がポレッタ・テルメ (Poretta Terme) (イタリア)に集まり、「市町村開発計画 (PDM : Programme Développement Municipal)」が生まれた。この計画は、アフリカの地方自治体の組織、権限を強化する目的で専門家により行われた研究に基づいて作成された。この計画は二つのグループに分かれ、一つは「西アフリカグループ」(フランス語・ポルトガル語圏アフリカおよびナイジェリア、ガーナ)で、もう一つは「東アフリカグループ」(厳密な意味では南、東アフリカ)である。市町村行動計画が適用されたのは、まず後者に対してである。西アフリカグループについては、1992年3月、アフリカのベナン共和国コトヌー (Cotonou) で行われた発起会議の対象となった。それ以前に世界都市連合 (FMCU) は世界都市連合開発 (CUD) を通じ、この計画の受益者でもある地方自治体を完全な活動推進者として加えることを決定した。そして1991年11月11日から14日にかけ、同連合開発とコート・ジボアール都市・自治体連合はフランス語圏のサハラ南部地域から約100人の市長と、12の援助機関をヤムスークロ (Yamoussoukro) (コート・ジボアール) に集めた。12の援助機関のうち主なものとして、フランス、イタリア、イスラエル政府、国連人間居住センター (英UNCHS)、国連開発計画 (英UNDP) を挙げることができる。この会議を通じて、市町村開発計画 (PDM) の枠組みの中で、地方自治体の活発な参加を可能にする作業プラン (plan de travail) が提案された。その後アビジャン (コート・ジボアール) とパリで行われた会議により作業プランの実施方法が決められた。世界都市連合開発 (CUD) が提出した活動案には市町村活動計画 (PDM) の東部グループ分は含まれていない。というのもこの部分はすでに、ジンバブエに設立された支部で運用されている「信託基金 (トラスト・ファンド)」を有するからである。さらに、フランス語・ポルトガル語圏アフリカにおける世界都市連合 (FMCU)、つまり同連合開発 (CUD) の存在感は、英語圏アフリカにおけるよりもずっと強いからである。

ヤムスークロ会議は自治体レベルで市町村開発計画 (PDM) (西アフリカグループ分) を強化することを可能にした。この強化に関して、目標((ア))、組織((イ))、活動計画((ウ))を紹介しておきたい。

(ア) 目標

たとえヤムスークロ・プランの第一の目的が、アフリカでの地方分権化にあるとしても、このプランは数年間にわたり、幾つかのテーマを扱うものであることは強調しておく必要がある。それ故これは、METAP (地中海環境・技術) プログラムのような特別プランに対する地理的補足の役割も果たせる補助的プランである。

プランの中心的課題は次の3点である。

- a 地方自治体にサービスするとともに地方自治体の問題を代弁するための「地方自治体ネットワーク」を築くこと。
- b 地方自治体の責任者がその特性を十分發揮できるようにすること。またそのた

めに市民社会のすべての勢力と連絡を取り、作業を進めること。

- c 都市基盤整備のための都市のインフラストラクチャー、諸施設に対する投資を段階的に増やすこと。

この三つの中心的課題から、次の三つのレベルの目標が決定された。これらの目標は、(ウ)に述べる各活動に照応するものである。

—レベル0：市町村開発計画（PDM）が統一性（unité）を持つよう支援すること。

—レベル1：南側の地方自治体を、特に援助機関にとって信頼の置ける存在とするために地元の勢力を結集すること。

—レベル2：都市を建設すること。

—レベル3：国際関係の実際に溶け込むこと。

これら三つのレベルにまたがる目標は、広報活動、パートナーシップ（地方自治体と市民社会のすべての活動者との交流）、そして教育という、相互に依存する三つの次元を持った戦略の中に組み込まれている。

(イ) 組織

ヤムスークロ・プランは単なる活動提案でしかないので、独自の組織を備えていない。実際、調整機関が存在するのは、市町村開発計画（PDM）の西アフリカグループの組織レベルにおいてである。ここでは、PDM参加者は、一方で同数のアフリカ側代表者と二国間、多国間援助機関代表者からなる「暫定執行委員会（Comité d'Orientation provisoire）」を、他方で専門知識および相互に補完的適性を持った5名の専門家からなる「プログラム統一委員会（Unité de Programme）」を設置した。なお、この5名の専門家のうちの1人がPDM全体の調整役を務める。

世界都市連合開発（CUD）の代表者が席を占めるのはこのプログラム統一委員会内部においてである。というのは、それが、南—南間および南—北間の自治体および国家相互の協力、そして都市の運営・開発関係者間のネットワーク作りを容易にすることを目指すPDMの目標と一致するからである。同連合開発は、プログラム統一委員会に参加することにより地方的見方を提示する。そして、アフリカの地方自治体は、PDMの枠組みで行われる活動を、PDMそのものと比較した上で評価し、それに対し提言することができる。

具体的に、世界都市連合開発代表者の役割、行動は活動の三つのレベルから規定される。

(ウ) 活動計画

⑦ 活動レベル1

第一の段階では、南側地方自治体の連合のための協会の設置およびその強化を援助することが肝要である。目標は次の二つの側面を持つ。

- a 対外的目標は、南側の地方自治体を二国間、多国間援助機関の完全な交渉相手とするために、地方自治体の勢力を結集することにある。
- b 対内的目標は、地方自治体協会が中期展望の中で重大な課題となる問題分野に関して共通の問題意識を持つことができるようになることがある。

実際的にはこの活動は次のような形を取る。

- a 地方自治体の全国的ネットワーク形成の促進・援助
- b ネットワークによる年間特別行事である「テーマ別研究週間」の運営、事例別資料ファイルの作成、世界都市連合開発（CUD）が監修にあたる情報誌の作成を通じて、地方開発、都市運営に関する問題分野についての研修、広報活動に対する援助
- c 協力の仕組みの中で、地方自治体協会が果たす役割を強化

④ 活動レベル2

次の段階では、そしてより技術的には、アフリカの地方自治体の業務能力を強化すること、つまりネットワークの国の部門別政策における位置付けを支援し、開発計画の作成および援助機関との交渉において地方自治体を援助し、そして国による評価を向上させることが重要である。この活動レベル2では、すでにネットワークの存在および地方自治体が援助機関と交渉できる可能性を想定していることが分かる。

質問に答えた地方自治体の代表者によれば、具体的には地方自治体を国の部門別政策、特に環境、生活環境、都市における社会開発、地方での経済開発に関与させる必要がある。また、南一北間協力における州の一つ下のレベルでのセミナーまたは地方自治体間プロジェクトの枠組みの中で、「決定を下すのを援助する」ための研修資料を作成する必要がある。最後に地方関係者の間でのパートナーシップのメカニズムと道具立てを考えなければならない。

⑤ 活動レベル3

最終的に、複数の地方自治体にまたがるプロジェクトの企画、運営に関する方法論をアフリカ地方自治体に伝授し、「コンサルタント基金（Fonds de consultation）」を動員して、アフリカ地方自治体がその様々なサービスを利用できるようにしながら、アフリカ地方自治体が国際関係の実際に同化するのを可能にすること。

こうして、具体的には協力計画の準備・実施を可能にするすべての情報（技術的、財政的、制度的）を地方自治体が得られるようにすることが肝要である。

エ CODATU（都市交通開発整備協議会）

発展途上国での都市交通の現状を改善するため、CODATU協議会（Conférence sur le Développement et l'Aménagement des Transports Urbains）が設立されたのは、1980年のダカールでの都市交通開発整備会議を受けてのことである。同協議会の目的は、都市交通関係者の間の人的交流、会合および意見・経験を交換する場を提供することにある。対象となるのは地方自治体、政府、製造業者、都市交通経営者、研究者、コンサルタントおよび利用者である。

運営委員会（Conseil d'Administration）の委員には次の諸機関の代表が就任しているが、他に資格があると認められる者があれば委員となることができる。

- a 世界都市連合（FMCU）
- b パリ都市計画研究所（Institut d'Urbanisme de Paris）を通じ、パリーヴァル・ド・マルヌ大学（Université de Paris - Val de Marne）

- c 国立交通・安全研究所 (Institut National de Recherche sur les Transports et leur Sécurité) (フランス)
- d 輸送・道路研究所 (Transport and Road Research Laboratory) (イギリス)
- e マサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institut of Technology) (アメリカ合衆国)
- f 連邦理工科学校 (Institut Polytechnique Fédéral) (スイス)
- g 都市交通研究所 (Centre d'Etudes des Transports Urbains) (フランス)
- h 国立公共事業学校 (Ecole Nationale des Travaux Publics de l'Etat) (フランス)
- i 国立土木学校 (Ecole Nationale des Ponts et Chaussés) (フランス)

CODATUの中心的活動分野は次の四つである。

- a 研究
- b 人材育成 このために第三世界の管理職層に向けた経済セミナーが年4回企画されている。
- c 専門家間の協定 特に地方分権型協力として地方自治体の専門家同士の交流が行われる。
- d CODATU会議 これを通じ、諸都市は都市交通の成功事例、先進事例を検討し、他都市への導入可能性および一般化の可能性を吟味できる。現在までに5回の会議が企画され、第六回会議CODATU VIは1993年2月15-19日に予定されている。これらの会議は、都市交通の構想、計画、運営の分野に関する実務家の交流の場であり、また北側都市と南側都市の間での経験の交換の場でもある。さらに都市交通を企画した場合の社会的または環境上の影響に関し、限られた人数でより専門的な議論を行うため、作業分科会(ateliers de travail)が設けられる。

最後にCODATUと、世界銀行、国際連合、交通に関する世界研究会議 (Conférences Mondiale sur la Recherche dans les Transport) といった国際機関の間で緊密な協力が取られていることを付け加えておきたい。

オ CITYNET

過去数十年間におけるアジアの首都圏への極度な産業と人口の集中が起り、これによって首都圏と非首都圏の両方で生活条件が悪化した。これに対処するため、アジアの大都市を主体にCITYNET (英語のcityとnet(work)が組み合わされてできた語で都市間ネットワークの意) が設立されたが、世界都市連合 (FMCU) もこれに協力するため参加している。そこでCITYNETについて、その沿革(ア)、構成(イ)に触れる必要がある。

(ア) 沿革

1982年、アジア・太平洋経済社会委員会 (英ESCAP) は横浜市(日本)、国連人間居住センター (英UNCHS) と共同でアジア・太平洋地域の地方自治体関係者を集めた会議を開催した。会議後、参加者はアジア・太平洋地域での人間居住環

境の改善を目指し、アジア・太平洋地区の地方自治体間での効果的な関係づくりを行うことを呼びかけた。そして、2回目の会議が1987年名古屋（日本）で行われた。人間居住環境の管理（gestion des établissements humains）のため、地方自治体の間でCITYNETという地域間ネットワークの設立が決定されたのはこの時であった。

1989年、上海での第1回総会（Assemblée Générale）の折、ネットワークの憲章が採択され、横浜市長が会長に選出された。世界都市連合（FMCU）、リヨン都市共同体（Communauté Urbaine de Lyon）、ナンシー広域市町村区（District de Nancy）の3者が、エピネイ市（Epinay）市長でフランス都市連合（Cités Unies France）会長でもあるベルナール・スタジー（Bernard Stasi）氏に代表されCITYNET憲章に署名したのも上海でであった。決定された協力分野は、居住条件、インフラストラクチャー、都市サービス（運輸、保健、下水道、上水道）および経済的・社会的側面（雇用、地方行政への女性の参加）である。スタジー氏が雑誌「世界都市連合」137号に次のようにそのときの印象を記している。「全参加者は、その解決策はそれぞれ大いに異なる地理的、経済的、人間的文脈の中で考えるべきことを認めながらも、互いの経験や効果的「方法」を交換することにより、この協力に具体的な内容を与える必要性があることを強調した。」第2回総会は、1991年8月クアラルンプールとペナン（いずれもマレーシア）において開催された。

（イ）構成

② 会員

CITYNETは20の都市会員（18のアジア・太平洋地域の都市と二つのフランスの都市）と八つの非政府機関（NGO）その他の機関会員から成っている。

都市会員はインドのボンベイ（Bombay）、スリランカのコロンボ（Colombo）とネゴンボ（Negombo）とカンディ（Kandy）、マレーシアのクアラルンプール（Kuala Lumpur）とペナン（Penang）、ベトナムのハノイ（Hanoi）とホーチミン（Ho-Chi-Minh）、インドネシアの東ジャカルタ（East Jakarta）とスラバヤ（Surabaya）、フィリピンのマニラ首都圏（Metro Manila）、斐ジーのスーザ（Suva）、パプア・ニューギニアのラエ（Lae）、中国の上海（Shanghai）と南京（Nanjing）、韓国のソウル（Seoul）日本の横浜と名古屋、フランスのリヨン都市共同体とナンシー広域市町村区（いずれも広域行政機構）である。

NGOその他の機関会員は次の8機関である。

- a 全インド地方自治体機構（All India Institute of Local Self-Government）
(インド)
- b 居住権のためのアジア連合（ACHR：Asian Coalition for Housing Rights）
- c 居住および人間環境開発基金センター（Center for Housing and Human Ecology Development Foundation）(フィリピン)
- d ドゥアン・プラティープ基金（DPF）
- e 人間居住基金（Human Settlement Foundation）(タイ)

f ラテンアメリカ・アジア低所得住宅援助機関

(S E L A V I P : Latin American and Asian Low-Income Housing Service)

g 都市貧困者のための大統領諮問委員会 (Presidential Commission for the Under Poor) (フィリピン)

h 世界都市連合 (英 U T O , 仏 F M C U)

① 組織

以上の会員全員で次のような組織を運営している。

a 総会 (英 General Council) 4年ごとに会員の代表者全員を集め、ネットワークの活動の総括を行い、次期実行プログラムを決定する。

b 執行委員会 (英 Executive Committee) 8人の委員で構成。そのうちの一委員は総会議長を務め、総会で決定された方針に沿って2か年プログラムを組む。

c 事務局 1992年から横浜に置かれている。

② 財源

C I T Y N E T の財源は、会員の会費、会員からの寄付金、各政府および各国のまたは国際的団体からの助成金、事業収入から成る。C I T Y N E T の重要性を認めている国連開発計画には30万ドルの補助金を要求している。独自の活動は会員それぞれの資力に応じて行われる。発展途上国の会員同士による技術協力に関する活動の場合、政府間組織や国際的あるいは地域的機関に対し共同援助を求めることが多い。

③ 活動

ネットワークの目的はアジア・太平洋地区における南一南間協力によって人間居住環境を改善すること。つまり、都市戦略を策定して、都市の人口過密の状況を改善し、都市の機能を強化することにある。したがって活動領域はかなり広範にわたり、居住条件、交通、保健、下水道、雇用、女性の地方行政への参加等が挙げられる。ネットワークの形式が選択されたのは、この方式によるほうが姉妹都市提携の場合よりもより実質的な情報、技術協力が得られるからである。

以上の目的に達するため、五つの活動が選ばれた。

a ある加盟都市により提起された問題を取り扱うのに適した、一または複数の専門家をネットワーク加盟都市全体の中から選別するための委員会

b 専門研修、調査旅行の企画実施

c 都市政策の諸問題に関する研究およびその成果の配布

d 都市開発に関する経験を会員都市に熟知させること

e アジア・太平洋地域の人間居住環境の改善の参考資料となるデータ・バンクの創設

f 会員間さらには外部組織との間での情報紙の配布

アジアの都市ネットワークへの世界都市連合 (F M C U) 、主として同連合開発 (C U D) を通じての参加は、世界都市連合とアジア・太平洋地域との間で最初に行われたコンタクトの一つである。この地域では世界都市連合はほとんど活動しておらず、同連合はより数多くのコンタクトを行うことを望んでいる。世界都市連合は最近

開発援助に関しヨーロッパ都市にアンケートを行い、これに対して数多くの返答が寄せられた。その結果、協力の意思のある都市で、まだ実際に協力活動を行っていない都市が多いことが判明した。これは、地方自治体間の協力が行われるためには、それに先立って地方自治体間の関係を樹立する必要があることを示している。現在のところ世界都市連合加盟のヨーロッパ地方自治体にとって、アジア・太平洋地域の地方自治体に対するこうした関係は、アフリカの地方自治体の場合と比べ圧倒的に数が少ない。

そこで同連合開発（CUD）はアジア・ヨーロッパ間の地方分権型協力を促進しており、そのため同連合開発は、アジア・太平洋地域で協力することに关心があるヨーロッパ自治体を勧誘したり、援助したり、これらの都市のアジア・太平洋地域での活動を調整したりしている。例として、1989年にホー・チ・ミン市で行われたセミナー「低費用住居（Habitat à faible coût）」の共同企画、アジア・太平洋地域諸都市の環境調査プロジェクトの共同推進のほか、ホー・チ・ミン市での住居地域の再開発、都市計画および都市輸送の分野での関与が挙げられる。

しかしながら同連合開発（CUD）はCITYNETをアジア-ヨーロッパ間の大規模協力の出発点にしようと考えている。さらに同連合開発は目下EC委員会との間でCITYNETとヨーロッパ都市間の協力条件を討議中である。

その上、世界都市連合（FMCU）と同連合開発は、1991年11月東京で行われた「世界姉妹都市交流会議」の際に日本の地方自治体関係者と行ったコンタクトの内容を具体化することを大いに期待している。

③ その他の活動

世界都市連合開発（CUD）のその他の活動はまず何よりも「技術協力発展のための活動」である。技術協力は主に「専門知識と経験の委譲を考えている大・中規模都市」の関心をひいている。これに活用されている手段は、長い間ラテン・アメリカとアジアの都市だけに向けられていた技術協定である。しかしながら現在では、プロジェクトは北アフリカのマグレブ地域でも行われている。

技術協力の実施には、しばしば同じ手順が取られる。つまり、まず一都市の全体状況についての調査と、この都市のニーズの確認が行われる。その後にプロジェクトの確認と、実施日程の決定が行われる。最後に援助活動の内容と費用の負担区分の決定を行う。

技術協定の一例として、リヨン市とコルドバ市（アルゼンチン）の間で1987年（つまり同連合開発（CUD）の誕生以前）に結ばれた協定がある。この協定は両自治体間における技術者、議員の数年間にわたる定期的な交流の後に結ばれた。というのもコルドバ市はバス、市街電車に加え三つめの都市交通手段を保有することを願っていたからである。こうしたことから協定の目標は、同市が都市交通基本計画を仕上げるのを援助するとともに、廃止された鉄道設備の再利用の可能性、公共交通機関利用のための勧誘政策のあり方を調査することとされた。

調印を行った二つの都市の他に、リヨンの交通に携わる混合経済会社、さらに必要

な場合には私企業もこの技術協力に参加している。協定により、リヨン都市共同体(COURLY)の技術者のコルドバへの派遣、コルドバの専門家のCOURLYへの派遣が行われている。

プロジェクトの財源は、二つの地方自治体、さらに外務省の援助により同連合開発(CUD)が賄った。同連合開発はまた調整役を引き受けたほか、参加者の語学研修も行っている。

当初協定は18か月の予定で結ばれたが、この協定は時間の面でも、分野の面でも延長・拡大された。というのも、新しい協定が今度は下水道の分野で結ばれたのである。

1987年以来、これと同様の協定は、特にラテン・アメリカ都市に対して急増している。扱われるテーマは都市運営、交通、下水道、都市業務のコンピューター化等、多岐にわたる。1991年に同連合開発事務局長テタール氏は、「この種の協力の実現のため、経験の光に照らし改善可能な方法および限界を探るために作業グループを招集したい。」と述べていた。

同連合開発は世界都市連合のための国別委員会と協力して、北側と南側の都市の間で既に存在する姉妹都市提携一協力関係をフォローする調査も行っている。

最後に同連合開発は、研修、会議、シンポジウムの開催、「経験」の普及、広報活動の中心機関となっている。また同連合開発は、二国間または多国間援助機関に働きかけることにより、援助の仲介機関としての役割を果たしていることも忘れてはならない。

こうして、南一北間の地方分権型協力専門の仲介機関が存在することは、このタイプの協力の特殊性を十分考慮していることの表れであり、またそれが重要な推進力ともなっている。しかしながら、南側諸国の議員は、東ヨーロッパ諸国の援助要請が引き起こしかねない激しい競合に不安を抱き始めている。

4 東一西型協力

アオスタの国際評議会の場で、世界都市連合のルジール＝オグレル会長は、同機関は、東西両ブロックが緊張関係にあった時代においても決して「冷戦」に甘んじたことはないことを喚起した。確かに、当時は、主に東一西都市間の交流が国中心の外交に支配されていたため、都市間の交流に対する政治的障害があったことは事実である。それにも拘らず、同連合は当時「東側ブロック」と呼ばれていた地域の都市と絆を維持することに常に努めてきた。両ブロックの融和が進むにつれ、その関係はより容易、かつ頻繁となった。こうして1986年に初めて両ドイツ間で姉妹都市提携が行われた。というのも以前は、旧東ドイツで姉妹都市提携は厳しく禁止されてきたからである。東側都市に民主主義が到来し、都市が自由に関係を結ぶ可能性が生まれたことで、この関係を形式の面（いかなる手段で）からも、内容的な面（いかなる目的で）からも、再検討する必要が出てきた。雑誌「世界都市連合」137号の中でルジール＝オグレル氏は、氏にとりこの新しいタイプの関係の優先課題と思われるもの四つを次のように分析している。

- a 地方自治の確立（地方行政の運営、地方財政、選挙の企画・管理、選挙運動等）
- b 地方行政への住民参加
- c 伝統的観点からのみならず、必要な脚色をほどこした姉妹都市提携
- d 技術援助および専門知識の委譲 これはいずれにせよ援助側都市の経済促進にも役立ち得る。

利用されている手段は東一西協力に固有のものではない。しかしながら、東一西型の姉妹都市提携は、「移動の自由」といった今までになかった自由を味わう東側都市の住民に重きを置きつつ、新しい現実、特に経済的、社会的現実を取り込んだ。その結果、姉妹都市提携は、東ヨーロッパの膨大なニーズに応え、また、住民の大きな期待に応えて、即座に対応すべき協力には不向きなことが明らかになった。こうした理由から、援助者も財源もより大がかりに動員できる都市ネットワークがより急速に台頭しやすい傾向にある。同時に、東側の地方議員を対象としたあらゆる種類の研修が企画されている。それは、彼等にはこれから習得すべき多くのものがあるからである。

この東一西型協力の特色は、世界の他の地域の都市間で有効性を示してきた協力の手段にあるというよりは、その内容にあると言える。しかしながら、主要テーマについては特異なものではなく、地方自治((2))、経済的・社会的開発((3))は同連合の他の活動分野でも見受けられるテーマである。ただし、より最近の関心事である環境問題((4))は東一西協力にとってとりわけ重要なテーマとなっているようである。しかしリオ・サミットの展望からすると、このテーマは以後東一西関係の枠組みを大きく越える問題である。いずれにせよ、東一西関係の特殊性を作り出しているのは、各テーマの具体的な内容にある。そして、確かに東側地方議員は地方行政の運営に関し多くを学ばなければならず、その際必要なのは、アオスタの東西協力分科会が喚起したように、資金よりもむしろ専門家である。ところで、上記のテーマの具体的な内容およ

びそれらの取り扱われ方をより良く把握するためには、世界都市連合の東－西関係プログラムを概観しておく必要がある。

(1) 東－西型協力のプログラム概観

ここ数年、西側都市と東側都市の交流は増大している。この交流を効果的かつ永続的なものとするため、世界都市連合は伝統的活動原則と新しい活動原則（①）の両者を採用する必要があり、この二元論は他の分類方法によれば東西協力全体の特徴（②）となっている。

① 東－西型協力の原則

まず最初に、北－北間および南－北間協力における次の諸原則が採用された。

- a 普通選挙により選ばれた代表者および諸都市によって構成される協会との直接的関係を維持すること。
- b 安易な個別活動より、将来の受益者との地道な共同作業を優先すること。
- c 諸活動の中に、地方民主主義を取り入れること。

この伝統的な諸原則に加えて東－西型協力に固有の次の原則が定められた。

- a 諸活動の調整を図ることにより、資金の分散を避けること。そうすることにより複雑な状況の中から共通の問題点が明らかになり、こうして環境、地方自治・民主主義といった統一的テーマに重点を置くことが可能になる。またこれらのテーマは、目標の定まった協力活動と相反するわけではなく、公共交通機関、インフラストラクチャーといった東側都市の関心を引く活動優先分野と重なりあうべきである。東側都市のニーズに応えるため、世界都市連合の代表団により、ニーズの全体的把握、優先課題の決定、協力の進め方の説明が行われた。都市ネットワークが創設されたのはその後のことには過ぎない。また、こうした方法が取られていることから、創設されたネットワークの数もまだ限られている。
- b 着手された活動を持続させること。これはそれぞれのテーマに合った作業方法、実現のための段階、主導権の取り方を明確化することでもある。
- c 西側・東側都市間での経験の比較検討を促進すること。
- d 東ヨーロッパでの世界都市連合の中継機関および国別委員会を設置すること。
すでに二つの代表事務所がハンガリーのゴドロ（Gödöllő）とチェコのプロプラード（Proplad）に開かれた。

② 東－西型協力の二つの様相

東－西型協力における世界都市連合の援助分野を検討すると、この協力は北－北型協力と南－北型協力の経験に多くを負っていることがわかる。

実際、東側の都市は西側の都市と同様、犯罪・非行、麻薬、公害、貧困、差別といった社会生活上の問題に直面している。

しかし東側の都市は、南側の都市と同様、先進都市の援助なしには解決できない大きな技術的欠陥を抱えている。例えば、ロシアではフランスの4倍の量の水を消費するにもかかわらず、水道のメーターがまったく存在しない。推定によれば8000万

ものメーターが必要とされている！

しかし、単に技術的な側面を越えて、社会が自ら改革し、自らの存在理由を明らかにするのを援助することが重要である。前にも述べたが、世界都市連合は協力の政治的側面を常に保持することを願っている。事実、地方自治を促進することは第一目標のうちの一つである。長年にわたる「民主集中制」に慣れている東側都市では、選挙の企画・管理、地方分権化の手段としての地方自治体の組織、地方行政の役割、地方財政および都市と地方経済の担い手との関係など、すべてが手つかずのままである。次の（2）で、地方自治の確立のために世界都市連合が行ってきた活動を眺めることになるが、地方自治は、地方における民主主義の発展とよくバランスし、それにより十全に実現しなければならない。すなわち、住民に意思表明の手段を与える必要がある。そのためには、教育的努力を行うとともに、住民を組織化し、住民が率先して行い、かつ団体的責任を負うような中間的組織をつくることに多大の努力を払わなければならない。

ルジール＝オグレル氏は論文の中で東－西型協力においては都市が「開発のエンジン (*moteur du développement*)」として、また「民主主義の道具 (*instrument de démocratie*)」として新たに立ち現れなければならないと述べている。これらは、世界都市連合の活動を導く二つの特徴、指導理念でもある。

（2）地方自治

東－西型協力における地方自治の意義について概観した（①）後、二つの活動例（②、③）を挙げることにしたい。

① 概観

一般的に世界都市連合は地方自治の意味を広くとらえている。事実、これは地方の民主主義により達成させるもので、この民主主義自体が、ピエール・モーロワ氏によれば次の三重の活動の対象となる（アオスタ評議会での開会演説）。

- a 民主主義を定着させるとともに地方自治体に市町村ないし都市の運営能力を獲得させること。
- b あらゆるレベルで民主主義を実行すること、つまり都市のプロジェクトの決定、および実施に関して住民に重要な役割を与えること。
- c 「創意に富む」民主主義 (*démocratie "imaginative"*) を発展させること、つまり率先的行動を重視すること。

東側の地方議員にとって、中央集権化の極めて進んだ全体主義的国家から、地方自治体の自治を認める民主主義国家への移行は、とりわけ制度も施設も崩壊しかかっている時には、容易なことではない。コルドバの全体会議の際、新しく選挙で選ばれた東側の市長は、彼等がぶつかった問題を紹介した。彼らの多くは自分たちのアマチュア主義（彼らの中には造園家、物理の教師および美学史の教師が1人ずついた）や、政治家を続けたくない願望を話した。説明によれば、彼らは地方自治の発展により、自分の国が民主主義を学び、それを定着させるのを助けるためだけに選挙で得た役職

に就くことを受け入れているのであった。行政機構は全体的に再検討されなければならぬことに、彼等の意見は一致していた。ユーゴスラビアのリュブランナ（Ljubljana）の市長は余りに「官僚主義的で、複雑で、費用がかかり、役に立たない」市町村組織を合理化する必要を強調するとともに、管理責任の重さに打ちひしがれて指導力を發揮できない多数の無能かつ無責任な役人がいることを嘆いた。ポーランドのクラコヴィー（Cracovie）においても、職員は研修不足で、設備は時代遅れなのに、住民の期待だけは非常に大きい現状がある。しかし地方自治のための技術的、人的手段の欠如を解決する前に、とりわけ要求予算の算定を行うために個々の責任を明確にすることが問題であった。

この全体状況は東側都市と西側都市の協力がいかに必要なものであるかを説明している。というのも後者は民主的な組織や政策の決定といった分野で、自分たちの経験を前者に伝えることができるからである。アオスタでの東－西型協力分科会は、東側での地方自治が発展するようなネットワーク造りに西側政府が援助するよう西側の諸都市がそれぞれの政府に対し働きかけるべきであると考えた。この政治的分野は技術協力さえも含んだすべての協力のライトモチーフ（中心テーマ）とならねばならない。参加者達はまた、世界都市連合が単なる東西交流の場所としてだけではなく、その推進者として重要な役割を果たすことを認めた。

② 独立国家共同体の都市との協力

世界都市連合の占める重要性を示す例として、1991年10月にロシアのサンクトペテルブルク（St. Petersburg）で行われた、独立国家共同体（英 I S C）の都市向けに企画されたセミナーへの参加があげられる。1992年に向けて取り上げられた優先課題には、「地方自治、地方分権化、地方民主主義の組織、権限の配分等に関する西側ヨーロッパおよび独立国家共同体でセミナーを行うこと」が上った。世界都市連合は、これらのセミナーが眞の交流、経験の共有となることを望んでおり、それ故参加者の数も意図的に制限されている。最終的にはこれらのセミナーを通じ、既に存在するかまたは新たに結ばれる姉妹都市提携の枠組み、あるいはあるプロジェクトに参加する準備のある諸都市から成るテーマ別ネットワークの枠組みの中で、西側の都市と独立国家共同体の都市の間での具体的協力へと発展させなければならない。東側都市の要求により、ネットワークが構築される場合の優先テーマは、環境問題（廃棄物、下水道、保健、特にチェルノブイリ近辺の子供の健康）、公共交通機関、経済分野（都市の潜在能力の評価、私企業の参加、技術の移転）および不動産（都市暖房の改善計画）である。さらに1992年4月4日から12日のセミナーは都市のコンピューター化に充てられ、30人程度のロシア地方自治体の議員、管理職がコンピューター化された市町村行政の手ほどきを受けた。世界都市連合が主催したこの会合は、マルヌ・ラ・ヴァレ（新都市組合）の協力、預金供託金庫（C D C）、ソフトウェア会社 S I N O R G とハードウエア会社 B u l l の支援を受けた。

③ ハンガリーの都市との協力

東側における地方自治の発展に向け、世界都市連合が行う活動のもう一つの例はハ

ンガリーの都市との1991年度協力プログラムである。このプログラムは、同連合の3代表と250名近い議員・技術者との一連の会合の結果準備されたもので三つの段階を含んでいた。

- a 第一段階では、世界都市連合代表メンツ (Mentz) 氏（旧西ドイツ市長）が、ゴドロ (Gödöllö) 市の行政組織再編成に関し協力した。
- b その後第二段階では、「諸都市の期待に最も忠実に応えるための」活動プログラムが準備された。こうしてセミナープロジェクトが立てられたが、セミナーの内容はハンガリー地方自治体の議員、技術者のほか西ヨーロッパ、特にフランス、ドイツ、スイス、オランダ、オーストリアの専門家が参加して策定された。この結果、三つの研修が企画されたが、最初の二つの研修は「民主的行政の樹立」をテーマとし、3番目の研修のテーマは「民主的に都市計画を立てる」であった。1992年には、セミナーの目的はより技術的な分野（都市交通、都市計画、教育業務、市町村行政）に属すことになる。また研修では求められる情報ニーズにきめ細かく対応し、また共同で問題を考察する場をつくることを目指すことになる。
- c 最後に、ゴドロに世界都市連合の常設事務所が開設された。

しかし、セミナーを越えて、プロジェクトは公共輸送、環境、都市暖房、都市不動産といったテーマの一つについてパートナーシップを結ぶ用意のあるハンガリー側と西側の都市を協力させることを定めている。このパートナーシップおよびその目的の明確化は将来のメンバーに任せられている。世界都市連合はその目的の明確化や経験の共有に注意を払いながら、都市ネットワークを推進していくことを目指している。

地方の自治をいち早く実現するため、ハンガリー市町村協会 (Association des Comitats) はメンバー、およびすべての都市、自治体のために情報センター (centre de ressources) を発足させる方針である。実際、地方の当局者は「民主主義の要求に応える有効な行政機構を築き」、「都市の新しい政治的責任者および自治体職員の研修を全国的レベルで行う」という二重の目的を持っている。さらにハンガリー市町村協会は、西ヨーロッパからの情報に容易に接することができるよう努めている。また、将来のセンターは次のような業務を行うことになっている。

- a 地方自治体に関する法案作成への援助
- b 情報機能（資料センター、専門的助言者の配置、法律上・行政上の助言）
- c 広報活動（西ヨーロッパの専門家の参加を仰いだセミナーの企画、西ヨーロッパでの滞在研修の企画、専門家の援助）

ECと世界都市連合は特にこのプロジェクトの開始のために必要な財政的・技術的援助を行う予定である。

世界都市連合は同連合の枠組み外で始められた、東ヨーロッパの地方自治確立活動にも参加していることを述べておく必要がある。世界都市連合は1991年9月19-21日にはヘルシンキ・プロセスの枠組みで行われた、「都市および州の对外協力に関する国際会議」に出席した。プラハで行われたこの会議は、主に世界都市連合と

国際自治体連合（I U L A : International Union of Local Authorities）、さらにアメリカ合衆国、オランダ、ポーランド、独立国家共同体（I S C）（総計26に及ぶヨーロッパの国）の国別組織の支持のもとに企画された。世界都市連合の会長は総会の演説で「地方自治体が市町村および都市の運営能力を獲得し、専門知識を保有することを可能にする本当の地方自治の必要性」を訴えた。経済、社会政策の分野における協力はこの会議の議論のもう一つの軸であった。

（3）経済・社会開発

民主主義が根付くための政治的安定を保証するという点で、両者は重要である。

① 経済開発 (*développement économique*)

経済的観点からすれば、東－西型協力は、北－北型協力とも南－北型協力とも異なる。確かに東側諸国では経済的荒廃が進んでいるにせよ、1990年エルフルト(Erfurt)で行われた旧東ドイツの新人市長会議である参加者が強調したように、これらの国々はまったく飢餓を経験したことがない。この特色はアオスタの国際評議会の際に東側の議員から念を押された。彼等は財政援助よりも人材養成のための技術援助を必要としている。そして特に地方経済にとって企業が進出すること自体は良いことであるが、企業が自ら自発的にそれを行うにせよ、この種の進出が東側都市の資源、殊に天然資源について植民地化を行うことになってはならない。こうして東側の都市は西側の都市と共同で「経済関係上のモラル」を規範化するよう努めるべきである。議員たちはプロジェクトがより一貫性を持ち、秩序がとれ、一言でいえばより効果的であるべきであると考えている。プロジェクトはニーズに的確に応えていることが必須であり、それ故、まず実地に個別調査を行い、その次に適切な手段（ネットワーク、技術協定等）に頼るといった、論理的歩みを踏むことが必要となる。同じく東側の都市同士で激しい競争に落ち入らないことが第一の重要性を持つ。こうした点からも、援助の提供についてと同様、要求に関しても調整の必要がある。適当な実現手段、プロジェクトの調整は効果をあげる上での二つの保証であり、この点では東－西型協力と南－北型協力は一致する。経済協力の分野での東側の要求は特に産業再転換、経済活動地域の創設、都市の経済交流面での貢献に関するものである。経済協力の分野で多くのネットワークが創設されるべきである。というのも今までそれは主に環境保全と社会分野に向けられてきたからである。

② 社会開発 (*développement social*)

社会福祉の分野での成果は経済面よりも進んでいる。例えば、ポーランドで社会福祉業務が地方分権化されたばかりの1992年1月中旬に、世界都市連合の代表団は同連合の活動を紹介するためポーランド都市協会（Association des Villes Polonaises）に赴いた。この時に「都市の社会福祉政策（la politique d'action sociale des villes）」と「住宅の改築およびその社会的管理（la réhabilitation et la gestion sociale du logement）」という二つの作業テーマが決定された。

この二つのテーマは次の共通の目標に含まれる。

- a 都市に社会福祉担当部局を設置するため、特に都市に属する不動産全体を政治的・技術的・社会的に管理するため、ポーランドの自治体を援助すること。
- b 住民と、地方の民主化を担う仲介機構を協力させて、地方の民主化過程に貢献すること。

東－西型協力のために世界都市連合がとる方法に従えば、プロジェクトの実施作業は3段階にわたって行われる。すなわち、①ニーズの明確化、②東側の都市と西側都市の経験の比較検討、③研修・活動の実施、姉妹都市提携等といった方策の実施、である。このプログラムの準備に引き続き、1991年5月13－16日までポーランドのカトヴィス (Katowice) で第一回会議「社会活動政策」が行われた。こうして、66のポーランド都市・州がフランスのブザンソン (Besançon) およびリヨン (Lyon) 、イギリスのイプスウィッチ (Ipswich) 、カナダのケベック州のハル (Hull) 、そしてフランス社会福祉センター連合 (Fédération des Centres Sociaux de France) と経験を共有することができた。取り上げられた主なテーマには次のようなものがあった。

- a 都市における社会的ニーズの探知
- b 同化活動（障害者、失業者）
- c 住宅を通じての社会福祉

また、ポーランド側参加者の注文は主に次のような点に関するものであった。

- a 社会的ニーズ探知の手段・方法のための研修、社会福祉政策策定のための現状診断書の作成
- b 福祉活動家の指導者の養成
- c 産業再編成の一環としての職業指導システム研修
- d 障害者の同化

この会議の結果、世界都市連合とポーランド都市協会は会議で話し合われたテーマを基に協同で作業プログラムを組むことを決定した。さらに同連合は社会福祉の分野で関心のあるヨーロッパの都市に連合と接触をとるように呼びかけた。東側都市は単に受益者として社会福祉に関わるほかに、西側都市と同じ立場で社会福祉に関わることがある。こうして1992年10月8－10日に開催された幼児期の問題に関する集会に招待された。幼児への応対の仕方に関する都市政策国際会議の計画は1989年9月に採択された。この会議は幼年期・家庭研究所 (Institut de l'Enfance et de la Famille) ならびに世界都市連合により開催された。その目的は「義務教育年齢に達するまでの子供達を、昼間親に代わって世話をため、自治体が行っている活動に関し意見交換を行うこと」にある。提案された作業テーマは次の通りである。

- a 年齢別に異なる受入れ方をするための設備モデル
- b 財政上および運営上の問題
- c 子供の才能の開花を考慮に入れた、教育環境問題の処理

東側都市がこのような会議に参加するのは、この分野において成熟している証拠である。この成熟度は環境問題の処理を通して見られるところである。

(4) 環境問題

実際のところ世界都市連合は東側諸国が門戸を開く前からこの問題に取り組んできた。というのも早くもグルノーブルの総会で同連合はこの問題を優先課題の一つとしてきたからである（三の3参照）。東一西型協力の発展は同連合の活動の加速化に何らかの役割を果たしてきたし、またこれから数十年間にわたって克服すべき大きな課題に対し西側の住民の意識を高めさえしてきたと言える。

東一西型協力に関し、世界都市連合は一つの確認事項から出発した。それは、「環境問題に関する東ヨーロッパの都市の要望は極めて多く、西側都市にとって望ましい水準でこれに取り組むことは極めて困難である。そのため有効で、かつ都市の援助能力に見合った取組み方を明確にするための考察が必要となってくる。」ということであった。この考察は次の二つの考え方を基礎として展開されることになる。

- a 東側の都市にとって、構想および取るべき手段の両面から環境問題に関する地方レベルでの政策を策定する必要があるという問題が生じていること。
- b 経験に基づく教訓を諸都市全体に広めるため、その教訓をフォローし、それを共用すること。

この出発点から発し、世界都市連合は東ヨーロッパの諸都市とその協会の合意の下、国ごとに5-6の対象都市を提案し、問題の分野について実際の経験を有する西側都市を探している。

このプロジェクトは、パートナーと面と向かい合える可能性からして、「大規模な協力」ではなく、「はっきりとした一連の作業」から成る。

方法手順は次のとおりである。

- a 要望都市から表明されたニーズとその背景を共同で分析する。
- b 目標、優先課題および援助の仕方を決定する。
- c 民主的な調整および監督官庁（特に将来助成金を得られる見込みのある）との関係について考察する。
- d 私企業の役割、政治家との関係を決定する。

世界都市連合は殊に、パートナー都市同士の接触、補助的資金の探索、パートナー都市全体の定期的会合開催により、それぞれの活動の間で橋渡し役をしたり、さらに広報活動に従事したりする。最初の交流がつい最近フランス北部のグランド・サント（Grande-Synthe）とロシアのチェレポヴェツ（Tcherepovets）の間で行われたことを記しておく。2都市は似通った産業構造をしていることから、使節団の交換が実施された際には産業公害が特に問題になった。直接的な接触が行われた結果、一連の援助可能なテーマを見つけることができた。この次に、チェレポヴェツのために行うことができる協力活動を決定するため、作業プログラム（programme de travail）を準備するのは世界都市連合の任務である。

1992年2月13-14日のドイツ委員会事務局の会合に、世界都市連合当局を代表してルジール=オグレル事務総長は、ドイツ諸都市が環境問題に大きな関心を示していることを確認することができたという。

最後に、世界都市連合の活動は東一西協力の発展に大変積極的な北側の加盟都市の個別的な率先活動により強化されていることを述べておく必要がある。こうしてフランスのラ・ロシュ・シュール・ヨン (la Roche sur Yon) 市は1992年1月にチェコのプロプラード (Proplad) 市長のマダック (Madac) 氏をヴァンデ地方の企業経営者に引き合わせた。同市長は、企業家にチェコへの経済使節団の派遣に対し積極的になるよう勧めた。ラ・ロシュ・シュール・ヨン市の国際交流課にはすでに八つの出願が登録されており、候補企業は食料品の供給、発送、保管の面で、チェコの4都市のニーズに応えることが求められている。今後は、家庭用電気機器、遠距離通信、情報機器、農業機器、観光といった分野にも同じく関わりがでてくるだろう。

将来は、東一西関係では、既に着手されたプロジェクトを前進させ、都市間ネットワークをつくることがもちろん重要になるであろうが、そのほか「東一東協力」を奨励するとともに、「東一西一南協力」をも開始する必要があろう。この協力に関し東側の地方議員は、彼らの手段が許す範囲で参加する用意がある。

雑誌「世界都市連合」(第141号)の中の対談で世界都市連合開発(CUD)事務局長のテタール氏は同連合開発の活動領域を新たな国々(東側諸国から成る)へと広げることが問題となっていることを認めた。しかし氏は、この問題に答えるのは時期尚早であり、まず同連合開発は南一北型協力について自らに与えられている責任を果たす能力を証明せねばならない、と考えている。

アオスタの国際評議会で、ルジール＝オグレル事務総長は北一北、南一北、東一西の三つの協力作業分科会で議論が進展していることを、同連合の活動の成果であるとし、これを祝福した。しかし、その断固とした政策が単なる願望に止まるのではなく、実際に実施されることを強く願っていた。

しかしながら、同連合の会員をこうした広範な任務に結集させ、同時に同連合の援助内容の複雑さを前に会員同士の団結力を維持するには、同連合の活動を統一的テーマを中心に整理する必要があろう。これはつまり同連合が行っている作業に、それが技術的なものであろうと、政治的枠組みを与えることを意味する。

三 世界都市連合（FMCU）の活動を統一するテーマ

「我々の組織は単なる業務組織になることはあり得ないし、今後もそうならないであろう。世界都市連合は政治的組織である。なぜなら同連合は都市の活動、都市の将来のために方針を提案し、共に行動するため都市を結集することを使命とするからである。」アオスタ国際評議会でのルジール＝オグレル事務総長のこの言葉は連合の作業に常に浸透し、また同連合の会員が維持しようとしている精神を要約している。それ故、何が同連合の「共通意思（vouloir commun）」を表現とするテーマなのかを決定しなければならない。次に扱うテーマのうち、最初の二つ、平和（1）と地方の自立（2）はすでに一時期來の同連合の活動のライトモチーフ（中心テーマ）であり、3番目の環境（3）はより新しいテーマである。

1 平和

事務総長によれば、同連合にとって「平和は遺産」である。事実、第二次世界大戦後すぐに同連合が創設されたのは、世界中で平和を守り、発展させるためであった。以後、平和は同連合の最も重要な関心の一つであった。なぜなら平和は決して、決定的に獲得されないことを情勢は示していたからである。それ故、平和が現実のものとなるには都市の役割が極めて重要である。これこそ、元フィレンツェ市長で同連合の会長でもあったジョルゴ・ラ・ピーラ（Giorgio La Pira）氏の語った「民衆による外交（diplomatie des peuples）」である。また、同連合のピエール・モーロワ（Pierre Mauroy）前会長（当時の会長）はアオスタで、平和活動のため都市が有する手段と思われるものを明確化した。これらは次の2段階に区分して考えることができる。

- a. 第一レベルには「住民間の交流の拡大」がある。この点から困難に陥っている国との姉妹都市提携の重要性が生まれる。
- b. より高いレベルでは、「積極的な内容を持った平和」のために尽力することが重要となる。これは、その経済的、社会的開発のために貢献しようという大きな意思を前提とする。南側・東側都市に連帯し、平和の維持のために必要な不均衡との戦いは、自治体間の地方分権型協力の発展を通じて行わなければならない。たとえユーゴスラビアで猛威を振るっている内戦だけ理由だったにせよ、アオスタの国際評議会参加者の多くが平和の問題を取り上げた。ユーゴスラビアのリュービアナ（Ljubljana）市長のストラガール（Stragar）氏、オーストリアのカルンテン（Kärnten）市長のメルシュル（Mölschl）氏、ドイツのエルフルト（Erfurt）市の助役クノブロッホ（Knobloch）氏、独立国家共同体の姉妹都市協会事務総長ストリヤリオフ（Stolyariov）氏ほか多くの参加者がユーゴスラビア紛争に対する、またより一般的には旧共産圏ブロック国での民族主義の再生（民族主義が一度は消滅したのかどうかを知る必要があるにせよ）に対する不安を訴えた。こうしたことから、彼らはこの紛争に対する立場

を示すような決議を採択するよう国際評議会に要求した。セネガルのある市長はその場を利用して、ユーゴスラビアで起こっていることは、民族の対立はアフリカ諸国に固有のものではないことを示していると指摘した。イスラエルとパレスチナの話し合いがワシントンで行われたことを、ヨルダンのアンマン市長のハルル (Halul) 氏は喚起した。同氏は同時に評議会が最終決議で、イスラエルの占領地区での不正行為に対し、またこれがアメリカ合衆国の首謀で進められている和平交渉の発展に支障を及ぼしていることに対し非難を表明するよう求めたが、これはユーゴスラビアに関する決議の場合と異なり、実現しなかった。

ルジール＝オグレル氏は平和のための都市の行動は不变ではないことを指摘した。こうして「都市と平和」と題する連続会議の第六回会議が、「平和のための地中海」のテーマで1991年10月17-18日にスペインのロスピタレット・デ・リョブレガット (L'Hospitalet de Llobregat) で行われた。この会議で取り扱われたテーマは、伝統的側面よりも、都市の経済・文化・社会活動により関心が向けられており、この点で会議は新しい転換点をした。地中海沿岸地域全体から集まった約200の地方自治体代表が提案した活動基本路線は以下のとおりである。

- a 経済推進者としての都市 都市は主に姉妹都市提携、協定、南一北の都市ネットワーク間協力、専門知識の委譲、を通じて他の都市と協力をしながら、地域開発の条件を整備しなければならない。
- b 社会改良推進者としての都市 会議では、「若者」と「外国人」という二つの社会集団がとりわけ重視された。前者に対しては「平和教育」が予定されている。なぜなら平和教育は連帯、寛容、多元的な物の見方をもたらすからである。後者に関しては、その同化のためにあらゆる手段が用いられなければならない。
- c 文化推進者としての都市 地中海地域内の姉妹都市提携は、相互の文化的要素を発展させる枠組みにならねばならない。
- d 平和の問題としての環境 会議の参加者は一方で環境保全は、住民に広報活動を行い、住民の責任感を高めることを必要とする点で、民主化の手段となりうると考えた。また一方で、彼等は国連環境会議および世界都市連合会長代表から提案された開発に協力・貢献することを決めた。

しかし事務総長は、平和のための行動についての議論はまだまだこれからも続くことをはっきりと示した。すなわち、「いかにして技術協力のレベルで、地域紛争の犠牲になった国の都市に優先権を与えるか?」、「いかにして姉妹都市提携に新しい活力を与え、姉妹都市活動が行き詰っている都市に指針を与えるか?」等の議論が残っているのである。

2 地方自治

ルジール＝オグレル氏によればこれは「何にもまして、重要かつ統一的なテーマ (thème majeur et unifiant au premier chef)」である。実際、世界都市連合の

「本質的使命は、市町村その他の地方自治体を媒介とした住民の行動に基づき、世界規模の協力をを行う」ことである以上、地方自治は同連合の行動の本質である。この点は、国際政治を揺るがしていた激動のせいで、1990年10月のコルドバ総会での議論の主要テーマとなった。事実、最終決議の冒頭には「地方自治の要求」が訴えられた。しかし、なぜこうした要求がなされたのか？それは今日、世界で「都市が果たす本質的かつ、ますます増大する役割」のためであり、さらに都市は「開発の推進力」（時には深刻な代償を払わねばならぬにせよ）であり、都市はまた「民主主義の学校」でもあるからである。最終決議はまた、地方自治自体が数々の要求を含意していることを強調した。すなわち国レベルで、公的・個人的自由が獲得されなければ、地方自治は存在し得ない。さらに地方自治は、その管轄に属する事項に関する都市の完全な責任、その運営能力を実現し、さらに必要以上に経済情勢に左右されない自主性を実現する物質的・技術的・財政的手段を持つことが前提となる。最後に地方自治には、都市における身近な民主主義が実現し、住民が都市行政に参加するということが含まれる。

前に、アオスタの国際評議会でピエール・モーロワ前会長がいかに地方自治と民主主義を結び付けているかをみた（前記、二の4の（2））。そして事務総長は、住民参加および住民団体の結成において進歩を遂げた幾つかの都市が行った具体的な政策に基づいて考察が行われるよう提言した。この考察は、コルドバで地方自治を取り扱った作業委員会で早くも始められた。そこで、フランスのロマン(Romans)市長のベルトラン(Bertholet)氏は、「青少年市議会」のような組織を設置して、市民と議員の連絡を密にしようとするヨーロッパの中規模都市の試みを報告した。また、ペルーのヴィラ・エル・サルヴァドール(Villa El Salvador)の元市長アスクエータ(Azcueta)氏は、共同体の尊厳を目指した自主管理によって真の都市の地位を獲得したリマ郊外にあるスラム街の成功について証言した。また、アスクエータ氏は議員の権源を問い合わせ直す住民の権利は選挙期間だけに限定されるべきではないという見解を示した。

地方自治を求める根強い要求は単に南側都市からだけではなく、東側都市からも寄せられている。ドイツの幾つかの都市を集めて1991年5月エルフルト(Erfurt)で行われた会議で民主主義への意志が特に強く主張された。これら参加都市のうち旧東ドイツの5都市が、五つの新しい州を代表していた。新しく生まれ変わった「世界ドイツ委員会」（1991年7月設立）の初代会長ダイゼンホーファー(Deisenhofer)氏は、「世界都市連合の情報紙」掲載の対談の中で、「世界都市連合(FMCU)は、地方の民主主義、市町村の日常活動における市民の自主性・行動能力に重きを置いている点で、同連合は同氏がこれまで関わってきた他の国際的市町村組織とは恐らく一線を画している」と強調した。

ダイゼンホーファー氏はまた、地方自治は彼の優先課題の一つであると明言した。最後に同氏は、「ドイツ諸都市は、東ヨーロッパ諸都市が民主的自治行政を築くのを援助するためできる限りのことをするつもりでいる。すなわち、ドイツ諸都市は世界都市連合の精神に則って行動している。」と主張した。

環境に常々敏感であった国の住民でありかつ議員でもある同氏は、「環境の保護とこれに関する市町村の政策に特別の注意を払うつもりでいる。というのも市民に環境問題を理解し、共有してもらうために市民にエコロジー概念を普及させることは優先課題であるから。」と述べた。

3 環境のための世界都市連合の政策

1987年のグルノーブル総会では、世界都市連合の優先課題として、環境問題を取り上げた。短期的には、国連が1992年6月にリオで開催する会議の準備、進行において都市が果たすべき役割を明確化するためであった（2）。もちろん同連合の活動はここに止まらない。会員、特に東側都市は問題の意識化および行動を通して環境問題を同連合の長期的課題とする意図である（1）。

（1）世界都市連合内部での環境問題の発端

アオスタで、イタリアのローマ県議会議員パリス（Paris）氏は、世界都市連合内部で国際的な環境政策の必要性が初めて取り上げられたのは1987年のグルノーブル総会であることを示した。ルジール・オグレル氏は、1989年リールの国際評議会で、「今から一年前、ECの都市計画白書が示したように、都市は汚染の要因であるが、重要な役割を担っている」ことを強調した。事実、その運営能力、外国都市との交流によって、都市は一般的なレベルで定められた環境政策をそれぞれの地域で推進できる。また、都市は直接この問題に関与しているため、地方自治体が協力し、さらにその実行者とならぬ限り国レベルでの環境政策はありえないのは明白である。また、環境の善し悪しは何よりも個人の責任の問題である点に関し、「民主主義の学校」として都市は、住民の意識を高めることができる。この点において環境問題は地方の民主主義の主題と一致する。それ故同連合は、環境の分野で都市が持っている否定的イメージと戦うつもりである。同連合の活動は、深刻な環境問題を経験し、これに対応するため、技術的にも財政的にも全力を傾けようとしている東側諸国からの刺激により加速された（前記二の3参照）。南側諸国にとっては、問題はより困難な形で生じている。南側諸国では環境の状態は極めて悪く、住民の健康に影響を及ぼしている。こうした影響は北側諸国では南側ほどには深刻でなく、東側ではそれほど大規模ではない。アオスタでは、ペルー代表カンポス・アルディレス（Campos Ardiles）氏が、コレラがエクアドルで流行しており、ブラジル住民に伝染の恐れがあることを指摘した。彼の主張によれば、この事態はずさんな環境管理、より一般的には都市運営の結果であり、したがってラテン・アメリカを援助し、リオの国際会議を準備することが緊急である。コルドバでは、同じペルー代表のヘレラ（Herrera）氏が「経済的利害とエコロジー上の利害は対立しうる」ことを強調し、「企業の不正行為に対し国際的に認められた制限を設ける」ことの重要性を示した。ヨーロッパの議員たちはさらに一步進んで、環境の分野で都市同士の技術協力を発展させる有効性を訴えた。という

のは、この点にこそ南側の問題があるからで、行動を起こす必要性を認識してはいても、南側にはそうする手段が欠けている。その結果、他の優先課題、特に経済的な優先課題があると考える政府もある。こうしたことから、世界都市連合（FMCU）および国連、世界保健機関（英WHO）等の国際機関は、開発と環境問題には関連があり、この二つの間に上下関係はあり得ないことを示唆している。さらに世界都市連合は、その能力のある北側都市に、南側都市が政策の中に環境問題を取り入れるのを援助するよう呼びかけている。こうしたわけで、すでに確認したように（二の2参照）世界都市連合開発（CUD）はこの分野で大変活動的である。同連合開発の先鋒はもちろんMETAPプログラムである。さらに、地中海に関して言えば、スペインのロスピタレット・デ・リョブレガット（L'Hospitalet de Llobregat）での会議で環境問題は平和の問題でもあり、環境保全は「住民への広報活動と、責任感の高揚」を前提とすることが主張された（前記三の1参照）。

アオスタではパリス氏が、環境問題には「国際的レベルでの指針の決定」とその「地域レベルでの実施」という二つの側面があることを強調した。つまり、双頭の活動であり、これが同連合がリオの国際会議に参加するにあたってのスローガンとなつた。

（2）国連環境・開発会議への世界都市連合の貢献

国連が主催し、1992年6月1日から12日までブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境・開発会議（CNUED：Conférence des Nations Unies pour l'Environnement et le Développement）は、環境問題に都市が関与することの重要性を都市が政府に対し主張する上で理想的な機会であった。しかし、討議の中でこの主張が重みを持つためには、世界都市連合は他の代表的都市連合組織と共同の立場を示す必要があった（②）。ところが、これはなかなか困難な企てで、そのためにはまず会員の意思統一を図る必要があった（①）。

① 世界都市連合内部での準備

1991年7月16日、リスボンで、世界都市連合の会長代理達は、国連に対し今後の作業の土台となる要綱（texte cadre）を送ることを決めた。この要綱はその後アオスタの国際評議会で議論され、同評議会の作業分科会の参加者から修正案が出され修正された。この要綱の要旨は次のとおりであるが、まず二つの指導理念について触れる必要がある。

- a 環境問題の普遍的認識
- b 地球レベルで考えるために、地域レベルで行動すること。

第一の考えは国際的援助を正当化することに結び付いている。というのは環境問題は、それが引き起こす懸念の重大さ、人間の生活の仕方・生活水準に与える影響からして、普遍的問題だからである。また、最終的には、環境問題は民主的手続きを前提とするからである。

しかしながら、問題の在り方は地域によって異なること、また、ニーズが多様であ

るのでプロジェクトの柔軟性、具体的状況への配慮が必要となるが、そうした場合でも連帯を強めること、共通基準を定めることも必要であることを忘れてはならない。他方で環境破壊のリストが作成され、これにより環境は、都市のむやみな発展、森林の急速な後退、そしてまた人口の急速な増加、と言うように否定的な形で定義される。世界都市連合はその信条に忠実に、「着手される行動が技術援助を通じて行われる場合、それはまず人間の地位の向上、生活の向上を目指して行わなければならない。」と考える。開発と環境保全は密接に結び付いており、その兼ね合いを決めるのは文化の役割である。開発といえば都市、というわけで二つ目の理念が生まれた。

実際、都市は「長期的な開発には避けて通れないパートナー」である。しかし、都市はまた同時に「環境悪化の源」でもある。つまり、都市の立場は両義的である。いずれにせよ、都市は国、国際機関のプロジェクトにとって欠かすことのできない仲介役であり、また都市は独自の責任を負っている。こうして、市町村当局の重視およびその立場の強化はどんな長期開発戦略においても重要な鍵の一つであり、国連環境・開発会議の結論で引き出される優先活動課題の一つと見なされるべきである。これらの優先課題は六つある。

- a 「市民が安全な環境と健康を享受する権利」を確認し、この権利を憲法レベルで認めること。
- b 市町村当局が果たすべき決定的役割の確認。
- c 地方分権化、地方自治の確立に向けた手続きの促進およびそれに伴う適切な財源の移転、ならびに環境問題が市町村当局の枠を越える場合における地域レベルでの自治体間の連帯の促進についての勧告の成文化。
- d 「環境政策における市町村当局の立場と役割を増大させるプログラム」に沿って開発援助を行う諸団体へ、その能力に応じた支援を行うこと。
- e 環境問題を処理するための国際機関の創設。（ルジール＝オグレル氏によれば、この機関は国連の管轄下に置かれるべきである。）
- f 市町村当局に対し、都市生活者の環境権、生活環境権の保証者となるよう要求すること。

同連合首脳部の作業と平行し、同連合は地域的なレベルで率先して会合を行った。これには一方で、都市のニーズおよび潜在能力をより良く認識し紹介するため、また一方でリオ会議準備に対する都市の意識を高めるという二重の目的があった。これらの会合は1991年最終四半期に、スペインのロスピタレット・デ・リョブレガット (l'Hospitalet de Llobregat) では西側都市を対象とし（前記三の1参照）、ドイツのロストック (Rostock) では東側都市を対象とし、コート・ジボアールのアビジャン (Abidjan) ではアフリカの都市を対象に行われた。

アオスタでは事務総長が、リオ会議は、まず政府に対する、そして都市の役割を認めるのに消極的な機関に対する戦いの場であることを示した。こうした理由により同連合は、他の地方自治体を代表する団体と共同の立場をとった提案を準備したのであった。

② 外部との準備

リオ会議では、国の代表、環境保護団体、大企業、報道関係者等、およそ8000人の参加者を見込んでいたにもかかわらず、誰もそこに都市を招待することを思いつかなかった。そこで世界都市連合は都市の立場を理解してもらい、都市の問題を提起し、活動、提案を説明するため、共同行動に全力を傾けた。同連合はこの会議に都市を代表するすべての組織を関与させ、こうすることで国際自治体連合（I U L A）が代表権を独占することを阻もうとした。こうして、世界的基盤を持つものであれ、地域的基盤（ヨーロッパ、アフリカ、中近東、ラテン・アメリカ、アジア）を持つものであれ、すべての大きな国際的都市組織に連絡が取られた。世界都市連合の切り札の一つは、リオ・デ・ジャネイロ市長アレンカール（Alencar）氏が持つ世界都市連合会長代理という肩書きであった。

幾つかの国際的都市組織（この中にI U L Aは含まれてない。）が共同戦術を繰り広げるための作業会議が、1991年10月10日にリオで開かれた。リオ92に向けて組織相互が協力し、一致して活動を行うための条件を作る一方、参加者の多様な意見発表を保証し、関心のばらつきを尊重することという二重の配慮が参加者達を活気づけた。

我々は既に、アオスタの国際評議会がリオ会議の「準備作業に向けての協力計画」を作成したのを見てきた。

この計画のお陰で世界都市連合は、1992年の1月15日に15の国際的都市組織を集めてリオで行われた新たな会合で、自らの立場を紹介することができた。この第二回会合は最初の快挙であった。なぜなら代表的な組織すべてが呼びかけに応じたからである。この会議の終わりには、リオ会議の際に各組織の活動のよりどころとなる共同綱領が採択された。

綱領の中で参加者達は最初に次の原則を明確にしている。

- a 「開発」と「環境」の関連（前者は後者にとり持続的である必要がある）
- b 持続性のある開発戦略実現に不可欠な都市の重要性
- c 上記戦略の当然の帰結としての地方自治および地方の民主主義
- d 都市地域と農村地域との間の世界的均衡の尊重
- e 多様な各都市の現状を尊重するため、共通の問題に対する解決策にも柔軟性を持たせること
- f 環境のための闘いが持つ社会的側面（社会疎外との、および社会的条件悪化との闘い）
- g 都市によりこれまで進められてきた適切な政策の存在

第二に、参加者達は、自然環境地域の尊重と都市環境の調和を保証するため、経済発展と環境の均衡に必要な措置の実行を都市（そして地方自治体全体）が支持することを約束した。参加者達は同様に、会員と共にリオ会議から発せられる勧告を実現し、また会員と共に環境保護の世界政策の一手段としての地方分権型協力を促進することを約束した。

最後に参加者達は、各國政府が地方自治を認め、地方自治体の間で作られた国際協力ネットワークに支持を寄せるべきであると勧告している。彼等は同じく、この原則の実行状況をチェックする機構（都市および地方自治体の連合団体の代表から成る）を国連に設置することを奨励している。同じ考えに則り、都市の大規模な国際組織に、都市の連合団体の代表から成る諮問機構を設け、この機構を各國政府に認知してもらう必要があろう。地方レベルで都市環境に関する革新的プロジェクト、およびこれらのプロジェクトに関する情報交換プロセスを直接援助するため基金を創設することも有用であろう。

この2度目の会合はまた、国連に対しこれらの主張を弁護するため四つの組織（世界都市連合（FMCU）、大都市サミット、IULA、メトロポリス）に代表権を委任した。

1992年3月世界都市連合と他の組織はリオ会議の準備会合に出席した。

同年5月28-29日、クリチーバ市（Curitiba）（ブラジル南部）は、環境問題に関する提案や経験を交換することにより都市同士の連帯を強めるため、世界フォーラムを開催した。世界都市連合は他の都市、都市連合組織とともにこれに参加した。環境の分野で経験の豊かなヨーロッパ都市を探すため、クリチーバ市が問い合わせを行ったのは同連合に対してであった。クリチーバ市は、紙の再利用における先端技術や多数の緑地、さらに良質の環境に向けた闘いで、住民、特に子供達を取り込んで活動を行っていることにより、ブラジルにおける「エコロジーの中心都市（Capital écologique）」と見なされている。

③ リオ会議の成功とその後

世界都市連合のイニシアチブにより、リオ会議に都市の出席が認められただけでなく、都市のための特別会議（*séance spéciale*）が開かれた。都市および都市の連合組織は、国連事務総長および各國代表の前で問題提起を行うとともに、その行動能力を示すことができた。また、同じく世界都市連合のイニシアチブにより、リオ会議のための準備作業を通じて世界的規模の都市連合組織、すなわち同連合、IULA、世界大都市サミットおよびメトロポリスの間での共同作業が可能であることが示された。いずれにせよ、「都市」の参加も実現し、リオ会議は21世紀に向けて環境問題の枠組みを確立することができたといえよう。

1992年12月7日から9日までポルトガルの里斯ボンで開かれた世界都市連合国際評議会の「地域環境政策に関する第一委員会（Commission N°1 La Politique Locale de l'Environnement）」ではリオ会議を踏まえて、環境問題と都市の関係を次のように整理した。

- a 都市は環境問題の原因者であると同時に被害者でもある。都市には特別の責任があるとともに都市のみがなしうる改善活動がある。その行動は可能な限り分権化されなければならない。環境政策の展開には住民参加が必須である。
- b 環境問題は、個々の都市の範囲を超える広がりをもっており、単独で処理することはできず、問題領域は諸都市に共有されている。

c 活動は、地域の実情に応じて柔軟に行われる必要があり、環境政策においては最大限の地方分権化を進めなければならない。都市相互の協力は、技術的なものに限られるものではない。地域環境対策は、相互の理解と協調に基づくものでなければならず、その実行を支援し合わなければならない。協力とは、相互の必要性に基づき、効果的な解決策を提供し合うものでなければならない。

同連合のルジール・オグレル事務総長は、リスボンの国際評議会における1992年活動報告の中で、環境問題と都市および世界都市連合の関係について、次のように述べている。「環境問題の領域では地域のニーズに沿っていることが大切であり、すべては都市の行動能力にかかっている。共同活動の分権化を最大限進め、都市のもつ全手段（姉妹提携、都市間ネットワーク、2都市間協定）を活用する必要がある。世界都市連合の役割は直接の行為者というよりも、まず促進し調整し、経験の交流することにある。また、共有できる教訓を引き出すのもFMCUの仕事である。環境問題が反目や支配の種とならず、都市同士をつなぐ糸となるために。」

第2部のおわりに

ここ数年間に世界が経験した激動は世界都市連合の適応能力、つまり刷新能力を試すこととなった。原則上また制度上、同連合は、「活動の多様化と、諸分野を貫く横断的テーマを中心とした団結とを両立させること」ができる機構であるといえよう。その実現に関して評価を下すのは時期尚早であるが、事務総長はこの両立が単なる意思にとどまらないことを願っていた。さらにまた、この両立の背後には、同連合が保持しようと強く望んでいるもう一つの均衡を隠している。つまり「政治と技術的作業の均衡」である。この二つは、機構上分離されることもあるし（世界都市連合開発（CUD）の例）、また同じ協力作業の中で共存することもあり得る。

巻末資料

<情報源>

(1) 世界都市連合 (FMCU) (Fédération Mondiale des Cités Unies)
22, rue d'Alsace 92300 Levallois-Perret Cedex
電話 : (1)47.39.36.86
FAX : (1)47.39.36.85

(2) 世界都市連合開発 (CUD) (Cités Unies Développement)
上記同じ

(3) 交渉先

一般的資料請求 : フォール (Faure) 女史
電話 : 47.39.36.86

一般的問合せ : ルジール=オグレル (Lesire-Ogrel) 氏
およびヴェンチュラ (Ventura) 氏 (東一西間協力も同氏)
電話 : 47.39.36.86

出版物関係 : ルメール (Lemaire) 女史
電話 : 47.39.36.86

姉妹都市提携に関する資料・問合せ : コルレー (Colleter) 女史
電話 : 47.39.36.86

北一北間協力に関する問合せ : コルレー女史 (移民問題) およびマリー (Marie) 女史
電話 : 47.39.36.86

南一北間協力に関する問合せおよび世界都市連合開発 (CUD) もしくは CIUDA
GUAに関する一般的問い合わせ : テタール (Tétart) 氏
電話 : 47.39.36.86

マグレブ地域の地方自治体について : ブースラウイ (Boussraoui) 氏
電話 : 47.39.36.86

ヤムスークロ (Yamoussoukro) 活動プランおよびアフリカの地方自治体との協力に関して：マルジュリ (Margerie) 氏

電話 : 47. 39. 36. 86

CODATU、CITYNETおよびアジアとの協力に関して：キュレ (Curé) 氏

電話 : 47. 39. 36. 86

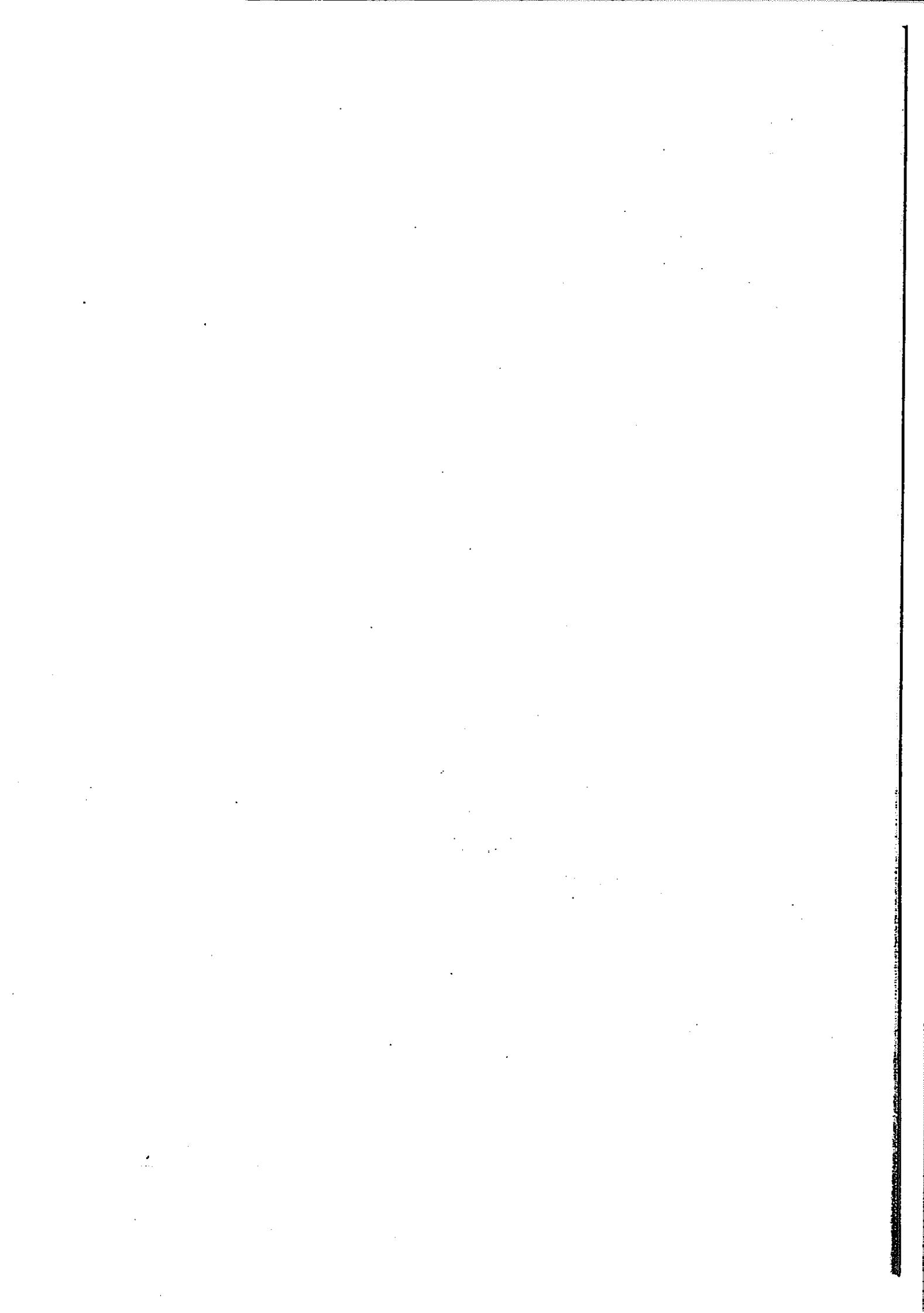
東－西間協力および環境問題に関して：アフリーヌ (Afrine) 氏

電話 : 47. 39. 36. 86

<参考文献>

- (1) Statuts de la F.M.C.U et C.U.D
- (2) Texte du discours d'orientation de Pierre Mauroy au Conseil International d'Aoste
- (3) Rapport d'activités 1991
- (4) Rapport financier 1991
- (5) La revue "Cités Unies" : numéros 137, 141, et 142
- (6) La lettre "Cités Unies" : numéro 2 et 4
- (7) Suppléments aux numéros 141 et 142 de la revue "Cités Unies"
- (8) Document du Conseil International d'Aoste sur l'atelier de coopération nord-nord
- (9) Document-guide sur "la coopération internationale d'aide au développement et les collectivités locales" édité par C.U.D en 1990
- (10) Document du Conseil International d'Aoste sur l'atelier de coopération nord-sud
- (11) Brochure de présentation de C.U.D
- (12) Brochures de présentation de CIUDAGUA, CODATU et CITYNET
- (13) Actes de la réunion de lancement du réseau de MEDCITES
- (14) Rapport sur le plan d'action de Yamoussoukro
- (15) Programme 1991 pour la coopération est-ouest
- (16) Document du Conseil International d'Aoste sur l'atelier de coopération est-ouest
- (17) Projets 1992 de coopération entre les villes hongroises et les collectivités ouest-européennes

- (18) Texte du communiqué final de la réunion des associations internationales et régionales de villes à Rio de Janeiro le 11 octobre 1991
- (19) Texte du projet de contribution aux travaux préparatoires à la Conférence des Nations Unies sur l'environnement et développement (amendé par le Conseil International d'Aoste)
- (20) Texte de la déclaration commune des villes et des autorités locales à Rio de Janeiro le 15 janvier 1992



変容する「世界都市連合」の活動

平成5年3月

発行 財団法人自治体国際化協会

東京都千代田区九段南3-3-6 ニッセイ麹町ビル4F

TEL 03-3222-5381

当誌は再生紙(40%)を使用しております。

